

# 令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会

## 会 期 日 程 表

| 日次 | 月 日   | 曜 日 | 本 会 議 ／ 委 員 会   |
|----|-------|-----|-----------------|
| 1  | 6月5日  | 月   | 開会・提案理由説明       |
| 2  | 6月6日  | 火   | 休会（発言通告締切 正午まで） |
| 3  | 6月7日  | 水   | 休 会             |
| 4  | 6月8日  | 木   |                 |
| 5  | 6月9日  | 金   |                 |
| 6  | 6月10日 | （土） |                 |
| 7  | 6月11日 | （日） |                 |
| 8  | 6月12日 | 月   | 質疑・一般質問         |
| 9  | 6月13日 | 火   | 休 会             |
| 10 | 6月14日 | 水   |                 |
| 11 | 6月15日 | 木   | 質疑・一般質問・委員会付託   |
| 12 | 6月16日 | 金   | 予算決算常任委員会       |
| 13 | 6月17日 | （土） | 休 会             |
| 14 | 6月18日 | （日） |                 |
| 15 | 6月19日 | 月   |                 |
| 16 | 6月20日 | 火   | 建設経済委員会／分科会     |
| 17 | 6月21日 | 水   | 市民福祉委員会／分科会     |
| 18 | 6月22日 | 木   | 総務文教委員会／分科会     |
| 19 | 6月23日 | 金   | 休 会             |
| 20 | 6月24日 | （土） |                 |
| 21 | 6月25日 | （日） |                 |
| 22 | 6月26日 | 月   | 予算決算常任委員会       |
| 23 | 6月27日 | 火   | 議会運営委員会         |
| 24 | 6月28日 | 水   | 委員長報告・討論・採決・閉会  |

## 令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会

### 目 次

| 第1号（6月5日）                                  | 頁  |
|--------------------------------------------|----|
| 1. 議事日程 .....                              | 3  |
| 2. 本日の会議に付した事件 .....                       | 4  |
| 3. 出席議員及び欠席議員 .....                        | 4  |
| 4. 説明のため出席した者 .....                        | 5  |
| 5. 事務局職員出席者 .....                          | 5  |
| 6. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....                   | 7  |
| 7. 日程第2 会期の決定 .....                        | 7  |
| 8. 日程第3 議案第57号～議案第77号<br>報告第5号～報告第7号 ..... | 7  |
| 9. 提案理由の説明 .....                           | 7  |
| (1) 議案第57号（池田市民部長） .....                   | 7  |
| (2) 議案第58号（池田市民部長） .....                   | 8  |
| (3) 議案第59号（池田市民部長） .....                   | 8  |
| (4) 議案第60号（大林総務部長） .....                   | 8  |
| (5) 議案第61号（有尾消防長） .....                    | 9  |
| (6) 議案第62号（池田市民部長） .....                   | 9  |
| (7) 議案第63号（山崎福祉部長） .....                   | 10 |
| (8) 議案第64号（山崎福祉部長） .....                   | 10 |
| (9) 議案第65号（山崎福祉部長） .....                   | 10 |
| (10) 議案第66号（山崎福祉部長） .....                  | 10 |
| (11) 議案第67号（石井農林部長） .....                  | 11 |
| (12) 議案第68号（中尾教育部長） .....                  | 11 |
| (13) 議案第69号（有尾消防長） .....                   | 11 |
| (14) 議案第70号（大林総務部長） .....                  | 12 |
| (15) 議案第71号（中尾教育部長） .....                  | 13 |
| (16) 議案第72号（池田市民部長） .....                  | 13 |
| (17) 議案第73号（阿蘇品副市長） .....                  | 14 |
| (18) 議案第74号（阿蘇品副市長） .....                  | 14 |
| (19) 議案第75号（阿蘇品副市長） .....                  | 14 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (20) 議案第76号 (阿蘇品副市長) ..... | 14 |
| (21) 議案第77号 (阿蘇品副市長) ..... | 14 |
| (22) 報告第5号 (大林総務部長) .....  | 14 |
| (23) 報告第6号 (大林総務部長) .....  | 14 |
| (24) 報告第7号 (松尾建設部長) .....  | 15 |
| 10. 散 会 .....              | 15 |

## 第2号 (6月12日)

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 議事日程 .....          | 19 |
| 2. 本日の会議に付した事件 .....   | 20 |
| 3. 出席議員及び欠席議員 .....    | 20 |
| 4. 説明のため出席した者 .....    | 20 |
| 5. 事務局職員出席者 .....      | 21 |
| 6. 日程第1 質疑・一般質問 .....  | 22 |
| (1) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 22 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 23 |
| (2) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 23 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 24 |
| (3) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 24 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 25 |
| (4) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 26 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 27 |
| (5) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 28 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 28 |
| (6) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 29 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 30 |
| (7) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 31 |
| ○大林総務部長答弁 .....        | 31 |
| (8) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 32 |
| ○松尾建設部長答弁 .....        | 33 |
| (9) 豊田新二郎議員一般質問 .....  | 33 |
| ○松尾建設部長答弁 .....        | 34 |
| (10) 豊田新二郎議員一般質問 ..... | 34 |
| (11) 芋生よしや議員一般質問 ..... | 35 |

|                  |    |
|------------------|----|
| ○中尾教育部長答弁        | 36 |
| (12) 芋生よしや議員一般質問 | 37 |
| ○中尾教育部長答弁        | 37 |
| (13) 芋生よしや議員一般質問 | 38 |
| ○中尾教育部長答弁        | 38 |
| (14) 芋生よしや議員一般質問 | 39 |
| ○早田市長答弁          | 40 |
| (15) 芋生よしや議員一般質問 | 41 |
| ○山崎福祉部長答弁        | 41 |
| (16) 芋生よしや議員一般質問 | 42 |
| ○早田市長答弁          | 42 |
| (17) 芋生よしや議員一般質問 | 43 |
| ○早田市長答弁          | 43 |
| (18) 芋生よしや議員一般質問 | 43 |
| ○山崎福祉部長答弁        | 44 |
| (19) 芋生よしや議員一般質問 | 44 |
| ○山崎福祉部長答弁        | 45 |
| (20) 芋生よしや議員一般質問 | 45 |
| ○早田市長答弁          | 46 |
| (21) 芋生よしや議員一般質問 | 46 |
| ○池田市民部長答弁        | 46 |
| (22) 芋生よしや議員一般質問 | 47 |
| ○池田市民部長答弁        | 48 |
| (23) 芋生よしや議員一般質問 | 49 |
| ○池田市民部長答弁        | 49 |
| (24) 芋生よしや議員一般質問 | 50 |
| ○早田市長答弁          | 50 |
| (25) 芋生よしや議員一般質問 | 50 |
| ○早田市長答弁          | 51 |
| (26) 芋生よしや議員一般質問 | 51 |
| (27) 古川和博議員質疑    | 51 |
| ○大林総務部長答弁        | 52 |
| (28) 古川和博議員一般質問  | 53 |
| ○池田市民部長答弁        | 54 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| (29) 古川和博議員一般質問 | 55 |
| ○石井農林部長答弁       | 56 |
| (30) 古川和博議員一般質問 | 57 |
| (31) 北原昭三議員一般質問 | 58 |
| ○中尾教育部長答弁       | 59 |
| (32) 北原昭三議員一般質問 | 59 |
| ○中尾教育部長答弁       | 60 |
| (33) 北原昭三議員一般質問 | 60 |
| ○中尾教育部長答弁       | 61 |
| (34) 北原昭三議員一般質問 | 61 |
| ○松尾建設部長答弁       | 62 |
| (35) 北原昭三議員一般質問 | 62 |
| ○松尾建設部長答弁       | 63 |
| (36) 北原昭三議員一般質問 | 63 |
| ○松尾建設部長答弁       | 64 |
| (37) 北原昭三議員一般質問 | 64 |
| ○松尾建設部長答弁       | 65 |
| (38) 北原昭三議員一般質問 | 65 |
| ○有尾消防長答弁        | 66 |
| (39) 北原昭三議員一般質問 | 66 |
| ○有尾消防長答弁        | 66 |
| (40) 北原昭三議員一般質問 | 67 |
| ○有尾消防長答弁        | 67 |
| (41) 北原昭三議員一般質問 | 68 |
| ○有尾消防長答弁        | 69 |
| (42) 北原昭三議員一般質問 | 69 |
| (43) 高橋龍一議員一般質問 | 70 |
| ○池田市民部長答弁       | 72 |
| (44) 高橋龍一議員一般質問 | 72 |
| ○大林総務部長答弁       | 73 |
| (45) 高橋龍一議員一般質問 | 73 |
| ○大林総務部長答弁       | 74 |
| (46) 高橋龍一議員一般質問 | 75 |
| ○中尾教育部長答弁       | 76 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (47) 高橋龍一議員一般質問 ..... | 76 |
| ○中尾教育部長答弁 .....       | 77 |
| (48) 高橋龍一議員一般質問 ..... | 77 |
| 7. 散 会 .....          | 78 |

### 第3号（6月15日）

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 議事日程 .....         | 81 |
| 2. 本日の会議に付した事件 .....  | 81 |
| 3. 出席議員及び欠席議員 .....   | 81 |
| 4. 説明のため出席した者 .....   | 82 |
| 5. 事務局職員出席者 .....     | 83 |
| 6. 日程第1 質疑・一般質問 ..... | 84 |
| (1) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 84 |
| ○大林総務部長答弁 .....       | 84 |
| (2) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 85 |
| ○大林総務部長答弁 .....       | 85 |
| (3) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 86 |
| ○中尾教育部長答弁 .....       | 87 |
| (4) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 87 |
| ○中尾教育部長答弁 .....       | 87 |
| (5) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 88 |
| ○中尾教育部長答弁 .....       | 88 |
| (6) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 89 |
| ○山西学校教育指導室長答弁 .....   | 90 |
| (7) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 91 |
| ○山西学校教育指導室長答弁 .....   | 91 |
| (8) 勢田昭一議員一般質問 .....  | 92 |
| (9) 山下誠治議員一般質問 .....  | 93 |
| ○大林総務部長答弁 .....       | 93 |
| (10) 山下誠治議員一般質問 ..... | 94 |
| ○早田市長答弁 .....         | 95 |
| (11) 山下誠治議員一般質問 ..... | 95 |
| ○早田市長答弁 .....         | 95 |
| (12) 山下誠治議員一般質問 ..... | 96 |

|                  |     |
|------------------|-----|
| ○中村選挙管理委員会事務局長答弁 | 96  |
| (13) 山下誠治議員一般質問  | 97  |
| ○中村選挙管理委員会事務局長答弁 | 97  |
| (14) 山下誠治議員一般質問  | 97  |
| ○大林総務部長答弁        | 98  |
| (15) 山下誠治議員一般質問  | 98  |
| ○大林総務部長答弁        | 99  |
| (16) 山下誠治議員一般質問  | 99  |
| (17) 有働辰喜議員一般質問  | 100 |
| ○中尾教育部長答弁        | 102 |
| (18) 有働辰喜議員一般質問  | 102 |
| ○中尾教育部長答弁        | 103 |
| (19) 有働辰喜議員一般質問  | 103 |
| ○中尾教育部長答弁        | 104 |
| (20) 有働辰喜議員一般質問  | 105 |
| ○中尾教育部長答弁        | 105 |
| (21) 有働辰喜議員一般質問  | 106 |
| ○中尾教育部長答弁        | 107 |
| (22) 有働辰喜議員一般質問  | 108 |
| ○中尾教育部長答弁        | 109 |
| (23) 有働辰喜議員一般質問  | 110 |
| ○中尾教育部長答弁        | 111 |
| (24) 有働辰喜議員一般質問  | 111 |
| ○山崎福祉部長答弁        | 112 |
| (25) 有働辰喜議員一般質問  | 113 |
| ○山崎福祉部長答弁        | 114 |
| (26) 有働辰喜議員一般質問  | 114 |
| (27) 永田紘二議員一般質問  | 115 |
| ○大林総務部長答弁        | 115 |
| (28) 永田紘二議員一般質問  | 116 |
| ○石井農林部長答弁        | 117 |
| (29) 永田紘二議員一般質問  | 117 |
| ○石井農林部長答弁        | 117 |
| (30) 永田紘二議員一般質問  | 118 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○石井農林部長答弁       | 120 |
| (31) 永田紘二議員一般質問 | 120 |
| 7. 日程第2 委員会付託   | 121 |
| 8. 散 会          | 121 |

#### 第4号（6月28日）

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 議事日程               | 125 |
| 2. 本日の会議に付した事件        | 126 |
| 3. 出席議員及び欠席議員         | 126 |
| 4. 説明のため出席した者         | 127 |
| 5. 事務局職員出席者           | 127 |
| 6. 日程第1 表彰状の伝達        | 128 |
| 7. 日程第2 議案第57号～議案第77号 | 129 |
| 8. 各常任委員長の報告          | 129 |
| (1) 建設経済常任委員長報告       | 129 |
| (2) 市民福祉常任委員長報告       | 129 |
| (3) 総務文教常任副委員長報告      | 130 |
| (4) 予算決算常任委員長報告       | 130 |
| 9. 質 疑                | 131 |
| 10. 討 論               | 131 |
| (1) 芋生よしや議員討論         | 131 |
| 11. 採 決               | 132 |
| 12. 閉 会               | 134 |



6 月 5 日 (月曜日)

## 令和 5 年（第 2 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

### 議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 6 月 5 日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 1 号））
- 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第62号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 山鹿市子ども・子育て会議条例及び山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 山鹿市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例
- 議案第68号 山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第71号 財産の処分について
- 議案第72号 固定資産評価員の選任について

議案第73号 人権擁護委員の推薦について  
議案第74号 人権擁護委員の推薦について  
議案第75号 人権擁護委員の推薦について  
議案第76号 人権擁護委員の推薦について  
議案第77号 人権擁護委員の推薦について  
報告第5号 令和4年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について  
報告第6号 令和4年度山鹿市一般会計事故繰越しの報告について  
報告第7号 令和4年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

○

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

#### 出席議員（18名）

|     |   |   |     |   |
|-----|---|---|-----|---|
| 1 番 | 関 | 口 | 和   | 良 |
| 2 番 | 永 | 田 | 壮   | 拓 |
| 3 番 | 深 | 牧 | 大   | 助 |
| 4 番 | 原 |   | 芳   | 郎 |
| 5 番 | 隈 | 部 | 賢   | 治 |
| 6 番 | 高 | 橋 | 龍   | 一 |
| 7 番 | 豊 | 田 | 新   | 二 |
| 8 番 | 山 | 下 | 誠   | 治 |
| 9 番 | 古 | 川 | 和   | 博 |
| 10番 | 金 | 光 | 一   | 誠 |
| 11番 | 松 | 見 | 真   | 一 |
| 13番 | 小 | 川 | 榮   | 二 |
| 14番 | 芋 | 生 | よしや |   |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭   | 一 |
| 16番 | 有 | 働 | 辰   | 喜 |
| 17番 | 服 | 部 | 香   | 代 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭   | 三 |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二 |

○

#### 欠席議員（1名）

18番 富 丸 洋一郎

説明のため出席した者

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 市 長                            | 早 田 順 一   |
| 副 市 長                          | 阿 蘇 品 貴 司 |
| 教 育 長                          | 堀 田 浩 一 郎 |
| 総 務 部 長                        | 大 林 秀 樹   |
| 市 民 部 長                        | 池 田 淳 志   |
| 福 祉 部 長                        | 山 崎 寿 雄   |
| 農 林 部 長                        | 石 井 耕 一 郎 |
| 商 工 観 光 部 長                    | 白 石 浩 二   |
| 建 設 部 長                        | 松 尾 正 都   |
| 教 育 部 長                        | 中 尾 雄 二   |
| 教育部首席審議員                       | 園 田 正 尚   |
| 市民医療センター事務部長<br>兼経営管理課長兼経営企画室長 | 木 村 隆 男   |
| 消防本部消防長                        | 有 尾 壽 朗   |
| 総務部次長兼総合戦略課長                   | 吉 岡 隆     |
| 福 祉 部 次 長                      | 野 満 ふみ子   |
| 福祉部次長兼福祉課長                     | 徳 丸 和 孝   |
| 農 林 部 次 長                      | 栗 原 昭 浩   |
| 建 設 部 次 長                      | 樺 浩 介     |
| 水 道 局 長                        | 阿 蘇 品 健   |
| 人 権 啓 発 課 長                    | 古 川 康 一   |
| 税 務 課 長                        | 川 上 高 博   |

事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 議会事務局長兼議会総務係長 | 小 山 天   |
| 局長補佐兼議事係長     | 森 英 州   |
| 書 記           | 木 村 隆 寛 |

午前10時00分 開会

○

○服部香代 議長

ただいまから令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。

今、議長も申されましたけども、何か別の議会に来ているような感じがいたしておりますけれども、折り返しました、どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年6月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

4月末に判明しました交付前のマイナンバーカード11枚の紛失につきましては、大変なお騒がせと御心配をおかけしました。まずもって、お詫びを申し上げます。対象者の皆様には、マイナンバーカードの速やかな再発行手続きを行い、順次受け取りをお願いしているところでございます。改めてマイナンバーカードの管理等を徹底し、再発防止と、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行し、町なかには徐々ににぎわいが戻ってきているとの声を聞く機会が増えてきました。市内の小中学校でも運動会が無事に開催されるなど、コロナ禍前の日常が一気に戻ってきた感じがいたしております。

また、先日の灯籠まつり実行委員会におきましては、4年ぶりとなる灯籠まつり開催が決定されました。祭りの開催を心待ちにされている方も数多くいらっしゃると思います。市としましても、万全の対策を講じながら、参加される皆様にも見学される皆様にも安心して楽しんでいただける祭りとなるよう、関係者の皆様とともに準備を進めてまいります。市を挙げた灯籠まつりへの取組がはずみとなり、市全域でのさらなるにぎわいにつながるよう大いに期待しているところでございます。

ところで、これまで教育分野と農産物関連を中心に、交流を深めておりました沖縄県宮古島市との件につきましては、事前の協議が整いましたので、この夏に友好都市締結を行おうと思います。海がなく山に囲まれた本市と、川がなく海に囲まれた宮古島市が友好都市を締結することで、互いのポテンシャルを補い、さらなる教育交流や経済交流により、両市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

結びに、本定例会において御審議いただきます議案は、条例12件、予算2件、その他7件の計21件と、報告3件であります。これら諸議案の内容につきましては、

担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。  
て、開会の挨拶とさせていただきます。

○

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

##### ○服部香代 議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高橋龍一議員、  
隈部賢治議員を指名いたします。

○

#### 日程第 2 会期の決定

##### ○服部香代 議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 6 月 28 日までの 24 日間といた  
したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○服部香代 議長

異議なしと認めます。よって、会期は 24 日間と決定いたしました。

○

#### 日程第 3 議案第 57 号～議案第 77 号

##### 報告第 5 号～報告第 7 号

##### ○服部香代 議長

日程第 3、議案第 57 号から報告第 7 号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

##### ○池田淳志 市民部長

議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、一部  
の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改  
正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治  
法第 179 条第 1 項の規定により、同年 3 月 31 日付で専決処分をしましたので、同条  
第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び文言の整備など多岐に及んでおり  
ますので、その中の主な改正点について、御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

改正の内容は、森林環境税の導入に伴う賦課徴収の方法等の規定の見直し、また固定資産税の課税標準の特例の創設、廃止等に伴う所要の規定の整備及び引用する条項の整理、さらに軽自動車税の環境性能割の税率区分及び種別割のグリーン化特例の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は、一部の規定を除き令和５年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案も、議案第57号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和５年３月31日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例措置の創設、廃止等に伴い、引用する法律の条項を改めるものです。

附則としまして、この条例は、令和５年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

次に、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和５年３月31日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

３ページをお願いします。

改正の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる額を改定するものです。

附則としまして、この条例は、令和５年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

#### ○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和５年３月28日に国の予備費使用が閣議決定されたことを受け、食費等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対して、緊急的な支援を行うため、令和５年度一般会計補正予算（第１号）として、地方自治法第179条第１項の規定により４月27日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は8041万3000円です。

予算の内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童家庭支援費の補正額8041万3000円は、食費等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯、具体的には児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や、住民税非課税世帯等に対し、児童１人当たり５万円を給付するものです。財源は、全額国庫支出金です。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第61号 山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類感染症に変更されたことに伴い、その対応作業に係る特殊勤務手当の防疫手当を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

議案第62号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

本案は、促進区域における固定資産税の課税免除に係る地方交付税の特別措置の適用期限が延長されたことに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

１ページをお願いします。



改正の内容は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく同意促進区域における固定資産税の課税免除の対象となる施設等に係る計画の同意期限及び設置期限を令和7年3月31日まで延長するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の4条の規定は、令和5年4月1日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

#### ○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

議案第63号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

本案は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の改正を踏まえ、現在の山鹿市の重度心身障害者医療費助成制度と、その他の全ての公費負担医療制度との併用が可能となるよう、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第64号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴い、引用する法令の条項整備を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第65号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

本案は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、引用する法令等の条項整備を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第66号 山鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例及び山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、引用する法令の条項整備を行うものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

議案第67号 山鹿市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例について、御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法施行令に規定する所定の出資法人のほか、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社等に関し、地方自治法の規定による予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人として定めるため、地方自治法施行令の規定に基づき条例を制定する必要があります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

議案第68号 山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、博物館法の改正に伴い、引用する条項等を整理するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第69号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、火を使用する設備等の管理基準のうち、近年、電気自動車の高出力化のニーズが高まり、急速充電設備について国の基準が改正されたことに伴い、充電設備の200キロワット以上も届出の対象としたため、所要の規定の整備を行うものです。

また、火災予防の観点から、消防長が指定する場所での喫煙所に標識を設置する

規定の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第70号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は5億7789万6000円です。内訳は、物価高騰対策に4億320万2000円、国・県等の補助採択を含む一般行政経費に1億7358万4000円、その他111万円です。

補正予算の主な内容につきまして 歳出により御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）企画費の補正額1億200万円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、民間事業者が実施するサテライトオフィス等の整備を支援するものです。

次の（目）地域振興費の中の地域公共交通事業1452万7000円は、路線バス（鹿北線）が令和5年9月末をもって廃止されることに伴い、予約制あいのりタクシーの対象エリアを拡大するとともに、市街地への運行日数を週2日から週6日に拡充するものです。また、通勤・通学の利用者に配慮し、1日3便往復運行する定時定路線のあいのりタクシーを新たに導入するものです。いずれも令和5年10月から実施します。

10ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の中の価格高騰重点支援給付事業2事業は、いずれもエネルギー・食料品等の価格高騰による家計への負担感が大きい低所得世帯に対し、臨時的な措置として一律3万円の価格高騰重点支援給付金を給付するものです。

12ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業2095万5000円は、国・県の補助金を活用し、農地の集約化に取り組む事業者や新規就農者の設備投資を支援するものです。

次の農産物生産振興事業2340万1000円は、国産麦・大豆の生産拡大等に取り組む事業者の設備投資を支援するものです。

次の（款）商工費、（目）商工総務費の補正額9380万8000円は、エネルギー価格高騰の状況を踏まえ、家庭用契約世帯を対象としたＬＰガス料金の負担軽減のための支援を行うものです。１世帯当たり6000円の給付を、熊本県ＬＰガス協会を通して実施します。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

議案第71号 財産の処分について、御説明いたします。

本案は、本市財産の効率的運用及び山鹿市立千田小学校の用に供していた土地及び建物の有効活用を図るため財産を処分するもので、規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産は、土地については、所在及び地番、山鹿市鹿央町千田字上寺4180番1、地目は雑種地、地積2137平方メートルほか２筆で、合計面積が３万360平方メートル、建物については、所在、山鹿市鹿央町千田字上寺4187番地、構造は鉄筋コンクリート造２階建て、床面積2087平方メートルの教室管理棟ほか７棟で、合計3056平方メートルでございます。

売却価格は5200万円、契約の相手方は、山鹿市鹿央町広2175番地、やまがＢＡＳＥ株式会社、代表取締役 中原功寛でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

議案第72号 固定資産評価員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、本年４月の人事異動に伴いまして、市民部税務課長、川上高博を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第73号から議案第77号までの人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

まず、議案第73号から議案第75号までの3案件は、3名の人権擁護委員が令和5年9月30日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第73号は、池尻和則氏の任期満了に伴い、新たに中原英明氏を推薦しようとするものでございます。

次に、議案第74号は、安谷美智子氏の任期満了に伴い、新たに下川健二氏を推薦しようとするものでございます。

次の議案第75号は、飯川貞子氏の任期満了に伴い、新たに藤本照子氏を推薦しようとするものでございます。

また、議案第76号及び議案第77号は、欠員となっております人権擁護委員について、角田頼子氏及び西口清美氏を推薦するため、同じく人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。

御参照の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

報告第5号 令和4年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しにつきて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

(款) 民生費、子育て世帯生活支援特別給付事業ほか19の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ令和5年度へ繰り越したものです。

続きまして、報告第6号 令和4年度山鹿市一般会計事故繰越しにつきて、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

(款) 災害復旧費、補助災害復旧事業ほか3つの事業について、年度内に支出が終わらなかったため、記載のとおり、それぞれ令和5年度へ繰り越したものでございます。

以上、報告申し上げます。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

報告第7号 令和4年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、御報告いたします。

2ページをお願いします。

(款)資本的支出、(項)建設改良費、山鹿浄水センター脱水乾燥機改築更新事業ほか1事業につきまして、予算計上額に対し、記載のとおり、令和5年度に繰越しを行ったものです。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

————— ○ —————

散 会

○服部香代 議長

今定例会において受理しました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

~~~~~

6 月 1 2 日 ( 月 曜 日 )

# 令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議 事 日 程（第2号）

令和5年6月12日（月曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 豊田新二郎

##### 一般質問

- （1）防災・災害対策について
- （2）自治体DXについて
- （3）高齢者・障害者に優しい歩道の整備について

#### 2. 芋生よしや

##### 一般質問

- （1）学校給食無償化について
- （2）国民健康保険税について
- （3）自衛官等募集事務について

#### 3. 古川和博

##### 質 疑

- （1）議案第70号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）  
P9（目）企画費 デジタル田園都市国家構想推進事業

##### 一般質問

- （1）持続可能な地域公共交通体系について
- （2）持続可能な山林環境整備について

#### 4. 北原昭三

##### 一般質問

- （1）学校施設の環境整備について
- （2）市営住宅の管理について
- （3）消防について

#### 5. 高橋龍一

##### 一般質問

- （1）信賞必罰について
- （2）報道機関への情報提供について
- （3）学校給食について



---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（18名）

|      |   |   |     |    |
|------|---|---|-----|----|
| 1 番  | 関 | 口 | 和   | 良  |
| 2 番  | 永 | 田 | 壮   | 弘  |
| 3 番  | 深 | 牧 | 大   | 助  |
| 4 番  | 原 |   | 芳   | 郎  |
| 5 番  | 隈 | 部 | 賢   | 治  |
| 6 番  | 高 | 橋 | 龍   | 一  |
| 7 番  | 豊 | 田 | 新   | 二郎 |
| 8 番  | 山 | 下 | 誠   | 治  |
| 9 番  | 古 | 川 | 和   | 博  |
| 10 番 | 金 | 光 | 一   | 誠  |
| 11 番 | 松 | 見 | 真   | 一  |
| 13 番 | 小 | 川 | 榮   | 二  |
| 14 番 | 芋 | 生 | よしや |    |
| 15 番 | 勢 | 田 | 昭   | 一  |
| 16 番 | 有 | 働 | 辰   | 喜  |
| 17 番 | 服 | 部 | 香   | 代  |
| 19 番 | 北 | 原 | 昭   | 三  |
| 20 番 | 永 | 田 | 紘   | 二  |

---

欠席議員（1名）

18 番 富 丸 洋一郎

---

説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |     |
|---|---|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 早 | 田 | 順 | 一   |
| 副 | 市 | 長 | 阿 | 蘇 | 品   |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 田 | 浩一郎 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 大 | 林   |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 池 | 田   |
| 福 | 祉 | 部 | 長 | 山 | 崎   |
|   |   |   |   | 秀 | 樹   |
|   |   |   |   | 淳 | 志   |
|   |   |   |   | 寿 | 雄   |

|              |         |
|--------------|---------|
| 農 林 部 長      | 石 井 耕一郎 |
| 商工観光部長       | 白 石 浩 二 |
| 建 設 部 長      | 松 尾 正 都 |
| 教 育 部 長      | 中 尾 雄 二 |
| 消防本部消防長      | 有 尾 壽 朗 |
| 福 祉 部 次 長    | 野 満 ふみ子 |
| 商工観光部次長      | 迎 田 祐 樹 |
| 教育部次長兼学校教育課長 | 佐 藤 誠 記 |
| 情報政策課長       | 飽 本 勝 徳 |
| 防災監理課長       | 園 田 和 雄 |
| 地域生活課長       | 豊 田 義 幸 |
| 市 民 課 長      | 松 林 敏 治 |
| 国保年金課長       | 入 江 智 紀 |
| 林業振興課長       | 村 上 吉 彦 |
| 建 設 課 長      | 渕 上 邦 広 |
| 都市整備課住宅政策室長  | 佐 伯 勝 徳 |
| 教育総務課長       | 永 田 健 一 |
| 消防本部消防総務課長   | 栃 原 正 博 |

事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 議会事務局長兼議会総務係長 | 小 山 天   |
| 局長補佐兼議事係長     | 森 英 州   |
| 書 記           | 木 村 隆 寛 |

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 0 \_\_\_\_\_

〔7番 豊田新二郎 議員 登壇〕

において重要な役割を果たします。

そこで、地域住民の安全確保を目的として、大雨や大型台風が接近した際に設置されている本市の自主避難所について伺います。本市が設置している自主避難所の設置状況、周知方法、地域との連携、そして直近2年間の利用状況について、また利用状況に応じて今後の自主避難所の改善や追加設置等の予定について伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、自主避難所について、お答えをいたします。

自主避難所とは、台風の接近や長時間降り続く雨などにより、河川の増水や内水氾濫、暴風による災害のおそれがあるときに、自宅にすることに不安や危険を感じた市民が、親戚宅・知人宅などの安全な避難先を確保できない場合のために開設する一時的な避難所でございます。

現在の設置状況につきましては、避難所としての一定要件を備えていること、地理的要件等を考慮して、市民交流センター及び各市民センターの5か所を基本に開設いたしております。

次に、周知方法につきましては、防災行政無線、やまがメイト、ホームページ、SNS、テレビ情報デタポンなどを用いて情報発信を行っております。

また、地域との連携につきましては、地元区長及び自主防災組織から、公民館などを地域避難所として開設した旨の連絡や避難者の状況など、定期的に市へ連絡していただく一方、市からも気象や災害に関する最新情報を提供するなど、緊密に連携を図っているところでございます。なお、直近2年間に市が開設した避難所の利用状況ですが、令和3年度が348名、大型で猛烈な強さの台風14号が接近した令和4年度は1113名の方が利用をされました。

今後も自主避難所で従事するスタッフ等の意見などを参考に、適宜改善に努めてまいりますとともに、災害の規模、状況に応じて、山鹿市総合体育館をはじめ、公共施設の中から追加開設し、市民の自主的な避難の受皿を確保したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

昨年、大型の台風14号の接近時に、各避難所を回って様々な御意見をいただきました。世帯数の多い鹿校通り区、古閑区の皆様からは、利便性がよい山鹿健康福祉センターの開設のお願い、また市民交流センターに避難されていた高齢者で、会議室に入れなく、ホールの座席に着席をしたままの方からは、御不満の声もいただきました。このような御意見を踏まえ、今後さらなる改善をお願いしたいと思います。

次に、高齢者や障害者への対応を伺います。高齢者や障害者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが後を絶たないことは報道でも指摘されており、災害弱者は公助に頼らざるを得ないところでもあります。避難に支援や配慮が必要な方に対し、本市はどのような取組を行っているか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、災害弱者への支援について、お答えをいたします。

本市では、避難の際に支援が必要な人として、介護保険の要介護3以上の認定者、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持し、かつ単身世帯の方を対象に、避難行動要支援者名簿を作成し、御本人の同意を得た上で、民生委員・児童委員や行政協力員、消防、警察、社会福祉協議会などの避難支援関係者へ情報を提供することで、災害時の避難支援体制の確保に取り組んでおります。

さらに、在宅の要支援・要介護認定者の災害時の避難につきましては、ケアマネージャーに対する集団指導の際に、担当する在宅の要支援・要介護認定者ごとの防災行動計画を作成するようにお願いをしており、併せてショートステイなどを活用し、安全確保につなげております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

災害弱者は、本市が発信する情報にも対応できない方が多いかと思います。本市と各避難支援関係者との連携、避難支援体制の確保ができていることについては安心しました。

次に、避難所運営について伺います。避難所運営には、様々な問題点が存在します。

1、災害備蓄品の確保。避難所には多くの人が集まるため、衣・食・住の対応が必要となります。地震や台風、水害など、災害発生時における衣・食・住の確保は基本的な課題であります。どのような災害備蓄品が備えられているか、備蓄品の種類や数量、また災害備蓄品の保管場所、管理体制が整っているか。

2、衛生環境の確保。多くの人が密集する場所であるため、トイレや洗面所などの衛生環境が悪化することがあり、感染症のリスクもあるため、清潔な環境を保つことが求められます。

3、プライバシーの確保。避難所では多くの人が同じ空間で生活することになります。そのため、プライバシーを守ることが難しい場合があります。

4、心理的な支援。災害により避難を余儀なくされたことは、精神的にも負担が大きいもので、避難所では適切な心理的な支援が必要とされます。

このような開設・運営の問題点は、避難所運営マニュアルを基に対応されると思いますが、構成内容を伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質問の、避難所の問題点及び避難所運営マニュアルについて、お答えをいたします。

まず、現在、災害時の備蓄品としまして、飲料水5892リットル、アルファ米やパンや缶詰など1万2080食、乳幼児用ミルク168食、毛布885枚、マット1258枚、紙おむつ1566枚、生理用品1万577枚、簡易トイレ1600個、救急箱16個、防護服6458着、マスク8万6180枚、消毒液436リットル、グローブ9000枚、避難所での授乳や更衣時等のプライバシーを確保するための簡易間仕切り21セットを備蓄しております。

これらの備蓄品は、効率的に備蓄・運搬・配布するために、本庁舎地下及び各市民センターなどに分散配備し、保管しております。

衛生環境の確保の中でも、特にトイレや洗面所につきましては、健康被害の拡大と衛生環境の悪化、不快な思いをする避難者を増やす原因にもなるため、定期的な清掃や換気、避難者の協力を得て適切な衛生管理に努めてまいります。

プライバシーの確保につきましては、見知らぬ者同士が避難所で集団生活を強いられることで、精神的な疲労がたまり、体調に支障を来すことも考えられます。そのため、間仕切り用パーティションの活用等により、できるだけプライベートな空間を確保するとともに、集団生活によって健康に悪影響を受けやすい妊産婦や乳幼児は、個室に集約するなど配慮してまいります。

心理的ケアにつきましては、生活環境の変化による心身の機能の低下、持病の悪化、心の健康に関する問題などのトラブルに対処するため、保健師等による保健指導、巡回相談などを実施し、気軽に健康相談ができるようにしたいと考えております。

次に、避難所運営マニュアルの構成について、お答えをいたします。

本市では、熊本県避難所運営マニュアルを参考に、避難所を円滑に開設及び管理運営できるよう、市の避難所運営マニュアルを平成27年3月に作成し、令和4年4月に改正したところでございます。

本マニュアルは、避難所の開設・運営の基本的な考え方、避難所の開設までのフロー、避難所の開設、市民による避難所の運営、避難所運営で特に配慮が必要なこと、円滑に避難所運営を行うための平常時の活動の6つで構成しており、市の職員はもとより、施設管理者、避難者等がその役割を容易に把握できるように記述しております。

また、実際の災害時に活用されることを目的としているため、添付している避難所運営に係るチェックリストにより点検し、問題点や課題等がある場合には速やかに改善し、より実効性のあるマニュアルとなるよう努めております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

**○豊田新二郎 議員**

災害備蓄品の管理体制や避難所の開設、様々な問題点については、避難所運営マニュアルを基に対応されることが分かりました。今後想定される災害において、より実効性のある体制づくりのため、定期的な訓練や演習の実施も行い、災害避難時のスムーズな運営を行なえるよう努めていただきたいと思います。

次に、災害時にペットの同行避難について伺います。地震や豪雨、台風など、自然災害が起きた際、ペットと飼い主がどのように避難すればよいのか関心が高まっています。2016年の熊本地震などを経て、ペットと飼い主と一緒に避難所で過ごすことができる同伴避難に取り組む自治体も増加しています。

2011年の東日本大震災では、飼い主がペットを連れて避難所に入ることを断られたケースが相次いだという事態を踏まえ、環境省は2013年に災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、動物愛護の観点のみならず、住民の安全や公衆衛生、飼い主を守る側面から、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難を推奨する方針を打ち出しました。

しかし、2016年の熊本地震では、被災者の知識不足や動物アレルギーの配慮から、避難所ではなく、車中泊で避難生活を送られる方が多かったとのこと。熊本地震での死者273人のうち、避難生活の負担が原因で死亡した震災関連死は約8割の218人に上り、避難所ではなく車中泊でエコノミークラス症候群を引き起こして亡くなられた方も多数おられます。

近年は、コロナ禍において、ペットに癒しを求めて共生を好む家庭が増えたともいわれています。避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方などへの特別な配慮が求められます。また、避難や避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるので、ペットの行動も考えた十分な準備をすることが重要であると考えます。

ペットの同行避難所は、ペットの救済のためでなく、家族の一員であるペットの存在を必要としている人間を支援するという意味でもあります。動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいる中で、一般の方と違う箇所でペットの同行避難所として開設するほうが、全ての市民にとってよい支援ができるのではないかと思います。

他自治体の先行事例を参考に、本市でもペットの同行避難所に積極的に取り組んでいただきたいと思います。本市の取組と今後について伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

ただいまの御質問に、お答えをいたします。

ペット同行避難につきましては、先ほどの御答弁申し上げました避難所運営マニュアルの中に記載がございます。避難者や避難所を運営する方の中には、動物が苦手な方や、様々なアレルギーをお持ちの方がいらっしゃることは十分考えられますので、居住スペース部分は原則としてペットの持込みを禁止とさせていただいております。

同行避難させたペットにつきましては、当該避難所の施設管理者等の許可を得て、敷地内の屋外にある駐輪場などに専用のスペースを確保し、ケージに入れたり、係留ロープでつなぐなど、飼い主の方が最後まで責任を持って管理していただくようお願いしているところでございます。

ペットの同行避難への対応につきましては、動物愛護の観点からも、国のガイドラインや他の自治体の先行事例も参考にしながら、どのようなことがどこまでできるか研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。



○服部香代 議長

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

○豊田新二郎 議員

災害が実際に起こったときに最初に行うことは、もちろん飼い主自身や家族の安全確保ですが、ペットの安全確保についても普段から考え、備えておく必要があると思います。ペットを家族の一員として飼われている家庭にとっては、必要とされる同行避難です。同行避難所については、様々な問題もあるかと思いますが、動物病院やペットショップなどと連携し、飼い主への同行避難時におけるマナーの周知やペットのストレス軽減等の協力体制を整え、同行避難所設置の検討をお願いします。

2 点目の質問です。自治体 D X について伺います。近年、デジタル技術を取り入れて行政サービスの利便性や業務最適化を図る自治体 D X を取り入れる自治体が増加しています。情報技術の進展により、行政サービスの効率化や利便性の向上が期待されています。

令和 2 年 12 月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰ひとり取り残さない人に優しいデジタル化が示されました。

自治体 D X 推進について、重点取組事項が計画されていますが、1 番目に自治体の情報システムの標準化・共通化、2 番目マイナンバーカードの普及促進、3 番目行政手続のオンライン化、4 番目 A I ・ R P A の利用推進、5 番目テレワークの推進、令和 5 年度の各項目の事務執行に対し、具体的にどのように取組をされているのか、本市の各項目の計画、進捗状況と、最近話題となっております対話型人工知能チャット G P T の活用についても伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の自治体 D X について、お答えをいたします。

国は、令和 2 年 12 月に、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した自治体 D X 推進計画を策定し、国と歩調を合わせたデジタル化の取組を求めています。

1 点目の御質問である、本市における進捗状況につきましては、住民記録や地方

税など、主要な基幹系業務システムの標準化・共通化を令和7年度の実施に向けて、現在、関係事業者との調整や、現行システムとの差異の確認等を行っているところでございます。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、本市における交付率が令和5年5月末時点で71.67%と、約7割の方が取得をされております。

行政手続のオンライン化につきましては、子育て・介護などの26手続を、令和4年度中にマイナンバーカードを用いてマイナポータルサイトから手続ができるように求めたものでございますが、本市においては既にオンライン化を行っているところでございます。

A I・R P Aの利用推進につきましては、A Iにより手書きの申請書などを文字データに変換するA I－O C Rや、音声情報を文字データに変換するA I 音声文字起こしツール、パソコン上の定型的な業務の自動化・省力化を行うR P Aを既に導入し、利用を拡大しております。

以上のように、国が求める重点事項については、おおむね対応ができています。

なお、テレワークの推進につきましては、働き方改革の観点から、将来的な導入に向けて検討を深めてまいります。

2点目の御質問の、チャットG P Tの活用について、お答えいたします。チャットG P Tとは、アメリカのオープンA I 社が開発した、人工知能を使った自動応答サービスであり、質問に対して蓄積されたデータやインターネット上のデータなどを活用して、自然な文章で答える技術を搭載したもので、国や他自治体においても業務への導入に向けた検証が進められております。

このチャットG P Tをはじめとする対話型人工知能の行政業務への活用につきましては、文章作成や情報収集・分析、アイデア創出など、様々なメリットがあり、将来的な職員数の減少や業務の多様化の中で、行政サービスを維持していくためには、積極的な利活用を進めていく必要があると考えております。

ただし、機密情報や個人情報の漏えいリスクや、回答の信憑性に疑問があるなどの課題もあり、国や他自治体の動向を注視しながら、将来的な利活用に向けた研究を行っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

○豊田新二郎 議員

自治体D Xについては、業務の効率化を進め、職員の負担を軽減することが急務となっていることから、さらなる推進をお願いします。

また、チャットG P Tについては、最近、各自治体に試験導入が拡大しています。業務効率化の有効なツールではありますが、個人情報の流出など、様々な問題・課題もあるので、将来の利活用についてはルールを徹底していただきたいと思います。

次に、情報セキュリティ対策について伺います。近年、情報技術の進展により、行政サービスの効率化や利便性の向上が期待されていますが、同時に個人情報の保護やセキュリティ強化、サイバー攻撃の対策も重要な課題となっています。

地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドラインに基づき対策はされていると思いますが、具体的にどのような対策をされているのか、次の点について伺います。

1 点目、行政が保有する個人情報の適切な保護策は確立されているか。

2 点目、個人情報の取扱いに関する法的規制やガイドラインに基づいて取組はされているか。

3 点目、行政が提供するデジタルサービスやオンライン手続のセキュリティはどのように確保されているか。

4 点目、サイバー攻撃に対する対策は十分に行われているか。

以上、4 点について伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質問の、情報セキュリティ対策について、お答えいたします。

本市では、国の地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドラインに基づき、山鹿市情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定め、住民情報などの機密性の高い情報を扱うエリアと、インターネットを利用するエリアを分離しております。インターネットを使って外部から不正に侵入された場合でも、基本的に機密性の高い情報には到達できないシステムを構築しており、情報資産の適切な管理、運用を行っております。

また、行政が保有する個人情報の適切な保護策につきましては、山鹿市個人情報管理規程を制定し、その中で個人情報を取り扱う課などに保護管理者を置き、職員の責務を定め、さらに個人情報の関係法令等及び個人情報保護委員会が示す個人情報に関するガイドライン等に基づき、適切な個人情報の管理、保護に取り組んでおります。

次に、行政が提供するデジタルサービスやオンライン手続のセキュリティーの確保につきましては、市ホームページやオンライン申請といったサービスは、サイバー攻撃といわれる不正アクセスなど、情報セキュリティー上の脅威に対する対策が十分に講じられていることを確認した上で、サービスの選定、導入を行っております。

次に、サイバー攻撃に対する対策につきましては、主な攻撃がインターネット経由であることから、熊本県では県内全市町村のインターネット接続を1つに集約し、24時間監視しております。これにより、ウイルスメールやサイバー攻撃の兆候の早期発見、未然防止が図られております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

**○豊田新二郎 議員**

サイバー攻撃の手口も多様化・巧妙化し、もはや確実に安全確保することが難しくなってきています。自治体も実際に起こり得るサイバー攻撃を想定し、平時からリスクを軽減できる体制を構築することが求められています。

サイバー攻撃にあった際、適切にインシデント対応が行われないと、被害が拡大し、対応費用の支出だけでなく、信用も失い、深刻なダメージを受ける可能性があります。

しかし、スピーディーな初動対応や専門家の手配、容易ではないインシデント対応に対する体制が必要であり、自治体にとって大きな課題となっています。サイバー攻撃に備えるための予防だけでなく、万が一の攻撃に備えた対応策を策定し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整える必要がありますが、攻撃を受けた場合の本市の対応策を伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、サイバー攻撃を受けた場合の市の対応策について、お答えをいたします。

報道等で御存じのとおり、サイバー攻撃は年々増加傾向にあり、また巧妙化しております。

本市では、実際にサイバー攻撃を受けたり、情報漏えい等が発生したりした場合

に、初動対応、復旧措置、再発防止策などの一連の対処を、迅速かつ適切に実施して、被害の最小化または未然防止を図ることを目的に、山鹿市情報セキュリティ緊急時対応計画を策定しており、この計画に基づいて、早急な原因究明、復旧対応に当たることとしております。

また、場合によりましては、高額な費用が発生する可能性もございますので、最近ではサイバー攻撃による被害及び損害を補償する保険もありますので、今後、費用対効果及び県内他市町村の動向を注視してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

豊田議員。

[ 7 番 豊田新二郎 議員 登壇 ]

○豊田新二郎 議員

近年、サイバー攻撃は、企業だけでなく、地方公共団体、金融機関、教育機関、大学など、様々な業種で深刻な被害をもたらしています。サイバー攻撃者は、個人情報や機密データ、財務情報などを狙い、高度なテクニックや手法を駆使して、犯罪行為を行っています。

地方公共団体もサイバー攻撃の標的となっており、市町村や自治体は住民情報や社会基盤の運営に関わる重要なデータを保有しており、それらの情報を狙った攻撃が行われています。これにより、行政サービスの停止や情報漏えいなどの被害が発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

サイバー攻撃は、あらゆる業種や組織にとって深刻な脅威であり、その被害は経済的な損失だけでなく、信頼の失墜や社会的な影響ももたらす可能性があるということです。本市もセキュリティ対策の強化や意識啓発に努めるとともに、最新の脅威に対応するために、常に情報を共有し、協力体制を築いていただきたいと思います。

3点目の質問です。高齢者・障害者に優しい歩道の整備について伺います。平成18年12月にバリアフリー法が施行されました。バリアフリー法は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づきハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障害者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指しています。

バリアフリー法が制定されて、高齢者や障害者、ベビーカーを利用の方々の社会参加や自立を支援するための施策が進められています。その一環として、歩道のバリアフリー化が重要な要素となっています。バリアフリー化された歩道は、車椅子

や歩行器を利用する方々にとって、安全で利便性の高い移動手段となります。

また、歩道の段差や障害物の除去は、子供や妊娠中の女性、荷物を持っている人など、様々な人の移動を円滑にすることにもつながります。子供や高齢者、車椅子やベビーカーの利用者など、いわゆる交通弱者が日常使う生活道路において、歩道が段差や傾斜がきつくて利用しにくくなっている箇所が、本市においても多数見受けられます。特に市道桜町名塚線、桜町周辺の歩道は、街路樹の根上がりや凹凸もあり、歩きにくい場所もあります。

誰もが社会参加できるよう、歩行空間の整備は重要であり、歩道における路面の段差や凹凸、傾斜の改善等、本市の取組と今後の整備方針を伺います。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

**○松尾正都 建設部長**

御質問の、歩道のバリアフリー化について、お答えいたします。

歩道の整備については、交通量の多い幹線道路や通学路を中心に、国が示す基準やガイドラインを参考に、高齢者や障害者など交通弱者の方々がスムーズに利用できる歩道を目指し、整備をしております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、桜町周辺の歩道など平成12年に施行された交通バリアフリー法施行前に整備されている歩道の多くは、歩道が車道より高く、車が出入りする乗り入れ部や横断歩道付近では、歩道の高さを下げるため、いわゆる波打ち歩道となり、スムーズさを欠いている状況でございます。

本市におきましては、今後も引き続き、老朽化した道路の改修に併せ、既存歩道のバリアフリー化を図り、道路利用者にとって安全で快適な空間となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

**○豊田新二郎 議員**

近年、高齢者の免許証返納者が増加し、移動手段も自動車から徒歩や電動自転車、電動カート、いわゆるシニアカーへ変更する方も増えています。今後も、高齢者や障害者の方が安心・安全に通行できるよう、早急な環境整備をお願いしたいと思います。

次に、視覚障害者誘導用ブロック、点字ブロックの整備について伺います。点字

ブロックとは、視覚障害者が足裏の感覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために、地面や床面に敷設されているブロック、プレートのことです。現在では、歩道、鉄道駅、公共施設だけでなく、商店の出入口近くなど、広く設置が進んでいます。また、エスコートゾーンという、車道の横断歩道部分にもブロックの設置が進んでいます。

点字ブロックを気にしながら歩いていると、点字ブロックの破損やマンホールでの途切れ、経年劣化し、輝度が劣化しているものが多数見受けられます。視覚障害者は、つえの感触や反射音の具合、周囲から聞こえてくる音や声、足の裏から伝わる路面の状態で歩行されることが考えられると、点字ブロックの整備並びに設置状況の点検は欠かせないと思います。国道や県道の一部は、点字ブロックが整備されていますが、市道での整備は少ないように見受けられます。

そこで、本市の点字ブロックの現状と今後の整備について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、視覚障害者誘導用ブロック整備について、お答えいたします。

市内の視覚障害者誘導用ブロックの整備状況は、国道3号が西上町交差点から山鹿大橋までの約1キロメートル、国道325号は国道3号から鹿本町来民交差点の約6キロメートル、県道では畑中山鹿線と方保田山鹿線にそれぞれ接続する国道の一部の区間約600メートルが整備されております。

市道におきましては、旧県道を移管された山鹿熊入線に約180メートル、また山鹿バスセンターを起点とする市役所中央線において約140メートルを整備しております。

現状においては、視覚障害を持つ方々の利用が多く見込まれる場所や、経路に視覚障害者誘導用ブロックの整備がなされております。

本市としましては、今後、新たに整備が必要と判断される箇所がある場合には、国が示すガイドライン等を参考に整備をすることになると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

豊田議員。

[7番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

先日、視覚障害者の方にお話を伺ったところ、点字ブロックを歩いている途中で

点字ブロックがなくなるというのが一番怖いというお話がありました。市役所周辺の歩道では、点字ブロックの整備がされておらず、市役所に訪庁するにも、ヘルパーさんの同行なしでは行けないということでした。また、庁舎内に入って、今年度の組織改編により、障害福祉係は点字ブロックの設置がない奥へと移動しており、不安を感じたとのことでした。市民の窓口である庁舎への来庁ができないというのは、極めて重大な問題であります。早急な設置の検討をお願いします。

高齢者や障害者、そして子供たちに優しいまちづくりを目指す上で、安心して移動できる環境の整備をお願いして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時52分 休憩



午前10時59分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

自治体の一番の役割は、住民の福祉を増進することです。市民の皆さんの願いを届け、通告に従い、学校給食無償化、国保税の子供の均等割、自衛隊への名簿提供除外申請について、3項目、一問一答でお願いします。

まず初めに、議長に資料の配付の許可をお願いします。

○服部香代 議長

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

[資料 配付]

○芋生よしや 議員

まず、やまがメイトでお知らせが来た5月末の人口は、先月より69人減の4万8976人となりました。とうとう4万8000人台となってしまう、人口減少は止まりません。人口減少、少子化に対して、何とかしたいというのは、市民の皆さんも行政



を担う皆さんも共通の願いだと思います。

山鹿市では、子どもは宝だと宣言し、先進的に18歳までの医療費無償化、ランドセル、ブックスタートなど、子育て支援に取り組まれてきました。市が行ってきた18歳までの医療費無償化の取組は、子育て世帯の経済的負担を軽減するなどの目的で、今や全国に広がり、群馬県では2023年1月、県で医療費無料化を高校生まで拡大する方針を明らかにしました。県でやるのは初めてです。

また、熊本市では、今年12月から、子供の医療費助成制度の対象を、現行の中学3年生までから高校3年生までに拡充することです。熊本県も、やっと対象年齢を引き上げることとなりました。もっとこれは県が頑張ってくれれば助かるのですが、子供の医療費無償化では、山鹿市の取組が先頭を切っております。

それでは、1項目め、学校給食の無償化について、質問をいたします。資料を見ていただきたいと思います。これは2023年3月10日付の熊本日新聞が出している県内の自治体、給食費への対応を示した一覧表です。1面の記事となっておりますので、皆さんもご覧になったのではないかと思います。給食費7市町が値上げ、食材費の大幅上昇に対応、新たに無償化は6自治体が計画となっております。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して、給食費を一時的に無償化、また物価高騰分を補助する自治体もあり、保護者負担増を考慮して、完全無償化したのは9自治体です。県内45自治体がありますが、値上げとなっているのは7自治体で、その中で補助などがないとしているのは御船町と山鹿市だけとなっております。

無償化の動きは全国に広がっておりますし、熊日の記事の扱い、1面にこれだけの表を載せて出している。こういうことから関心の高さが表れています。学校給食無償化について、物価高騰、少子化、人口減少、そういった全国の動きから見ても、私たちの山鹿市でも早田市長の決断で給食無償化を実施するときではないかと考え、次の2点をまずお尋ねいたします。

1、物価高騰の影響を受け、給食食材もさらに値上げになっているのではないかと。2022年6月、私は質問いたしておりますので、そこからの変化はあるのでしょうか。

2、今年度1年分の小学校給食費と中学校の給食費はいくらになるのでしょうか。答弁をお願いします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

#### ○中尾雄二 教育部長

御質問の、給食に使用する食材費の変化について、お答えいたします。

昨年の6月議会では、令和2年4月と令和4年4月の食材価格比較で、玉ねぎは2.8倍から3倍、食用油1.5倍、食パン1.1倍から1.2倍、牛乳は1本当たり2円余り値上がりしていると答弁したところです。

さらに、その後1年間を調査しましたところ、玉ねぎはマイナス0.6倍と安くなったものの、食用油1.05倍、食パン1.07倍、牛乳1本当たり約4円と、緩やかながら上昇を続けています。

次に、小中学校の給食費について、お答えいたします。

本年度の小学校の給食費は、8校全て1食単価260円ですが、年間給食費については、学校ごとの給食回数により異なり、4万9920円から5万1000円です。

また、中学校では、1校が1食単価300円、他の4校が315円、年間給食費は5万7400円から6万1425円となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

食材は、やはり緩やかではありますが、価格上昇している、そういう状況の中で保護者の負担を考慮して、交付金で高騰分の補助をして値上げをしていないとする自治体が多くなっているところです。さらに物価高騰すれば検討すると、先ほどの一覧表で表明しておりました水俣市では、今6月議会で学校給食の食材費の補助が上程されております。

2022年6月議会では、値上げ分の負担軽減について、本市におきましても交付金を活用した給食費の軽減に視野に対策を考えていると答弁をさせていただいております。それはどうなりましたでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、交付金を活用した給食費の軽減について、お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、食材費は現在も上昇傾向にあります。学校給食現場では、児童・生徒の健やかな成長に必要な栄養やカロリーなどを計算し、物価高騰の中でも質の低下を招かないように、継続した自助努力を行っております。

ただし、このような給食現場の努力にも限界があり、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、上昇が続く給食費の負担を保護者に求め、給食費の値上

げを了承していただいたところでございます。

当該交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に位置づけられたことから、来年度以降の継続が不透明な状況下、これまでの取組を継続しながら、安心・安全な給食の提供に努めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

給食現場の努力は大変ありがたいです。しかし、保護者に負担を求めるのはどうでしょうか。市民の皆さんの声を紹介します。

コロナのときに無償にしてもらったのは、国からの10万円の給付よりうれしくありがたかった。ほかの補助は何に使ったかわからなくなったけど、給食費補助はいまだに忘れられない。給食費納入の振込手数料を毎回払うのは大変だったから、まとめて納めるように工夫してとっても大変だった。今、自分の収入は変わらないのに、物価が上がり、給食費の負担感がとても重い。値上がり分の負担を保護者に了承していただいたと、先ほど答弁されましたが、保護者負担を増やす前に丁寧な説明が先で、市や保護者の負担割合など検討すべきではなかったか、そういった声もありました。熊日を見て不公平だと感じた。独自に市でも補助してほしいという声もあります。

事前にお尋ねしましたが、小中学校に３人以上在学している世帯は、306世帯あるそうです。年間の給食費は15万円を超えます。県内ほかの自治体が補助をしているのに、市は食材費負担を保護者に求めたのは、教育と子育てが最もしやすいまちづくりを目指してきた、子どもは宝だ宣言をうたう自治体とは違う対応ではないでしょうか。山鹿市の小中学校保護者の負担の実態をどう考えているのか、市として独自補助を取り組むことが望まれております。いかがでしょうか、答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、保護者の負担の実態及び本市の取組について、お答えいたします。

子育てを取り巻く環境は、子供の習い事の多様化やその送迎、またひとり親世帯の増加や核家族化が進み、保護者の負担が増大していることは十分承知しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢の影響による物価高騰が長期化し、子育て世帯、特に低所得者の子育て世帯にとっての家計負担は大変厳しいものがあるものと認識しております。

その対策として、以前からの取組ではありますが、支援が必要な子育て世帯の給食費については就学援助費で援助を行い、実質的な保護者負担はありません。そのほかにも、学用品費、校外活動費、修学旅行費など、教育費全般の経済的援助を行っております。

ただし、給食費の無償化となると約2億円が必要となり、学校給食法の改正とともに、国による恒久的な財源措置が見込めない限り厳しいものと考えます。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

保護者負担、家庭負担は大変厳しいものと認識している。だから、就学援助制度で援助しているから大丈夫だということでしょうが、就学援助制度は山鹿市だけの取組ではありません。全国どこでも使われている制度です。それでもやはり支援が必要だと、無償化を進める動きが広がっています。

2022年9月11日、しんぶん赤旗によりますと、文部科学省は9日、急激な物価高騰の影響を受け、全国で8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を公表しました。この調査によりますと、学校給食費の保護者負担軽減を実施または予定している自治体は1491自治体で、83.2%に達しました。地方創生臨時交付金を活用する自治体は77.3%に当たる1153自治体です。

2023年1月18日、熊日新聞射程には、学校給食費の無償化が注目を集めている。これまでは小規模な町や村が子育て支援の一環で取り組む事例が多かったが、コロナ禍や物価高騰で増えた家庭負担の軽減をうたい、規模の大きい自治体が無償化に乗り出している。

2023年4月4日、しんぶん赤旗、2020年度までに学校給食費の恒久的な無償化に踏み切った地方自治体は全国254自治体に上っている。先ほどのところによりますと、保護者負担軽減自治体は8割を超えています。

学校給食は、1889年、山形県鶴岡町の小学校で貧困児童対象に無償で始まったのが始まりです。2018年12月12日、しんぶん赤旗によりますと、我が党日本共産党の吉良よし子議員が参議院文部科学委員会で、1951年3月19日、憲法第26条、義務教育はこれを無償とする。憲法を定めた1951年3月19日の議論で、時の政府は義務教

育の無償をできるだけ早く広範囲に実施したいと答弁して、その対象は学用品、学校給食費、できれば交通費と答えていることを紹介しました。

1954年9月28日の事務次官通知、この中に規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとして、学校給食法上、保護者負担の一部補助をすることは可能だと示しています。さらに、吉良よし子の質問で、自治体が判断して全額補助することも否定していないかと問うた答弁に、柴山文科大臣がそのように理解されると答えています。

2020年2月6日、文部科学省は義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担軽減を図ることは可能であり、学校給食法の立法趣旨に基づき、各義務教育諸学校の設置者において検討されることがふさわしいと述べ、学校給食法からも自治体判断で無償化することは何の問題もないことが明らかとなっています。

2018年7月、文部科学省が行った調査で、1740自治体中82自治体が無償化、一部無償化や一部補助は424自治体。その目的は食育の推進、人材育成、保護者の経済負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地域創生となっているとしています。これは、私は何度も皆さんにお伝えしているところです。

学校給食法の改正が必要だとか、財源がとか言わずに、保護者負担軽減、家計負担の軽減と考え、各自治体へ工夫し補助しているのが現状です。子育て世帯支援特別給付事業が山鹿市では今度上程されておりますが、物価高騰の影響を受けているのは全市民です。子育て世帯には重くのしかかっています。子どもは宝だ宣言、教育と子育てが最もしやすいまちづくりを目指してきたのですから、物価高騰、少子化、人口減少、全国の今の動きを見ても、市長の決断で実施するときではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

長引く物価高騰の影響は、子育て世帯のみならず、多方面に多くの影響を及ぼしております。

そのような中、本市の子育て世帯に対する支援策といたしましては、医療費の18歳までの無償化、あるいはランドセルのプレゼントなど、新入学児童支援事業及び生活が厳しい家庭などからは給食費をもらっておりませんが、そういった就学援助など幅広い支援を行っておりますが、今後も安心して子供を育てることがで

きるよう、また山鹿で子育てしてよかったと思える選ばれる山鹿の実現に努めているところでございます。

学校給食費無償化については、現在、国においても異次元の少子化対策として、各自治体の実態調査を実施されています。その上で、課題の整理を丁寧に行うとされており、無償化の審議が行われております。

本市では、国において学校給食法の改正及び財源の確保がなされない限り、無償化の実施は困難と考えていますが、今後一層、国の動向を注視してまいります。

#### ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

大変残念な答弁です。もちろん国において対策をしていただくのが本当の在り方です。しかし、他の自治体はそれを待たずに保護者負担を、少子化対策をとということと頑張っているところです。今、一層国の動向を注視していくとのことですので、御一緒に国にも求めていると思いますので、その点はぜひよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めの質問に移ります。国民健康保険税の子供の均等割の減額、独自支援についてです。国が就学前までの子供の均等割半額支援を始めました。山鹿市の未就学児は272人、軽減される額は267万2000円になるとのことです。しかし、山鹿市独自で上乗せ支援はできないか、昨年の6月にこれもお尋ねしていますが、重ねてお願いをして、質問していきたいと思います。

これまでの質問で明らかになりましたように、国民健康保険税は所得が少なく、医療費は高く、被保険者にとっては負担感がとても大きいものです。国民健康保険税世帯の現状は、国保税が払えないと差押えや短期証、資格証明書の発行が行われています。その現状と、そのうちの子供がいる世帯はどうでしょうか。答弁を求めます。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

芋生議員の御質問の1回目、国民健康保険における差押え、短期証、資格証明書交付の状況と、そのうち子供がいる世帯について、お答えをいたします。

令和4年度は、差押え77件、短期証交付511世帯、資格証明書交付57世帯でございます。このうち、18歳までの子供がいる世帯は、差押え5件、短期証交付83世帯、

資格証明書交付 5 世帯でございます。

また、参考までに、国保の財政調整基金の残高についても御報告申し上げます。  
本年 6 月 1 日現在で 4 億 5518 万 1000 円でございます。

なお、いずれの数字にいたしましても、1 年前と比較しますと減少をしておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14 番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

質問の 2 つ目は、収入のない子供への均等割、国保世帯の現状について、市長の考えをお伺いしたいと思います。

先ほどの保険税の納付状況に応じて出される短期証の発行は 511 世帯で、そのうち 18 歳未満の子供がいる世帯は 83 世帯あること、特別な理由がなく、1 年以上滞納した世帯に出す資格証明書は 57 世帯で、子供がいる世帯は 5 世帯という実態があると答弁していただきました。そして、国保税が払えないで差し押さえられたのが 77 件、そのうち子供がいる世帯は 5 件ということですから、この実態は所得に対する軽減がありますが、その軽減を受けてもまだ負担が重いということを示しております。

国も全国からの知事会、市長会、保険団体などの運動や働きかけを受けて、2022 年 4 月から未就学児の均等割金額軽減を始めたので、やっと軽減されることにはなりました。山鹿市は、18 歳までは 1036 人、そのうち 3 割に満たない未就学児 272 人の半額支援です。被保険者は 7687 世帯、前年度とほとんど変わらず、その中の 60.5%の方が軽減されています。つまり、所得の低い方が国保世帯の半数以上、6 割を超えているということが分かります。そして、最も所得が低くて 7 割軽減されている方が 30.1%です。

そこで、市長にお尋ねします。収入のない子供への均等割、国保世帯の現状について、市長はどうお考えでしょうか。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

**○早田順一 市長**

全国的にも被保険者が減少し、応じて保険税収入も減少しておりますけども、一方、1 人当たりの保険給付費は増加傾向にあるなど、国民健康保険制度の構造的な

課題につきましては、市町村等の保険者個々の課題としてではなく、我が国の医療保険を維持する要となる国保制度の全国共通の課題としまして、国の責任において解決すべきではないかと考えております。

つきましては、これまで御答弁しましたとおり、全国市長会を通じた国への働きかけを今後も続けてまいります。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国民健康保険制度の構造的な問題については、市長が答弁されたとおり、全国共通の課題であり、国の課題であるということはそのとおりであると私も思います。全国市長会を通じての働きかけはしっかりお願いをいたします。

さて、先ほどの収入のない子供への均等割についての具体的なお答えはなかったのですが、そのことに対してはどうお考えでしょうか。再度、答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

国民健康保険制度は、受益と負担能力に応じて一定の負担を求め、被保険者全体の医療費を公助・扶助によって支え合う仕組みとなっており、その応分として御負担をいただくものと考えております。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国の責任において解決するようにといいこともありますし、国保制度の問題点として、市長がおっしゃることはとても分かります。しかし、収入のない子供への均等割、これも市長会等で求めてありますから、市長も答弁としては出てきませんでしたが、この収入がゼロ円の子供に国保税をかけること自体が不公平であるという思いは持っていらっしゃるかと思います。

また、市町村の判断で一般会計からの繰入れが可能なことは、国会の法案審議の議論で厚生労働省も度々してよいと答弁しています。これまでの私の以前の質問の中でも公平性をとても言っていたいておりました。しかし、収入がない子供に国保税をかけること自体が不公平ではないかと考えますが、いかがでしょうか。部長



の答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険制度に係る国会の議論におきまして、国保特別会計への一般会計からの法定外繰入につきましては、自治体で判断するもの、これを制度によって禁止するということは考えていないという答弁がなされているところでございます。

しかしながら、国からの通知では、国保税の負担軽減を図ること等を目的とした決算補填等目的の法定外一般会計繰入金につきましては、削減・解消すべき赤字という定義がなされており、さらに都道府県が策定する国民健康保険運営方針において、赤字を出した市町村は、赤字削減に向けた計画を策定し、解消に努めることと定められており、むやみに市町村の裁量で法定外繰入ができるものではございません。

議員御指摘の子供への国保税の均等割の賦課につきましても、先ほど市長のほうからも答弁がありましたとおり、国民健康保険制度は受益と負担能力に応じて一定の負担を求め、被保険者全体の医療費を相互扶助によって支え合うという仕組みになっており、その応分負担として御負担をいただくものでございます。

以上、答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国が法定外繰入は自治体判断といいながら、赤字削減・解消を求めていること、また相互扶助によって支え合う仕組みであるということも、そうだと私も思います。しかし、どうでしょうか。均等割の独自減免を2019年3月で9自治体、2020年2月には29自治体で、何らかの形で行っていて、2020年に全国商工団体連合会が行った調査では、さらに35自治体が子供の均等割を独自に減免しております。人口4万4000人くらいで、山鹿市よりも少し少ない自治体、兵庫県の加西市は子育て支援の観点から、国保加入世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、高校3年生までの児童の国民健康保険税の均等割の全額を減免。実施理由は、社会保険の場合、被扶養者が増えても保険料はそのままですが、国保の場合、収入ゼロ円の児童が加

入しても加入者が1人増えるごとに均等割が加算される制度となっており、全国市長会などが国に改善を求めています。そこで、加西市が独自に減免を実施し、国保加入世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るものとホームページで公表しております。

早田市長も、市長会を通じて国に働きかけていくとおっしゃっておりました。加西市も同じように、国に改善を求めていくようです。その上で、子育て支援の観点からと、均等割全額免除を始めています。やはり市長の決断で実施すべきではないでしょうか。独自での18歳までの均等割減免は取り組めないか、答弁を求めます。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

御質問にお答えいたします。

まず、本市の現状といたしましては、自己負担分を除いた保険者負担であります保険給付費は、令和4年度において50億4万1770円であり、前年度に比べ1億4187万5684円、約2.9%の増加となっております。

その一方で、その財源の1つであります国保税課税額は、本年6月1日現在で10億800万1200円であり、昨年と比べて4320万4500円、約3.8%減少をしております。

このような中、18歳まで子供の均等割を減免いたしますと、全ての国保被保険者へ保険税の上乗せが必要になるというふうに考えております。

また、平成30年度の制度改正に伴う国県からの財政支援によりまして、同年、国保税率を引き下げる改定をいたしておりましたが、国からの財政支援は本年度をもって終了し、県からの支援につきましても、令和6年度から大幅に減額する案が先月示されたところでございます。

これらの歳入不足を補填するためには、財政調整基金の取崩しが必要となり、基金の枯渇も見込まれ、今後の本市の国保の財政運営は非常に厳しい状況になると予想しているところでございます。

以上のことから、市独自の18歳までの子供の均等割の減免につきましては考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

もちろん被保険者への上乗せは、皆さん困られると思います。国からの財政支援の終了と、県からの支援も来年、令和6年度から大幅減額となるため、財政運営は厳しいとのお答えでした。

しかし、どうでしょうか。先ほど例を挙げました加西市は、全てに恵まれていて、財政的に問題がないのでしょうか。なぜ実施できるのでしょうか。ぜひ、これは調べていただきたいと思います。私も研究してまいります。その上で、山鹿市でもできることはないか、一様に18歳まで全て均等割を減免するではなくても、一部補助とかもできないのか、子育て支援の観点から、ぜひ検討していただきたいと思います。

いかがでしょうか。市長、答弁、お願いします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

**○早田順一 市長**

芋生議員御指摘のとおり、よその事例もございますので、しっかり研究をしてまいりますというふうに思います。

**○服部香代 議長**

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

**○芋生よしや 議員**

検討していただくように、ぜひともお願いをいたします。

それでは、3項目めの質問、自衛官等募集事務についてお尋ねをいたします。私に取り上げておりました、この自衛官等募集事務に対する除外申請、早速、ホームページで申請ができるようにしていただきました。本当にこれは素早い対応でありがたいと思います。

しかし、私には少し再確認をさせていただきたい部分がございます。今後、市民へ自衛官等募集事務や名簿提供に関する情報の周知、望まない方への除外申請ができるよう情報を掲載する。さらにその他必要な措置については、先進自治体などを参考に検討していきたいと、前回答弁をいただいております。先進自治体のどんな点を参考にいただいたのでしょうか。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

**○池田淳志 市民部長**

御質問の、自衛隊への情報提供を望まない方の除外申請について、お答えします。

本市においては、自衛隊からの求めに基づき、18歳及び21歳、または22歳を迎える市民の氏名、生年月日、性別及び住所情報を紙媒体で提供しています。

自衛隊への情報提供は、法令等の根拠に基づくものでございますので、本人の同意は必要とされておりましたが、本年度から自衛隊への情報提供を望まない方に配慮するため、市のホームページに除外申請について掲載し、4月28日から5月31日までの間、受付を行いましたが、当該申請はございませんでした。

なお、除外申請を実施しているのは、九州では福岡市、北九州市、熊本市など、政令指定都市を含む大都市が多い状況でございますが、本市としてはこれらの自治体の情報を収集し、自衛隊への情報提供に関する市民への説明や申請の方法、期間などを参考にしたところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

#### ○芋生よしや 議員

お答えをいただきましたように、除外申請を実施しているのは九州でも多くなく、また山鹿市が本当に早くしていただいたのは大変ありがたいと、私は思っています。

また、情報提供は法令に基づくもので、本人の同意は必要とされておられませんとも答弁されました。そうでしょうか。この点につきましては、3月議会でも議論をしたところです。

しんぶん赤旗、2023年5月24日付には、日本平和委員会の自衛隊員募集業務への自治体協力にストップ運動交流会が行われたんですが、その様子を知らせています。自治体による自衛官等募集事務では、岸田自公政権が戦争できる国家づくりを進める中、住民基本台帳の対象年齢の市民の個人情報、紙や電子媒体で自衛隊に提供する動きが広がっている。名簿を提供する自治体が2021年度に初めて過半数になり、2022年度は6割に達するなど急増した背景は、自衛隊の定員割れ、安保法制化の志願者減少など、人的基盤が揺らいでいるとも報告されております。

さらに、安保3文書で自衛隊の人的基盤の強化と地方公共団体との連携強化が打ち出されていると指摘。戦前・戦中、自治体は国の末端組織として住民を戦争に動員したと述べ、名簿提供は徴兵制のベースとなり得るとの危険を訴えたとも記載されています。

ここで、資料を見ていただきたいと思います。示しました資料は、しんぶん赤旗、2023年4月9日付のものです。自衛官募集について、自治体の情報提供の状況で色

分けしたグラフが2013年度から2022年度まで続いております。スタートの2013年度は自治体総数が1748自治体でしたが、その中で電子・紙媒体で提供していたのは565自治体、閲覧は1165自治体で、非提供は18自治体でした。自治体総数が1747になった次の年、2014年度は安保法制案の動きなどの不安もあって、非提供としたのが一気に9倍になり、164自治体が提供しないとしております。

2019年、中谷・石破両元防衛大臣が、自治体の名簿提供の根拠が法律ではっきりしていない、きちんと法律を改正しないと云った年、2019年度までは非提供自治体は200近くありました。2014年度が164、2015年度が178、2016年度が148、2017年度が184、2018年度が170、2019年度が177、2020年度から101、2021年度から126、これが非提供の数字です。

2019年2月13日、当時の安倍首相が、自衛隊の募集に対して自治体の非協力は残念と国会で答弁があり、2021年2月5日、防衛省、総務省から通知が出されました。自衛隊又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてというものです。この通知を受け、2022年、令和4年です。昨年になって、初めて電子・紙媒体での情報提供が6割以上になったことが、この表の一番上に示されています。この閲覧とか非提供のところは明らかにしないということで、2022年度は6割以上になったというところしかグラフには載せてありません。

3月の一般質問でも法的根拠に解釈の違いがあり、全ての自治体が問題がないと判断しているわけではないことを述べました。この資料からもわかるとおり、問題がないんだと判断している自治体ばかりでないことは、山鹿市でも認めてもらえますでしょうか。答弁を求めます。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

#### ○池田淳志 市民部長

御質問の、自衛隊へ情報提供していない自治体があることの認識について、お答えいたします。

自衛官募集事務については、市町村の法定受託事務と定められており、自衛官の募集に関し、必要な情報に関する資料の提出は、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市町村長に対し求めることができること、また住民基本台帳の一部の写しを用いることについては、特段の問題を生ずるものではないことが、防衛省及び総務省から通知されています。

このように法令等の根拠が示されておりますが、自衛隊への情報提供についての判断は、それぞれの自治体に委ねられています。情報提供していない自治体がある

ことは認識しておりますが、令和４年度においては、熊本県内の全ての市町村から自衛隊に情報提供されており、本市としては自衛隊活動の基盤となる人材の確保は重要な役割と考えておりますので、今後も名簿提供を行うこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

情報提供の判断は、それぞれの自治体に委ねられているということは認められました。非提供としている自治体もあるわけですから、当然のお答えだと思います。また、熊本県内全ての自治体が提供しているし、自衛隊の人材確保は重要な役割と考えているから今後も情報提供は行おうと述べられました。

それでは、除外申請について確認をしていきます。申込みが締め切られたけど、除外申請はゼロだったそうです。自分の意思がきちんと示せるよう、市民の権利を守っていただくことを重ねてお願いをしてきましたが、申請がゼロだったのはホームページ掲載内容では周知が不十分だったのだと思います。

鹿児島市では、名簿提供に除外申請が130件あり、希望しない方は一定数いるとして、４月14日締切りを６月初めまで受け付けることにしたと報道されておりました。本市でも除外申請ができるよう、市民の権利を尊重する姿勢を示していただいたのですから、十分に周知し、個人の権利が生かされるよう求めます。お答えをお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、除外申請の周知方法について、お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、本年度から除外申請ができるよう、市ホームページに情報を掲載し、周知に努めてまいりました。

今後も、市ホームページへの掲載により、名簿提供を望まない方に十分配慮してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

## ○芋生よしや 議員

十分に配慮するとは、どういう具体的なことなのかが、私は知りたいと思います。

除外申請ができるようにしている自治体の中には、法的根拠について9割は応じているが、1割はしていない、そこまでは書いてありませんが、9割が応じているんだという文言もあり、全自治体が応じていないことをきちんと知らせているところもあります。

先ほど紹介しました、130件あった鹿児島市などの方法もぜひ学んでください。形だけの除外申請ではなく、十分に周知して個人の権利が生かされる求めます。

それでは、5月28日、しんぶん赤旗日曜版のスクープ記事によると、情報公開請求に開示された防衛省の内部文書には、攻撃目標の分担から再攻撃まで、米軍と自衛隊が共同で行う。必要な情報は米軍頼りとなるので、敵基地攻撃に際限がなくなる。アメリカが戦争に勝つまで、自衛隊と一緒に戦うことになりかねないと書かれています。ウクライナとロシアの戦争を見ている、一旦始めた戦争は簡単に終わりにすることはできません。戦いの場に出て行かなければならない人が必要となるのです。

戦争を起こしてはならないことは言うまでもありませんが、防衛省内部文書の内容や、熊本県の健軍駐屯地、これは地下化をする動きがあります。これは攻撃をされたり、こちらから攻撃したりすることを想定しているものです。

こういった状況、今の自衛隊の置かれている状況を把握した上で、自衛隊員募集に協力することの自覚を、市長にお尋ねしたいと思います。

## ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

## ○早田順一 市長

自衛隊活動は、防衛・警備のみならず、自然災害における被災地支援、復旧活動など、国民の生命と財産を守る公共性の高い重要な役割を担っており、その活動の基盤となり得る人材の確保は、大変重要であると考えております。したがって、法定受託事務である自衛官の募集事務については、引き続き協力を行ってまいります。

## ○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

## ○芋生よしや 議員

3月でも、市長はそういうふうにお答えになりました。もちろん災害時などで頑

張ってくださっている自衛隊の皆さんへの、私は敬意はしっかり持っております。

しかし、今の日本の取り巻く状況、先ほどもお伝えしましたが、健軍駐屯地を地下化するような動きが現実には起こっているわけです、熊本県の中でも。そういった状況は、やはり命を奪い、奪われるような状況が起きることを想定しているものと考えます。そういう場に立たなければならないという自覚を持って、さらにこれを市民の権利として、私は名簿を提供してほしいと思えるように、ホームページだけではなく、周知をしていただきたいし、きちんと権利を守って除外申請ができるような取組を重ねてお願いしたいと思います。

そこだけ、答弁、市長、もう一度お願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先ほども申し上げましたとおり、自衛隊活動は国民の生命と財産を守る公共性の高い大変重要な役割を担っておりますので、引き続き協力は行っております。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

残念なお答えです。しっかり周知をしていただきたいこと、権利を守っていただくこと、命を守っていただくことを重ねてお願いをして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時00分 休憩

○

午後0時59分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

皆さん、こんにちは。



議席番号 9 番、清風やまが、古川和博です。

質疑 1 件、一般質問を 2 件、質問します。

初めに、予算書 9 ページ、議案第 70 号、(款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 3 企画費についてです。デジタル田園都市国家構想推進事業 1 億 200 万円の補正額が計上されていますが、サテライトオフィス等開設支援事業及び特定地域づくり事業との関連について質問です。

政府は、昨年末、新たに地域活性化計画であるデジタル田園都市国家構想総合戦略を決定し、地方創生に取り組む自治体に対し、首長の補佐役としてデジタル専門人材等を派遣すると発表がありました。背景の一つに、2025 年の崖といわれる問題があるといわれています。本市では、令和 3 年 12 月、山鹿市デジタル化基本方針を策定され、以降、実施計画については年度ごとに改定され、急速に進化する D X 社会に即応すべく、令和 3 年 6 月からは e スポーツの第一人者であり、今月から日本経済大学特命准教授に就任された中島賢一氏を地方創生アドバイザーとして招聘されるなど、市長が目指す山鹿創生へ着実な歩みを見ているところです。

今回、民間事業者による地域のデジタル化を後押しする取組として、中原氏が代表を務めるやまが B A S E 株式会社による旧千田小学校を活用した、テレワーク拠点整備に対する支援として、サテライトオフィス等開設支援事業が提案されています。また、同社も加入している特定地域づくり事業協同組合やまが B A S E 事業協同組合では、マルチワーカーに係る労働者派遣事業を展開され、人口減少やそれに伴う人手不足等が大きな課題となっている本市にとって、人材の確保と移住定住の促進に兼ねた同組合の取組は解決策につながるものと確信するものです。

これら 2 つの取組については、いずれもやまが B A S E 株式会社を中心となって進められているようですが、両事業の関連についてお尋ねします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質疑の、サテライトオフィス等開設支援事業及び特定地域づくり事業との関連について、お答えをいたします。

サテライトオフィス等開設支援事業につきましては、地方公共団体が民間運営の施設開設と、プロモーションやビジネスマッチング等のプロジェクト推進について支援するものであり、事業主体であるやまが B A S E 株式会社については、株式会社あつまる山鹿シルクと株式会社コウサクとの共同により設立された会社であります。

このたび、旧千田小学校を取得後、サテライトオフィスやコワーキングスペース、会議室等を備えた施設に改修し、地域内外の多様な人々が集うイノベーション拠点施設の整備に対して、デジタル田園都市国家構想交付金制度にのっとり、国及び山鹿市からの支援を予定しているところであります。

一方で、特定地域づくり事業につきましては、人口急減地域における人手不足等の問題に対して、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し、事業者に派遣するという制度であり、安定的な雇用環境や地域担い手の確保を通して、移住や定住を促進していくというものであります。

本制度を活用し、令和5年3月に熊本県から認定を受けましたやまがB A S E事業協同組合は、先ほど申し上げました2者に加え、熊本ワインファーム株式会社と一般社団法人平山温泉観光協会の4者が発起人となり設立した組合であり、やまがB A S E株式会社もその組合員となっております。

このように、制度や構成組織の違いはありますが、どちらも過疎地域における地域課題解決を目的としており、特定地域づくり事業協同組合であるやまがB A S E事業協同組合も、将来的には旧千田小学校にその拠点を移し、事業展開を予定されております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

**○古川和博 議員**

本事業が起点となり、より多くの企業が山鹿市でのサテライトオフィスを希望となれば、山鹿温泉プラザビルがサテライトオフィスとして最有力候補になるのではないかと期待するものです。

続いて、一般質問を2点、質問いたします。近い将来、一般質問なり執行部答弁をチャットG P Tに代表される人工知能を持つA I が全て賄ってくれる時代になるまでは、自身の声で、自身の考えを述べさせていただきたいと思います。

では、1点目、持続可能な地域公共交通体系について、3月に引き続きとなります。1回目、鹿北路線バス廃止等への対応策をお尋ねします。

最初に、本年4月21日、県民交流会館パレアにて、提案型交通問題シンポジウムが開催され、置き去りにさせない地域交通幸福量への転換とはと題し、国民の足を守る県民会議議長であり、公共交通の第一人者であります熊本学園大学坂本名誉教授の講演の一部を紹介します。

少子高齢化が進むにつれ、交通弱者を守るというフレーズが大きく世の中に認識

され、交通圏の圏、囲うという字ですが、これは基本的人権の権でもあり、生活圏も同様に福祉社会の概念であると話されております。特に、過疎地の足を確保しなければ、生活圏は描けないなど、少子高齢化社会目前に地域交通の現状は深刻であり、路線の廃止による通学生、高齢者の移動権が失われつつあると述べられました。

また、県が示す地域公共交通計画の施策では、地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入とあり、需給バランスを考慮した運行の効率化、ダウンサイジングも必要とあります。参考までに、令和４年度県内市町村の取組状況を紹介します。

乗り合いタクシー21市町村、コミュニティバス６町村、乗り合いタクシープラス乗り合いバス11市町村、無償バス４町村で展開されており、とりわけ先進的な自治体の実証実験は度々報道されているとおりであります。

では、今回、鹿北路線バス廃止等に伴う対応策について質問します。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

#### ○池田淳志 市民部長

御質問の、鹿北路線バス廃止等への対応策について、お答えいたします。

本市の地域公共交通は、路線バスとあいのりタクシーで形成されております。あいのりタクシーは、路線バスの運行していない、または運行が廃止された交通空白地域において、各地域内、または各地域と市街地間の移動手段として、市内４地域で運行しております。

あいのりタクシーについては、３月定例会で答弁しておりますとおり、本年10月から、エリアごとに異なっている運行日数を週６日運行に統一し、70歳以上の高齢者に限定して、バス停から500メートル以内の利用も可能にするなど、利便性を高めることに加え、他方では持続可能な公共交通の維持のため、利用料金の100円値上げの準備を進めているところでございます。

また、鹿北地域は路線バスと完全に重複することから、市街地間の運行に限り、週２日運行を維持することとしておりましたが、産交バス株式会社は、乗務員不足が深刻化し、路線維持が困難として、本年９月末をもって同バスを廃止する見込みとなりました。そのため、鹿北地域全エリアをあいのりタクシーの対象とし、運行日数もほかの地域と同様に週６日にしたいと考えております。

加えて、朝・夕における通勤・通学や昼の通院等での利用実績を鑑み、現在のバスと同じ路線で、朝・昼・夕の時間帯にそれぞれ往復１便ずつ、予約不要の定時で走らせるジャンボタクシーの試験運行も予定しております。

これらの拡充案については、５月30日に開催しました、市民代表、交通事業者、

公共交通の専門家及び行政などで構成されます、山鹿市地域公共交通活性化協議会で御協議いただき、承認を得たところです。今後、対象となる行政区へのチラシ配布や住民説明会、出前講座などにより、広く市民への周知に努めてまいります。

一方で、タクシーの乗務員不足も懸念される中、あいのりタクシーの運行を維持・拡充するためには、タクシー業者の負担軽減と、より効率的な運行が必要との認識のもと、配車システムの導入も含め、先進事例の調査・検討を始めております。

ますます加速化する少子高齢化を見据えながら、引き続き、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

#### ○古川和博 議員

先月、5月の18・19日、博多国際展示場において、地域テック九州が初開催され、会派で参加してまいりました。会場には45社の出展ブースがありまして、最先端技術の提案がなされていまして。主催は、徳島県美波町、株式会社あわせ代表、吉田基晴氏による「人口減少でもにぎやかな町を創る」と題してセミナーが開催された後に、自治体から2名の首長が登壇され、1人目は宮崎県都城市、池田市長によるマイナカード交付率95%、全国一の取組紹介がありました。成功の秘訣では、市民課での窓口対応ではなく、DX活用によるマイナカードサポートセンター等を開設したことが要因の一つと述べられました。

続いて、地域交通部門で全国初となる全域実施にAIを使用された、浅田荒尾市長による相乗りタクシーおもやいの講演がありました。山間部赤字路線バス廃止等を背景に、相乗りタクシーを企画、公共交通がなくなれば生活が不便になり、地域の活性化がなくなり、財政負担が大きくなる悪循環の中に、共有する意味の方言「おもやい」と命名されたとのことでした。配車の面倒くささなり、料金の算出は、AIが全て解決してくれているそうです。本年度からは新たな課題にも取り組んでおられます。荒尾市がこれほどの規模になった要因は、三井物産からの声かけでエネルギー問題の取組に対しての連携協定を結ばれたことが始まりだったとも述べられております。

今回、産交バスの経営判断とはいえ、来民中町線に続く鹿北線廃止であります。市民の公共交通に対する不安感が拭えない状況であり、今後も続くことが想定されますし、熊日インタビュー答弁でも、高齢者の外出を促し、安心して暮らせる環境をつくるとの思いを語っておられます。

松見議員が12月質問でも指摘されました。鹿本商工前及び日置のバス停は、数多くの学生等が利用されている中、待合所もなく、乗り継ぎが悪い例が挙げられています。事業者との協議も必要と考えますが、今回の件をピンチと捉え、チャンスに変えるよう、市独自策としての公共交通網を整備され、ハブ化を見据えた取組が欠かせないポイントではと考えるものです。

答弁にありました、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワーク構築の取組をより加速されますよう、最大限の御努力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の質問です。持続可能な山林環境整備についてであります。質問の前にうれしい話を一つ申し上げます。4月から始めました山鹿市産材家づくり推進事業で、知人の息子夫婦が家を建てるために、合志市に宅地を確保の寸前で本事業を知り、山鹿市内に建てるよう不動産に依頼したと聞き、素直にうれしく思いましたので、紹介いたします。

さて、早田市長は、体制整備の一環として組織改編に取り組まれ、これまでの経済部単独から農林部、商工観光部の2部制に改編、新たに林務行政の充実強化を図る観点から林業振興課を新設され、市の森林面積1万5469ヘクタールが抱える諸問題の解決に大きく前進と、森林所有者のみならず、林業関係者も大いに期待しているところです。また、専門分課されたことにより、今まで以上に身近な各種相談が可能となるなど、喜ばれているところでございます。

今年も大雨による土砂崩れなり、人的被害が東海以西中心に発生しています。3年前の熊本豪雨災害の教訓を生かし、大雨予測が出た地域は、命を守る避難行動をとること、行政無線の屋外スピーカーは激しい雨音で聞き取れないため、防災ラジオ無償貸与と、人吉市の取組が熊日論説にありました。当市でも尊い人命被害も発生しております。線状降水帯による豪雨災害など発生しないよう願うばかりであります。

また、森林・林業白書には、流域治水で水害を軽減できるように、雨水を分散排水し、山崩れを抑える斜面補強対策に着手するとありました。依然として森林伐採後の再造林が4割しか進んでいない現状では、災害に対して脆弱であると記されていました。

では、本市の山林災害対策等についてお尋ねをいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 農林部長

御質問の、山林の災害対策等について、お答えをいたします。

山林を皆伐しますと、山肌が露出し、土砂崩れなどが発生しやすい状況となります。令和４年度中に、市及び県に提出されました伐採及び伐採後の造林の届出書によりますと、今後、山鹿市において伐採を計画されている箇所につきましては、皆伐が43件、130.34ヘクタール、間伐が13件、66.01ヘクタールとなっております。

皆伐後に山肌が露出した山林の災害を未然防止するには、山林伐採後に植林をすることが最も有効であると考えられており、民有林においても森林経営計画をはじめ、造林計画を策定いただくことで、皆伐後の植林を促し、自然災害発生の未然防止に引き続き努めてまいります。

また、森林整備の際、重機によって開設した作業道や山腹のり面が豪雨などによって被災しないよう、市をはじめ、国や県が林業事業体に対して適宜指導研修を行っております。

このほか、八方ヶ岳や西岳などを通る森林基幹道につきましては、長いもので開設されてから約30年以上が経過し、成長した雑木などが道路上に覆いかぶさっている箇所が多く存在し、災害発生の要因となっていることから、適宜、伐採撤去を行っております。

また、度重なる豪雨などにより、谷部に埋設されたヒューム管には土砂が堆積し、谷部を流れるべき排水が山肌を流れることで山地災害の要因となり、ひいては下流域に位置する農地などにも影響を及ぼしかねない状況にあることから、閉塞した暗渠、側溝のしゅんせつなども実施しております。

このような事業の財源には、森林環境譲与税を活用しており、今後、災害対策等につきましても引き続き行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

古川議員。

[ 9 番 古川和博 議員 登壇 ]

#### ○古川和博 議員

本市、森林整備計画の変更計画書が令和４年３月に策定され、基本方針の中に地域の目指すべき森林資源の姿として、山地災害防止機能を掲げてありますが、広大な面積であり、マンパワーには限りもあると思います。

昨年12月、一般質問で紹介しました森林アドバイザー制度を導入し、知識や経験を有する者を雇用した場合、特別交付税で経費を措置すると、林野庁のホームページにありました。

また、これからの森づくりに欠かせない人材として、森林総合管理士、通称フォレスターと言われております。フォレスターとは、森林管理や林業経営のために科

学的知見に基づき、法律に基づく規制、指導なり、管理方針や施業の立案、実行監理を行う技術者と定義され、市町村森林・林業行政を技術面で指導する者を指すものであります。ぜひとも、アドバイザー共々協議のテーブルに乗せてもらえればと思います。

財政厳しい折、森林環境譲与税の活用が答弁にありましたが、個人的には全然足りないと判断しています。今後、自治体配分見直しによる増額部分があれば、自然災害に限らず獣害対策の切り札として、先ほどの地域テックで展示のIoTを使った捕獲監視システム、マタギツ娘というのがございます。その導入検討など、前広に対応願えればと思うところです。

最後に、先月、5月20日、JA鹿本本所において進藤参議院議員の講演があり、今後、カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長の実現のため、森林吸収量の確保及び強化、林業の持続的発展等を図るべく間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良を推進していくこととして、予算の概算額も決定と配付資料にありました。

また、最近の報道からは、国産木材復権のチャンスと題して、不動産や大手ゼネコンが国産木材使用により、今後、高層階の木造ビル建設についての紹介がありました。三菱地所は以前紹介しましたが、11階建て、完成しております。これを皮切りとして、三井不動産、17階建て、2025年完成予定です。東京海上ホールディングス、20階建て、2028年度完成予定と記してありました。ほかに、外食大手や小売りでも国産木材の利用として無印良品20店舗を木造、また日本マクドナルド、農林水産省と協定、新たに150店舗、木材を使った店舗展開など、木造ビルの建設ラッシュが見込まれているさなか、4月には突然、岸田首相自ら、杉花粉撲滅等の表明がなされ、以降、森林・林業白書の閣議決定にも杉の伐採面積をより拡大して決定したとされています。軽々には言えませんが、間違いなく脱炭素社会の実現に向けた、コンクリートから木造への大転換が始まっていくと推測しております。

今後、大幅な予算措置を含む周辺整備が前倒しで進むものと考えてもいます。執行部におかれましては、この機を逃すことなく、大胆な発想の基に、積極的な森林行政に取り組まれますようお願いし、質問を終わります。

#### ○服部香代 議長

以上で、古川議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

#### ○北原昭三 議員

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて今回3件の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず1件目は、学校施設の環境整備について、体育館の照明のLED化への推進状況及び今後の方針についてをお聞きいたします。2018年12月定例会の質問に対し、体育館照明のLED化につきましては、これまで学校再編に係る体育館の新設やつり天井等の耐震化工事と併せて調整を行っているところです。今後は、老朽化の進む学校施設等について、児童・生徒の教育環境の向上を図るために策定をいたします。学校施設長寿命化計画の中で照明のLED化を含めて、学校ごとに施設や設備の改善項目を盛り込み、計画的に取り組んでまいりたいと考えますとの答弁をいただいております。

脱炭素化の一環となる体育館照明のLED化への推進状況及び今後の方針についてお伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、体育館照明のLED化の状況及び今後の方針について、お答えいたします。

現状、照明のLED化が完了していない学校体育館は、八幡小、三玉小、大道小、菊鹿小、鹿北中、菊鹿中及び鹿本中の7校でございますが、このうち現在建築中の八幡小体育館を含みます三玉小、大道小の3校につきましては、今年度中にLED化を完了いたします。

また、残る4校につきましても、順次整備を進め、令和7年度までに全ての学校体育館照明のLED化を目指しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

学校体育館で照明のLED化が完成していない学校体育館7校のうち3校については、今年度中にLED化を完了されるということでありました。残る4校、菊鹿小、鹿北中、菊鹿中、鹿本中は、順次整備を進め、2025年度までに全ての学校体育館照明のLED化を目指すと言われましたけども、2013年10月に行われました国連



環境計画の外交会議にて、水銀による環境汚染を防止する目的で、水銀に関する水俣条約が採択をされました。

前回、2020年には水銀灯が製造中止となるお話もさせていただきました。水俣条約にて水銀ランプの製造、輸出入が禁止となっており、国際条約である水俣条約によって、2020年12月31日以降、水銀ランプの製造、輸出入が禁止をされました。残る4校の体育館については、現在、水銀灯を使用しているものと考えますが、この水銀灯が切れた場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

2回目の御質問について、お答えいたします。

御指摘の、現状使用しております水銀灯が切れた場合には、その時点でメーカー在庫等があれば交換が可能ではありますが、調達できない場合には、当該箇所を個別にLED化照明に置き換えることで対処したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

水銀灯の在庫があれば取替えだけで済みますけども、水銀灯をLEDに切り替える際、安定器付はそのまま大丈夫か確認する必要があるようでございます。

3点目、次に体育館へエアコン設置状況及び今後体育館へのエアコン設置を進めるべきと考えます。前回の答弁を読みますと、一部の学校体育館は災害時の避難場所として指定されており、また山鹿小学校は山鹿灯籠まつりででも使用されている状況にあります。したがって、学校体育館へのエアコン設置につきましては、費用対効果を含め、想定される課題等を整理し、導入の必要性について研究してまいりたいとのことでございました。

過日の新聞に、体育館エアコン設置促進、公立学校対象国庫補助率引上げの記事が掲載をされておりました。文部科学省は、2023年4月19日、公立学校施設の空調、冷房設備の今度について発表がございました。公立学校施設の整備、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現として、令和5年度予算額687億円が計上されています。

地域の避難所としての役割を担う体育館は、空調施設と併せ断熱性も確保するよ

う要請があり、ともに国庫補助となるため、自治体での検討を進めるよう説明が  
っております。内容的には公立小中学校にエアコンを設置する自治体への国庫補助  
率を3分の1から2分の1へ引上げとなっております。小中学校の体育館にエアカ  
ンを設置する取組は、スポーツ時の猛暑による、熱中症対策のみならず、災害時に  
避難場所として使用する際の環境改善の効果も見込まれます。2025年度まで続けら  
れる見通しである、この国庫補助率の引上げを好機と捉え、小中学校の体育館にエ  
アコン設置を計画的に進めてほしいとありました。

体育館へのエアコン設置状況はどのようになっていますか。また、先ほど申し上  
げました国庫補助率引上げを有効に活用し、今後、体育館への設置を進めるべきと  
思いますが、見解をお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、エアコン設置状況及び今後のエアコン設置の推進について、お答えい  
たします。

まず、現在、市内の学校体育館において、エアコンを設置している箇所はござい  
ません。

また、議員御紹介のとおり、今般、文部科学省において、学校体育館の空調整備  
に関し、新設の際の補助率を手厚くするとの方針が示されたところでございますが、  
これについては冷暖房効率確保の観点から、当該建物に断熱性があることが要件と  
されており、設置にはやはり多額の費用を要することが想定されます。

学校体育館においては、授業のみならず、部活動等、また地域における利用など  
も勘案しますと、児童・生徒、また利用者にとって快適な環境体制づくりが望まれ  
ることは認識をしているところでございますが、本件に関しましては、引き続き、  
費用対効果や導入に当たっての諸要件等を見極めつつ、対応について熟慮する必要  
があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

授業のみならず、部活動等、また地域における利用なども想定されることを勘案  
しますと、児童・生徒、また利用者にとって快適な環境体制づくりが必要であるこ

とは十分に認識しているとのことですから、引き続き御検討をよろしくお願いをいたします。

続きまして、2件目、市営住宅の管理について、まずは連帯保証人の廃止についてお聞きをいたします。質問の理由としまして、単身高齢者の増加に伴い、公営住宅の入居手続で保証人が確保できずに申請を断念する事例が増えております。制度を所管する国土交通省は、2018年、対策として自治体に例示している公営住宅の標準的な管理条例案から保証人を義務づける記載を削除し、地域の実情に応じた代替策の検討要請が出ております。

令和3年9月定例会におきまして、連帯保証人の廃止について質問をいたしております。令和3年4月1日時点における県内14市の状況を見ましても、熊本市を除きます13市において、連帯保証人制度を存続させている現状であり、したがって県内他市の動向や連帯保証人が果たす目的の重要性を鑑みまして、引き続き当該制度を存続させることといたしておりますとの答弁をいただいております。

全国的に微増ではございますが、連帯保証人廃止の自治体が増えています。再度、連帯保証人廃止に対する考えをお伺いをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、連帯保証人制度の廃止に関する見解について、お答えいたします。

令和3年9月定例会でも答弁いたしましたとおり、連帯保証人を置く目的といたしましては、家賃債務の保証、家賃滞納の発生防止、滞納家賃の累積抑制であり、さらには緊急時における入居者の連絡先として、重要な役割も担っていただいております。

なお、県内他市の状況を見ましても、熊本市を除く13市において連帯保証人制度が存続しておりますが、本市と同様の理由からと考えられます。

このように、県内他市の動向や連帯保証人制度が果たす目的の重要性を鑑みましても、今後も当該制度を存続させることが妥当であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

当該制度を存続させることが妥当であるとの答弁でした。

それでは、2点目、連帯保証人の人数についてお聞きをいたします。県内14市中、熊本市は既に連帯保証人廃止となっております。先日、県内の12市へ電話にて確認をいたしました。山鹿市と同じく、菊池市、宇城市、水俣市のこの3市は、連帯保証人2名となっております。しかし、あと9つの市におきましては、連帯保証人1名とお聞きをいたしております。また、連帯保証人は県外の方でもオーケーとのことでございました。

連帯保証人に、この滞納額の請求する場合は、山鹿市も1名と思います。連帯保証人の廃止ができないのであれば、山鹿市も連帯保証人を2名から1名にすることに対する見解をお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、連帯保証人を2名から1名に減らすことに対する見解について、お答えいたします。

現在、連帯保証人2名での運用を行っている理由として、先ほど申し上げましたとおり、使用料滞納等が発生した場合には、入居者はもとより、連帯保証人両名にも納付指導を行っており、保証人側の家賃債務の負担軽減を考えての措置でございます。

現在のところ、連帯保証人の人数を減らす予定はございませんが、入居希望者を取り巻く諸事情が特別な事情に該当すると判断される場合など、福祉部局と連携し連帯保証人を減数するなどの運用を行っております。

なお、連帯保証人が亡くなられる事象も発生しており、当初1名であれば緊急時の連絡が取りにくくなり、その後の対応に支障が起きる可能性を危惧しての運用でもあります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

先ほど申し上げましたが、熊本県内14市中、熊本市は廃止、あと9つの市は1名となっております。隣の芝生は青いではありませんけども、私は住民から強い依頼をいただいております。伝えておきます。私は1名で十分ではないかと思っております。さらなる検討をよろしくお願いをいたします。

それでは、令和３年度、令和４年度の使用料滞納金額、件数についてお伺いをいたします。そして、その滞納額の通知はどのような形で利用者に通知されていますか。また、滞納額に対する徴収方法はどのようにされておられるか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、令和３年度、令和４年度の使用料滞納件数及び滞納額と滞納者への通知と徴収方法について、お答えします。

令和３年度が224件で7072万1000円、令和４年度が216件で6578万9000円と若干の減少となっております。なお、５年前の平成30年度と比較しますと件数は139件、金額では約2200万円減少となっております。

また、滞納額の通知につきましては、督促状や催告状を送付し、滞納者及び連帯保証人に納付指導を行っているところでございます。

滞納分の徴収方法につきましては、窓口等による納付相談を行い、分割納付などを促すなど、さらなる滞納額の抑制を図るとともに、今後も毎年度少しでも滞納額が減少することを目標に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

件数、滞納金額減少とのことで、督促、納付指導の取組が成果を出していると思いましたが、滞納がある場合、２名の連帯保証人への連絡が徹底されているか定かではありません。今後もさらなる滞納額削減に向けた取組をよろしく願いをいたします。

４回目は、今後の市営住宅の在り方についてお聞きをいたします。市営住宅の適正配置や管理戸数などの指針を定めるための、市営住宅に関する計画の策定を進めております。将来を見据え、限りある経営資源を最大限に活用し、効率かつ効果的な公共投資により、市営住宅の持続可能で安定的な運営が図られるよう努めてまいりますとの答弁をいただいております。計画の策定はどのような状況になっておりますか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、計画の策定状況について、お答えいたします。

今後の市営住宅の在り方としましては、その指針となる山鹿市公営住宅等長寿命化計画を令和4年3月に改訂いたしました。

当計画において、ライフサイクルコストの縮減や居住環境の向上を達成することを目的とし、計画修繕や改善事業を長期的な管理計画として定めております。

現在、全ての住棟を対象に年に1回程度、日常点検を実施しており、その結果、直ちに危険であると判断された建物はございませんが、耐用年数を超過したものについては、効率的な修繕・改善により長寿命化を図り、将来にわたって公営住宅の役割を適切に果たし、市民に対して有効な公営住宅を供給できるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

山鹿市公営住宅等長寿命化計画を見ますと、2022年3月から2031年までの10年間の計画となっております。その資料の中に耐用年数を超過した住宅が812戸、55.9%とあります。この建物は大丈夫だろうかと思った次第です。早急な対策が必要と感じたところでもございます。市民に対して、有効な公営住宅の供給をよろしくをお願いをしておきます。

3件目は、消防についてをお聞きします。消防署への質問は令和元年9月定例会にて、消防団の処遇改善について質問をしております。今回、消防署への質問は、約4年ぶりであります。消防長の明快な答弁をよろしくお願いをいたします。

1回目、消防団の部統合状況についてをお聞きします。少子高齢化等に伴い、消防団の募集も難しくなり、年々消防団員数も減少傾向にあります。平小城消防団においても、7部から2部へ削減し、団員数も約100名から減少し、現在52名と聞いております。山鹿市消防団の定員、任免、給与等に関する条例第2条に、団員の定数は1800人とするとなっております。部の統合状況と団員数はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、消防団の統合状況について、お答えいたします。

令和元年度の消防団組織は、20分団141部、令和5年度は20分団88部で、令和元年度と比較しますと、分団数においては変わらず、部においては53部の減少となっております。これまでの統合によって減少はしておりますが、各部での連絡体制を確立することで、不在となりがちな昼間の火災でも出動の人員を確保することがしやすくなり、迅速な出動につながると考えております。

次に、消防団員数は、令和元年度1964名に対し、令和5年度は1688名で、276名の減となっており、約14%の減少となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

分団数に変化はありませんが、部において53部減少、地元消防団員数も減少しており心配しておりましたが、各部での連絡体制を確立することで、不在になりがちな昼間の火災でも出動人員を確保することが容易となり、迅速な出動につながっていると考えておりますとの答弁でございましたけども、今まで消防団員数が多かったから連絡体制の確立がうまくいかず、縮小したから連絡体制を確立できたように感じました。ちょっと何かすっきりしない答弁でございました。

2回目、職員数の状況、今後の取組についてお聞きをします。市民の皆様より、いろんな意見をいただいております。4点について質問をします。

1点目、消防団操法大会について、定期的な行事ですから開催の見直しは厳しいと思いますが、操法大会は今後も継続でしょうか。消防団での選手選考も大変であると思われます。私見でございますけども、酷暑の中での訓練を心配する面もあります。操法大会の技術指導を行っていただいている消防職員の方は勤務日でしょうか。そのほかに、今後、消防団に対し、火災勉強会、資機材取扱い訓練など、新たな項目を設けることに対する見解をお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、職員数の状況、今後の取組4点の質問のうち、第1点についてお答え

いたします。

消防団操法大会につきましては、全国、県、本市の大会がございます。全国的に実施されていることと、消防団員の士気高揚、団結、消火技術の向上を目的とすることから、今後も継続される予定です。

操法指導につきましては、職員の勤務日を基本として指導しております。消防団員への火災勉強会、資機材の取扱い訓練は、新入団員訓練、初級幹部訓練などを毎年実施するとともに、教育機関である県消防学校に年間数十名を派遣し、幹部研修として専門教育を受講させている次第でございます。新たな訓練等の要望があれば、必要に応じて導入いたしますが、団員の負担とならないよう、慎重な検討が必要になると考えております。

以上、答弁を終わります。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

すみません。失礼いたしました。先ほど4点と言っていて、ちょっと1点目で終わりましたので、大変申し訳ございません。

続きまして、2点目、消防署職員の増についてでございます。消防団・部の統合により団員数が減少しています。地域の方から、消防団員数が減少しており、有事の際は大丈夫かなど問い合わせがあります。定数に対してどのようになっているか、またコロナ禍のとき、職員が感染し、人員不足になったとお聞きをいたしております。今後、人員増の考えはありますか。

3点目、再任用者の勤務内容の検討について、退職年齢引上げにより、再任用は当然必要と考えます。任期は何年で、そしてどのような職務に就いておられるか伺いをします。

4点目は、救助技術大会について、恒例で開催されているというふうにお聞きをいたしております。救助技術を高めるための大変重要な大会と思いますが、訓練はいつ実施され、消防職員に負担はかかっていないでしょうか。よろしく願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、2点目以降の質問について、お答えいたします。



2点目の消防職員数につきましては、令和5年4月1日現在、条例定数85名に対し、職員数は81名でございます。今後は、第4次定員適正化計画に基づき、条例定数の85名を目指してまいります。

3点目の再任用者の勤務内容につきましては、定年延長に伴い退職年齢が段階的に引き上げられました。定年前再任用短時間勤務制度の導入及び暫定再任用制度により、65歳までの勤務が可能になりました。業務内容は、それぞれの経験に基づき、各種事務や訓練指導、現場での後方支援に当たります。

4点目の救助技術大会につきましては、全国、九州、県、本市の大会があり、全国大会は今年で51回目を迎えます。この大会は、救助技術の高度化に必要な基本的な要素を錬磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うことを目的として開催されています。また、本市の救助大会は、県、全国大会などへの予選会を兼ねていることから、あくまでも県大会以上を目指す者が年間を通して、自主的に訓練を行っております。ただし、県大会以上の選手となった場合は、大会までの限られた期間に時間外手当を支給して、合同訓練を実施しております。

これらの訓練を通して災害に備えることで、市民の安心・安全につながるものと考えられ、今後も消防職員の救助技術大会への参加は継続していきたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

いろいろと説明があり、取り組まれている行事、大会などは、災害に備えることで市民の安心・安全を守ることにつながる内容と思いましたが、消防職員及び消防団員に負担がかからないよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3回目、小型救急車の導入について、軽救急車で救命率アップの新聞掲載がありました。大分県臼杵市消防本部は、4月から通常の救急車、高規格救急車よりも小型の軽救急車を導入されています。高規格救急車では進入できない狭い道でも通行ができ、小回りが利くため、より迅速に傷病者を搬送することが可能となっております。救命率向上や傷病者の容態悪化防止にもつながります。これまで通常の救急車が進入できない場合、救急隊員が徒歩で傷病者の下へ移動し、ストレッチャーで救急車まで運んでいた。徒歩での移動は、現場までの到着や、救急車への搬送に時間がかかる上、風雨や寒暖、搬送時の揺れで傷病者の容態が悪化するリスクがあった。このような問題を解決するために、軽救急車の導入に至ったとあり

ました。

山鹿市でも、市街地は狭い道路が多く、山間部でも高規格救急車が進入できない地域はないでしょうか。救急車両が進入できない地域への対応はどのようにされておりますか、お伺をいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、小型救急車の導入について、お答えいたします。

救急車両の運用については、国が定める救急業務実施基準において一定の規格が定められております。

御指摘の軽自動車をベースとした小型救急車につきましては、平成23年4月に離島や山間部等において、狭隘な道路を走行しなければ到着することができない場所については、一定の基準を除外すると改正されております。県内においての導入実績はなく、九州では大分県の竹田市及び臼杵市消防本部での運用実績がございます。

運用の形態についてですが、軽自動車ベースの救急車となるため、車内空間が狭く積載する資機材は限られ、乗車定員は4名となります。車両には救急隊員3名と傷病者1名が乗車する形となり、後部席隊員1名での対応は処置が限られます。

また、家族は同乗することができず、病院収容時において家族の同意を得ることに時間を要すること考えられます。

当消防本部狭隘地での対応につきましては、布担架等の専用の資機材を使用し、車内収容しておりますが、これまで傷病者収容に支障があった事案は特にございません。

このようなことから、軽自動車をベースとした小型救急自動車の導入予定はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

救急に対し、狭隘地での対応につきましては、この布担架等の専用の資機材を使用し、車内収容されており、現在、傷病者収容に支障はないということで安心をいたしておりますけれども、雨天時及び暗く、足元の悪い場所、寒暖での対応等、危惧する面もあるかと思います。大変失礼でございますけれども、先ほどの答弁では、こ

の小型救急車の欠点についてのお話をされたように感じましたけども、私見として、狭隘地での対応、搬送時間を短縮し、容態悪化を防ぐなど、軽救急車でしかできない利点も多々あると思い、提案をいたしました。

結びに、山鹿市議会に1月27日に御講演を賜りました、たかが一般質問、されど一般質問を監修されました法政大学法学部教授、土山希美枝先生の、地方議員に求められる質問力という記事が、過日の新聞に掲載をされておりました。まだまだ勉強不足でございますが、今後も多様な現場の声を聞き、よりよいまちへ問題提起をしていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○服部香代 議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後2時08分 休憩

○

午後2時14分 開議

#### ○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高橋龍一議員の発言を許します。高橋議員。

[6番 高橋龍一 議員 登壇]

#### ○高橋龍一 議員

皆様、こんにちは。

議席番号6番、鹿政不動産、高橋龍一でございます。

いよいよ梅雨の季節になりました。今年はエルニーニョ現象が発生しているということから、一般的には例年と比べ気温は低いものの降水量は多くなることが予想されます。先日も強い雨が降りましたが、災害となるような雨が降らないことを祈るとともに、関係部署におかれましては、河川の管理等、怠りのないようお願いしたいと思っております。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問を3件させていただきます。

ここ半年程度で、新聞やテレビで報道されました記事について、1点目、信賞必罰として、本市で発生しましたマイナンバーカード紛失の件、2点目に報道機関への情報提供についてとして、旧千田小学校跡地売却とあいのりタクシー拡充の件。最後に学校給食についてとして、現状とオーガニック給食についてお尋ねしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、信賞必罰としてのマイナンバーカード紛失の件について、質問をいたしま

す。私は、大学卒業以来、民間の企業で30年ほど過ごしてまいりましたが、組織において最も大切なことはこの信賞必罰だと考えております。信賞必罰とは、功績ある者には必ず賞を与え、罪過ある者には必ず罰するということであり、賞罰を厳格にすることを意味します。この考えがおろそかになると組織は陳腐化し、不満が絶えず、生産性の低い組織となります。このことは皆様公務員として同様だと思いますが、一般的に公務員は身内に甘いという印象を持たれていることは事実だと思います。

一方、職員の皆様は、公務員採用試験に合格され、その身分が保障されている反面、地方公務員法第29条には懲罰規定がうたわれており、全体の奉仕者としての使命を帯びて、日々緊張感のある業務に当たっておられることと思います。

そのような中、既に周知のとおり、去る4月24日、本市菊鹿市民センター執務室に保管していた交付前のマイナンバーカード11枚を紛失したことが報道されました。この事案につきましては、5月1日付で本市ホームページ上にお詫びとして、概要、原因、紛失への対応、再発防止策、市長コメントが掲載されています。本定例会の冒頭に、市長より改めて謝罪の弁がありましたが、市民の皆様にとりましても、関心が高い事案だと思いますので、あえて取り上げさせていただきます。

私は、デジタル社会の構築と行政事務の効率化、課税の公平性等の観点から、マイナンバー制度には基本的には賛成の考えを持っておりますので、今回の事案は非常に残念であり、国の重要な施策であるマイナンバー制度に対する市民の皆様の不安を増長するゆゆしきことと思っております。

御承知のとおり、このカードには健康保険証としての機能はもちろん、銀行口座も紐づけされており、個人情報が一元的に集約されているものです。今回紛失したカードは、暗証番号設定前であることから、悪用される可能性は低いとのことですが、カード表明上には個人番号や顔写真があることから、身分証明として悪用されないことを願うばかりです。

さて、この紛失事案で私が明確にしたいことは、国から委託されているカード発行の作業手順が正しく行われていたかということです。再発防止策には、今後は複数人のチェックの下、一連の処理及び確認を行うことを徹底しますとありますが、言い換えれば、本来は複数人で行うべき作業を単独で行っていたということでしょうか。

そこで、最初の質問です。職員の方々も人間ですので、事務のミスはあると思いますが、本来行うべき作業の手順が守られた上での今回の紛失事案が発生したのかを伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、マイナンバーカード紛失において、マニュアルに従った作業が行われていたのかについて、お答えいたします。

初めに、菊鹿市民センターで発生しましたマイナンバーカードの紛失につきまして、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけし、また市民の皆様には行政に対する信頼を著しく失墜させてしまい、心からお詫びを申し上げます。

本市におきましては、市民課または各市民センターで、マイナンバーカードを交付しています。国の機関から発送されたマイナンバーカードが、本市に到着してからカードを交付するまで、市民課、各市民センターで、細かい手順は多少異なりますが、国が示す個人番号カードの交付等に関する事務処理要領及び各種通知に沿った作業を実施しております。そのような中発生しました、今回のマイナンバーカードの紛失は、この一連の処理を1人の職員だけで行っていたことが原因であり、複数人の確認、いわゆるダブルチェックが不十分で引き起こした人的ミスでございます。

このことから、改めてマイナンバーカード到着からカード交付までの工程表を整え、主査、副査を設置いたしました。具体的には、国の機関から届いたマイナンバーカードとカード発行一覧表との突合による不足品の確認作業や、マイナンバーカードの動作確認作業後の専用カードケースへの移替えなど、工程ごとに徹底したダブルチェックを実施するよう改善を図ったところでございます。

また、職員の個人情報保護に対する重要性の認識をさらに深め、再発防止に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[6番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

ただいまの答弁を要約しますと、国から示された事務処理要領及び各種通知には、一連の作業を複数人で行うような指示はないものの、振り返ってみればダブルチェックが不十分であったことが原因であると理解しました。担当職員さんが、本来定められた作業を逸脱していたことによるものではないことは安心しましたが、人為的なミスであると判断されたことは大変重いものだと思いますし、担当の管理職には猛省を促したいと思います。

そこで、2回目の質問です。今回の紛失事案とその後の調査等を踏まえ、職員の処分は行われたのか。行われたのであれば、どのような経緯であったのか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、マイナンバー紛失の件での職員の処分について、お答えをいたします。

職員の処分につきましては、当該職員の顛末書に基づき事実確認を十分に行い、紛失した原因、性質、態様、結果、影響等を勘案し、審議しました。

本市の懲戒処分の指針、他自治体の事例のほか、日頃の勤務態度や不適切事務処理後の対応等を含め、総合的に判断した結果、今回の事案につきましては、地方公務員法に基づく、いわゆる懲戒処分には当たらないものの、職員に対し、職務履行の改善向上を図るための処分は行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[6番 高橋龍一 議員 登壇]

○高橋龍一 議員

答弁のとおり、内規や自治体の事例等を勘案し、処分が行われたということが分かりました。

冒頭に、組織において信賞必罰の必要性についてお話しましたが、今回の処分が妥当であったかは別として、十分な検証の基に行われたものであれば、正しい判断であろうと思います。今後は、今回の紛失事案を教訓とし、市民の皆様を不安にするような事案が発生しないように、全庁挙げての努力をお願いしたいと思います。

一方で、職員さんの事務量が増えていることも申し上げておかねばなりません。ここ数年のコロナへの対応や、今回のマイナンバーカードに関する対応など、国の制度が現場となる地方自治体に丸投げされることにより、現場の職員は長時間労働により疲弊していることも事実です。恒常的な財源不足でマンパワーが不足する中、国に対しても過重な業務負担の改善を求めることや、必要性の低い事業の見直しも必要ではないかと考えます。執行部におかれましては、一部の職員に事務が集中することのないように、十分な配慮をお願いしまして、次の質問に移ります。

次に、報道機関への情報提供についてということで質問をいたします。まず冒頭に、この質問は市民の皆様の知る権利、また報道の自由、表現の自由を否定するものではないことを申し上げておきます。

最近の本市の関する報道の中に、議会の議決が必要な事案でありながら、事前に報道されるというものが散見されます。私たち議員は、事前審査が禁止されていることから、議案として提出されない限り、その内容を知ることはできません。

本定例会に旧千田小学校跡地の売却の議案が提出されておりますが、既に本年2月22日付で、1月に公募型プロポーザル方式にて購入者を募集し、選定委員会を経て、ある事業組合に決定したとの記事が報道されました。記事の後段に6月定例会に関連議案を提出し、議決後の正式な契約を結ぶと記載されておりますが、本市出身の若者が山鹿市を盛り上げたいとの志のもと、事業組合を設立し、その事業用として旧千田小学校跡地を購入するとあります。行政に携わる者としましては、その志は非常にありがたいことですが、本市の財産を売却するかどうかということは別の次元の話だと考えます。

もう一つの記事として、6月1日に報道されました本市のあいのりタクシー10月拡充の記事を取り上げます。これも本定例会に提出されているものであります。当該記事は、5月29日の議会運営委員会後のプレス発表に基づいたものだと承知しておりますが、本定例会にて議決が必要である文言は見当たりません。

私たち議会の使命として、公平・公正な立場で総合的な判断を求められるわけですので、理念だけで流されることは適当ではありません。言い換えれば、耳障りのよい記事を読んだことにより、市民の皆様の世論が形成された場合、それに反論して議案を否決することは難しくなるおそれがあります。すなわち、公平・公正な判断が阻害されることにもなりかねません。

また、議会には、市長とともに二元代表制の一役を担う役割もあります。市長の行政執行に対して、是々非々で臨む必要があります。あらゆる観点から判断し、場合によっては市民の皆様に我慢をお願いすることも必要になります。

そこで、お尋ねいたします。今、申し上げましたことを踏まえて、報道機関への情報提供や取材に対し、本市としてどのような取決めや方針の基行われているかお尋ねをいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

御質問の、報道機関への情報提供について、お答えをいたします。

まず、本市が行う報道機関への情報提供の方法としましては、定例記者会見などの記者発表と、報道資料の配付によるプレスリリースが基本となっております。

執行部から議会に上程する議案や報告につきましては、議会運営委員会後に開催

する記者発表において、初めて報道機関へ情報提供することとしており、議会への説明が先行する形を採っております。

記者発表後に、必要に応じて報道機関が担当部署に赴き、独自に取材して報道されることはございますが、正式な公表は議会開会時に行う議案等の提案理由説明において行いますので、その内容を超える情報提供は行っておりません。この点は、議会との二代表制を尊重した対応に努めております。

また、議決前の情報提供につきましても、各常任委員会や分科会で説明いたしました範囲で行っております。

このように、本市としましては、議会が議決機関として御審議されるのに必要な情報を提供しております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

#### ○高橋龍一 議員

私の質問により誤解が生じるといけませんので再度申し上げますが、市民の皆様の知る権利、報道の自由、表現の自由を否定するものではありません。

一方で、私たち議員は、自分たちの選挙の票目当てに、耳障りのよいことばかりを議決しているものではないことの御理解をお願いしまして、次の質問に移ります。

最後に、学校給食について質問をいたします。6月6日付、地元紙に「学校給食、食材高く赤字、やりくり限界、栄養、量不足を懸念」との記事が掲載されました。これは熊本市の現状を伝えるものですが、物価高騰を受けて、4月以降赤字が続いていることや、栄養価や量を保ちつつ、やりくりするのは限界として、子供たちへの影響を懸念する声が出ているとあります。

今年度に入り、私の地元小学校の学校通信に、給食費の値上げが行われたとありましたことから、本市にとりましてもぎりぎりの状態ではないかと思われましてともに、量や質が十分に確保されているか心配になるところです。

この学校給食につきましては、当議会におきましても、これまで多くの議員が質問をしていることから、無償化を含めて関心が高い項目だと言えます。

そこで、質問いたします。本市の学校給食費の推移と、引上げ後の現状についてお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]



## ○中尾雄二 教育部長

御質問の、学校給食費の推移と給食の現状について、お答えいたします。

本市の学校給食費の価格は、調理場ごとに設定されており、鹿本給食センターを例にとりますと、合併当初の平成17年度は1食当たり小学校210円、中学校225円、平成20年度から小学校225円、中学校270円、消費税改正に伴い平成26年度から小学校232円、中学校280円、それ以後の令和4年度まで価格を据え置いてまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナやウクライナ侵攻等に起因する物価高騰は食材費への影響も大きく、そのままの価格による自助努力も限界となり、本年度から小学校260円、中学校315円に値上げをお願いしたところです。

保護者の御理解により、値上げさせていただいた現在は、献立等の工夫も継続しながら、食材の安定的な確保も維持しつつ、従来の充実した学校給食を実施しております。

以上、御答弁申し上げます。

## ○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

## ○高橋龍一 議員

本市においても、合併以降、給食費はじりじりと上昇し、平成27年度から7年間の据置きを経て、今年度に再度引上げが行われたことがわかりました。

一方で、引上げにより、従来の充実した学校給食を実施されていることもわかりました。

先ほど紹介した記事には、給食費を無償化している自治体が県内でも増えていると締めくくっていますが、私は無償化に反対はしませんが、憲法第26条に義務教育はこれを無償とするとあるように、本来は国が行うべきものだと考えています。財政基盤の乏しい自治体にとっては大きな負担であり、熊本市でさえ無償化には否定的な見解を示しています。無償化や一部補助を実施している自治体でも、国の新型コロナの臨時交付金を活用しているところも多く、今後、安定的な無償化や一部補助が行われることは不透明なところがあります。

一方で、昨年の子供の数が79万人と発表されたように、急速な少子化が社会問題となる中、国の宝である子供たちの給食がおろそかになることも看過できないことです。

皆様は、オーガニック給食というものを御存じでしょうか。農薬や化学肥料を使用していない米や野菜を学校給食に導入することです。これも地元紙で報道されていたものですが、県内では山都町が積極的に取り組んでいるそうです。

最近では、何らかの食物アレルギーを持っている子供たちの割合が増加傾向にあるようで、給食の現場でも献立を考える上で頭の痛い問題だと思います。ファストフードや菓子パン、スナック菓子に囲まれている現在の子供たちにとって、安心・安全な食べ物が果たして身近にあるのかと疑問を覚えます。かといって、農薬や化学肥料を全く使わずに、安価で安定的な農作物が供給できると思えません。

相反するような話をしましたが、国の宝である子供たちの学校給食について、このオーガニック食への認識と導入の可能性について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、オーガニック給食への認識と導入について、お答えいたします。

有機農法により生産された農畜産物や加工品を給食に使用している自治体は、御案内のとおり、山都町のほか、福島県喜多方市、宮崎県綾町、千葉県いすみ市などがあります。

現在、本市においては、有機ＪＡＳ認証を受け生産されている農家や加工業者の数は把握ができていませんが、学校給食への導入となれば、規格の統一、一定量の確保、安定した供給に加え、異物混入チェックなどの学校給食衛生管理基準への適合が求められ、さらには価格の問題もございます。

一方、本市で納入している食材の多くは、地元産の安心・安全な農産物等であり、子供たちの健やかな成長に資する食材です。

このようなことから、オーガニック食品の導入の可能性や、他自治体の動向などを見極めつつも、地産地消による食材供給を継続してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

高橋議員。

[ 6 番 高橋龍一 議員 登壇 ]

○高橋龍一 議員

地元産の農産物が危険であると申し上げているのではありません。もちろん食品衛生法等の国の基準を満たしていることは承知していますが、特に加工品に含まれる食品添加物の中には、欧米では禁止されているにもかかわらず、国内では承認されているものがあるのも事実です。高度成長期以降、日本人の食生活が欧米化する中、様々な食品添加物が使用されていることが、現代の子供たちにアレルギーとして表面化しているのではないのでしょうか。

ますます進む物価高騰の中、各家庭ではより安い食材を求める傾向が今後も続く中、毎日の学校給食の食材について、不断の検証を行うことは忘れていただきたくないことです。オーガニック給食の導入には、幾つものハードルがあることは同意いたしますが、選ばれる山鹿の一因としても、今後の研究対象としていただけたらありがたいと思います。

今回は、最近報道されました記事について質問をさせていただきましたが、ほかにも我が国の将来に不安を感じるようなニュースが度々報道されています。例えば、今国会で審議されていますL G B T理解増進法案がその最たるものです。この法案が成立すれば、女性や女児の生存権を侵害することとするだけでなく、我が国の伝統文化や国体も破壊しかねないおそれがあると指摘する識者も多くいます。

特に教育分野では、幼少期から過激な性教育が行われることが危惧されます。また、本市観光の目玉である温泉文化が破壊されるおそれもあります。法案の成立前ですので、これ以上は申し上げませんが、執行部におかれましては、国政の動向を十分注視し、山鹿の宝である子供たちや市民の皆様にとって正しい政策判断を行われますことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○服部香代 議長

以上で、高橋議員の一般質問は終了いたしました。

○

#### 散 会

#### ○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時44分 散会

~~~~~

6月15日(木曜日)

# 令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議 事 日 程（第3号）

令和5年6月15日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

---

### 発言通告

1. 勢田昭一

一般質問

- （1）不祥事に対する対応について（市政を透明化する視点）
- （2）文化課の取り組みについて（文化財を生かし発信する視点）
- （3）子育てしやすい学校環境について（人口増加に転ずる視点）

2. 山下誠治

一般質問

- （1）指定管理者制度について
- （2）投票率について
- （3）ふるさと応援寄附金について

3. 有働辰喜

一般質問

- （1）学校施設（屋内運動場）について
- （2）公有財産施設処理方針について

4. 永田紘二

一般質問

- （1）部長の執務環境について
- （2）鳥獣被害対策について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（18名）

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 1 番 | 関 | 口 | 和 | 良 |
| 2 番 | 永 | 田 | 壮 | 拡 |

|      |           |
|------|-----------|
| 3 番  | 深 牧 大 助   |
| 4 番  | 原 芳 郎     |
| 5 番  | 隈 部 賢 治   |
| 6 番  | 高 橋 龍 一   |
| 7 番  | 豊 田 新 二 郎 |
| 8 番  | 山 下 誠 治   |
| 9 番  | 古 川 和 博   |
| 10 番 | 金 光 一 誠   |
| 11 番 | 松 見 真 一   |
| 13 番 | 小 川 榮 二   |
| 14 番 | 芋 生 よ し や |
| 15 番 | 勢 田 昭 一   |
| 16 番 | 有 働 辰 喜   |
| 17 番 | 服 部 香 代   |
| 19 番 | 北 原 昭 三   |
| 20 番 | 永 田 紘 二   |

欠席議員（１名）

|      |           |
|------|-----------|
| 18 番 | 富 丸 洋 一 郎 |
|------|-----------|

説明のため出席した者

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 市 長                     | 早 田 順 一   |
| 副 市 長                   | 阿 蘇 品 貴 司 |
| 教 育 長                   | 堀 田 浩 一 郎 |
| 総 務 部 長                 | 大 林 秀 樹   |
| 市 民 部 長                 | 池 田 淳 志   |
| 福 祉 部 長                 | 山 崎 寿 雄   |
| 農 林 部 長                 | 石 井 耕 一 郎 |
| 商 工 観 光 部 長             | 白 石 浩 二   |
| 建 設 部 長                 | 松 尾 正 都   |
| 教 育 部 長                 | 中 尾 雄 二   |
| 消 防 本 部 消 防 長           | 有 尾 壽 朗   |
| 総 務 部 次 長 兼 総 合 戦 略 課 長 | 吉 岡 隆     |
| 市 民 部 次 長               | 山 城 一 夫   |

福祉部次長兼福祉課長

徳丸和孝

商工観光部次長

迎田祐樹

建設部次長

樺浩介

総務課長

鬼塚敦夫

環境課長

手嶋一也

子ども課長

原幸徳

林業振興課長

村上吉彦

監査委員事務局長兼  
選挙管理委員会事務局長

中村武志

教育総務課長

永田健一

学校教育課学校教育指導室長

山西ふじ子

---

事務局職員出席者

議会事務局長兼議会総務係長

小山天

局長補佐兼議事係長

森英州

書記

木村隆寛

○

○

〔15番 勢田昭一 議員 登壇〕

発言通告に従って、一般質問をいたします。

今回は、１つ目に山鹿市政の透明化の視点で、２つ目に文化財を生かしての発信する視点で、３つ目に人口増加に転ずる視点での、３つの視点に絞って質問をいたします。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。市政の透明化の視点で、職員の不祥事に対する対応について伺います。全国には山鹿市のような市町村が約1740の自治体が存在し、熊本県内にも45の自治体が存在しております。今、全国的にも職員の不祥事やマイナンバーカードの誤った口座登録など、たくさんの問題が発生をしております。マイナンバーカードでは、家族名義が13万件、別人への登録が748件となっております。県内でも近隣の自治体で、職員の飲酒運転や度重なる業務上のミスなどが報道されております。御案内のように、本市においても今年の4月、マイナンバーカード紛失の事件が発生しております。

ここで、不祥事の定義を少し述べますと、地方公務員法第29条に基づいて、懲戒処分を受けたものとします。

そこで、1 回目の質問です。1 つ目に山鹿市における過去 5 年間の実態、2 つ目に懲戒処分の公表基準はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

〔大林秀樹 総務部長 登壇〕

御質問の、懲戒処分の実態及び公表基準について、お答えをいたします。



本市における懲戒処分は、平成29年度の懲戒処分を最後に、過去5年間ではゼロ件でございます。

また、公表の基準につきましては、平成21年1月に山鹿市職員の懲戒処分の公表に関する基準を定め、地方公務員法に基づく懲戒処分及び刑事事件に関し起訴された職員に対する分限処分を行った場合は、この基準により、その内容を公表するものとしております。

公表内容は、処分日、処分内容、所属名、職名、年齢、処分事案の概要としておりますが、著しく社会的影響が大きい場合は、氏名を公表することもございます。

なお、公表の時期と方法としましては、処分後、速やかに報道機関への資料提供により行うことといたしております。

懲戒処分の内容を公表することは、市政の透明性を高めるとともに、職員の服務規律の確保と非違行為の再発防止を図ることを目的としております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

今、答弁がありましたように、過去5年間は1件もないとの報告、安心をいたしました。それだけ職員の皆様が、業務を遂行されていることに誇りを感じます。また、公表基準についても、その基準を定めていることを理解いたしました。

次に、不祥事は発生してからでは明らかに遅いのです。そこで、予防対策は定期的に、または適時開催されているとは存じますが、確認をする意味を込めて質問をいたします。

そこで、2回目の質問です。不祥事を起こさないために予防対策は講じておられるのか伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、不祥事の予防対策について、お答えをいたします。

私たちが業務を進める中で、事務処理にはミスは起こり得るものであると認識し、その上でミスが大事に至らないよう、あらかじめ対策を講じておくことが必要でございます。

まず、不適切事務処理の予防対策としまして、職場内で行うOJTによる知識習

得、担当者以外の係員や上司などによる複数チェックの体制強化、各職場で起こり得るミスやヒヤリハット等の情報共有、そのミスの原因や防止等を話し合う職場ミーティングを積極的に行っております。

また、昨年度は一昨年 of 管理職に引き続き、課長補佐級以下を対象としたパワーハラスメント研修や採用 6 年目までの若手職員のためのコンプライアンス研修を実施し、職員の資質や意識向上を図っております。

さらには、職員の綱紀肅正について、機会あるごとに公務員として、全体の奉仕者としての自覚と服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営について、全職員に対し依命通達を発出し、周知徹底を図っております。

事務処理のミスや不祥事については、過去の事例等、原因分析を行い、再発防止の取組を実施し、適正な事務執行に、職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今の答弁にもありましたように、予防対策をきちんと実施されていることを確認できました。先般の高橋議員の一般質問にもございましたが、菊鹿市民センターのマイナンバーカードの事例の部分では、やっぱり二重チェックという言葉が出てきました。くれぐれも不祥事が起きてからでは手遅れになります。職員の皆様の資質や意識向上のため、より一層の取組をお願いし、次の質問に移ります。

次に、文化財を生かして発信する視点で、文化課の取組について質問をいたします。私は、令和 3 年 12 月、令和 5 年 3 月一般質問で文化振興計画の作成についてとその進捗状況。令和 4 年 12 月一般質問で社会教育課から文化課の独立について要望や提言をしてまいりました。このことの関連や山鹿市内の文化関係団体の皆様の御尽力により、令和 5 年 4 月 1 日より組織改編で文化課が設置され、その業務を遂行されていることに喜びを感じる次第です。また、この 4 月、5 月に市内の文化関係団体の役員さんとお会いする機会がございました。私同様に喜びの言葉をたくさん拝聴することができました。

そこで、1 回目の質問です。組織改編で設置された文化課の意義、目的を伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、文化課の意義、設置された目的について、お答えいたします。

本年4月の組織改編により、それまでの社会教育課文化係が独立する形で、教育部内に文化課が設置されました。その目的は、市内に数多く存在する文化財の保存と伝承に努めながら、より一層の活用を推進し、文化行政をさらに充実させることを目指すものです。

今回設置された文化課は、文化関係団体の支援や文化振興業務を担当する文化企画係と、文化財の保存・活用や、博物館をはじめとした文化財関連施設の管理などを担当する文化財係とで構成されています。

近年の文化行政が、民俗文化財の担い手不足や、文化団体の構成員減少などの課題を抱える中、民俗芸能団体の育成、文化団体の活動支援に力を注ぎ、本市の文化振興を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今の答弁で、文化振興を推進する上で、この文化課が大きな力になってくれることを期待をいたします。それぞれの推進する上での意義あるいは目的を、十分に理解することができました。

では、次の質問に移ります。私は、令和3年度、令和4年度の2年間、行政区の自治公民館長を務めました。そこで気づいたのが、地元にはたくさんの文化財が存在することを知りました。地区民で開催する権現さん祭り、あるいは馬頭観音さん祭りなどに出席をして、その歴史の深さに触れるとともに、地区民が200年、300年にわたり欠かさず祭りを続けていることに改めて感動した次第です。私も若いときは、そぎゃんとはどぎゃんでもよかたいと思いよりましたが、70歳近くになると、その必要性、先人たちの思いをしっかりと受け止めるようになりました。

そこで、2回目の質問をいたします。私が述べましたように、いろんな文化財がありますが、その山鹿市における文化財の現状と点検について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、文化財の現状と管理・点検について、お答えいたします。

市内各所に伝えられている指定文化財の数は、国指定文化財が11件、国の登録文化財が3か所、県指定文化財が19件、市指定文化財が159件であり、県内有数の件数を誇っております。

これらの管理につきましては、基本的にその所有者や地元の自治会にお願いしているところではありますが、市所有分につきましては業者委託等も活用しながら、その環境維持に努めております。

また、文化財保護委員や協力員には定期的なパトロールを依頼しており、異常があった場合には、報告に基づき早急な対応を行っているところです。

なお、現在は未指定の文化財が、今後の調査研究によって歴史的価値や重要性が明らかになり、所有者の理解が得られるなど条件が整った場合には、新たに指定するなど保護の推進を図っております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁にもありましたように、山鹿市には国・県・市の指定の文化財が、合計しますと192件あることを知り、これまでも何回か伺っております。改めて、その多さにびっくりする次第です。そして、その文化財を維持管理してもらうのは、所有者や地元自治会となっているわけです。その分、所有者や自治会の皆さんの理解や協力は必須となります。このことを踏まえて、文化財の保護を推進していただきたいものです。

山鹿市には、先ほど述べられた文化財のほかにも、和紙で作った山鹿灯籠などをはじめ、たくさんの民芸品や、不動岩の綱引き、米原長者の田植えなど、たくさんの民話が語り継がれています。

そこで、3回目の質問として、山鹿文化の魅力発信、特に文化財、民話について伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、本市文化の魅力発信について、お答えいたします。

山鹿市に伝わる文化財などの発信に係る施策については、市民、特に子供たちへの普及継承と、市内外を問わず施設等を利用した情報発信の、大きく二通りがある

と思います。

まず、前者につきましては、郷土愛と誇りを育む事業の一つとしまして、市内の小中学生が現地を訪れ、本市の文化遺産や偉人について学ぶ、ふるさと山鹿の歴史探検バスを実施しております。漫画を使ったパンフレットも作成し、子供たちに分かりやすく文化財等を紹介しております。

また、読み聞かせグループや図書館司書においては、本市に伝わる民話「不動岩と彦岳の首引き伝説」や「米原長者伝説」を、紙芝居によって語り伝える取組なども行われております。

次に、施設等を利用した普及啓発につきましては、博物館で行う本市の歴史や暮らし、自然などをテーマにした企画展示や、火起こし体験、星空観察会などのワークショップ、講演会、また八千代座においては芝居小屋としての歴史や構造についての案内や、かつては映画館であったことを伝える映画上映会などの催しを行うことで、見学・体験による魅力発信につなげております。

なお、本市の豊富な文化財の紹介にあっては、市ホームページに動画を使ったふるさと山鹿の歴史を掲載し、子供のみならず、一般の方にも分かりやすく興味を持っていただける内容としているところです。

そのほか、広報やまがをはじめ、チラシ・パンフレットの配布、さらにはやまがメイトなどのSNSを積極的に活用しながら、今後とも本市文化の情報発信による山鹿の魅力の周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

今の答弁を聞きまして、しっかりと発信をされ、努力されていることを確認いたしました。

ここで、お2人の方を紹介をいたします。1人目は、市内の小学2年生です。昨日の熊日新聞の読者の広場で、アリの巣観察の記載がありました。このように幼いときの観察力と感受性のすごさを感じた次第です。2人目は、熊日童話会会長の渥美多嘉子さんです。渥美さんは、山鹿市菊鹿町の御出身でもあります。今年の初め、熊日新聞の「私を語る」を連載をされました。私は在熊菊鹿会で2回お会いをし、お話をすることがございました。その会長いわく、その内容は幼いときからの童話の読み聞かせは、とても大事です。想像力が豊かになりますよと力説をされました。御案内のとおり、この山鹿市には民話がたくさん残っております。合併する前の旧

町にもたくさんの民話があるはずです。それらに触れることも山鹿文化の魅力発信になると考えます。学校教育、図書館教育で、ぜひ実践していただくことを願っております。

このお2人が学んだことは、幼いときから山鹿の自然、山鹿の文化財、山鹿の民話に触れることは、子供たちの感受性やふるさを思う気持ちが大きく膨らむということであります。これらの取組は、高く評価できると存じます。先ほど答弁もありましたように、子供たちのいろんな歴史を探る、あるいは観察をする、今後の継続、実践をお願いをいたします。

では、最後の質問です。次は、人口増加に転ずる視点、子育てしやすい学校環境についてであります。その質問の前に、皆さんと共通認識をしたいと存じます。それは山鹿市の総人口の推移です。合併時、平成17年、西暦2005年1月15日の山鹿市の総人口は6万65人です。その10年後、平成27年、西暦2015年3月末日では5万4537人、そして今年、令和5年、2023年3月末時点では4万9137人となっております。申し上げましたとおり、合併時には6万人を超えていた人数が、今年は4万9000人となっております。この18年間で総人口が1万928人減少していることが分かります。平均しますと、1年間に607人が減少していることが分かります。

これまでも子育てしやすい学校環境の施策をしてきておられますが、その施策とは新1年生へのランドセルプレゼント、または18歳までの医療費無償化などです。しかし、そのことが人口減少にプラスに働いているかは薄いと判断しなければなりません。この施策より一歩踏み込んだ山鹿独自の施策の必要性を強く感じます。

私は、令和4年3月議会で、学校の2学期制についての一般質問をいたしました。その答弁は、文部科学省、熊本県教育委員会や他市の動向をしっかりと把握し、調査するとのお答えでございました。では、現在の山鹿市における学校環境はどうなっているのでしょうか。

そこで、1回目の質問をします。2学期制の導入についての進捗状況を伺います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山西学校教育指導室長。

[山西ふじ子 学校教育指導室長 登壇]

#### ○山西ふじ子 学校教育指導室長

御質問の、2学期制のその後の進捗状況について、お答えいたします。

現在、本市におきましては、3学期制を採っております。

御承知のとおり、長期休業前後に学期の節目である終業式や始業式を行うことは、学校生活の振り返りや次の目標、学習意欲につなげることができるとともに、長期休業前の生徒指導や保健指導を行う絶好の機会となっております。

一方、児童・生徒の成績や学校生活の様子をまとめて通知表を作成する回数は、前期後期の年間２回となっており、既に２学期制を導入している学校と同じように、授業時数や個別指導の時間の確保、教師の業務負担軽減につながっています。

県内の他市町村では、２学期制を導入している地域もございますが、メリット・デメリットを勘案し、３学期制を採りつつも、通知表は２回発行という本市のような体制を採用する市町村が増えている現状もありますので、今後も学校現場の声を聞きながら、子供たちや先生方が過ごしやすい学校環境の整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、山鹿市の場合は２学期制と３学期制をミックスしたような形でやっているということが分かりました。そのことは、前回の一般質問でもしておりますように、２学期制と３学期制のメリット・デメリットを調査され、その結果だと考えます。どうしても先生方の負担というのは、通知表をつけるという部分に大変な労力がかかります。通知表は２回ということで、学校現場では取り組んでおられるということで、よく分かりました。

このように、先生たちの超過勤務が緩和されることが、子供たちの成長に大きく影響するものだと考えます。先ほど言われましたように、実際に児童・生徒と携わっておられる現場の声を率直に受け入れて、教育行政を遂行していただきたいと考えます。

では、最後の質問に移ります。全国的にも教員不足が問題になっております。学校現場で教員が不足することは、いろいろな問題が生じてきます。親としては、先生方がきちんと確保され、毎日の学校生活が楽しいことを願っております。山鹿市の教育確保はできているのか、とても心配をしております。

それでは、最後の質問です。山鹿市における教職員の確保の現状を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山西学校教育指導室長。

[山西ふじ子 学校教育指導室長 登壇]

○山西ふじ子 学校教育指導室長

御質問の、教員確保の現状について、お答えいたします。

令和５年度、本市の13の小中学校におきまして、各学校に割り当てられた教職員定数に未補充はなく、充足している状況にあります。

しかし、県内に限らず、全国的に教員不足が問われている中、産休、育休者及び休職者代替としての、臨時的任用職員の確保も難しくなっており、早急な課題として、人材の確保に取り組まなければなりません。また、誰一人取り残さない教育を目指す本市の取組としまして、特別な支援を要する児童・生徒や不登校児童・生徒へ対応するためのサポートティーチャー、英語教育の充実のためのALT、外国にルーツを持つ子供の日本語指導員、ICT活用を支援するICT支援員、図書館教育充実のための読書活動推進員等の配置につきましても、その確保に傾注し、学校教育の充実を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、本市内の13の小中学校の教職員の定数に未補充はなく、充足しているとの確認ができ、大変安心をいたしました。また、本市独自にサポートティーチャーもつけられていることも分かりました。今後とも、子育てしやすい学校環境の充実に努めていただくことをお願いいたします。

また、この教育行政の部分では、学校給食費の無償化についても考えておりましたが、先日の芋生議員と質問内容が重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

ただ、この学校給食無償化は、山鹿市として喫緊の課題です。その主たる課題は、これまでの答弁を聞いておりますと、約2億円の財源確保ということがはっきりしております。そのために、行政と市PTA連合会との協議をされることを提言いたします。

そして、市内13校の学校給食の方式、自校式あるいはセンター方式についても検討する時期に来ていると思います。このことについては、私自身、今後も検討、提言をしていきたいと考えております。

今回は、市政の透明化、文化財の魅力発信、人口増加の視点で、不祥事に対する対応について、文化課の取組について、子育てしやすい学校環境についての3点を質問し、それぞれの現状と課題を再認識することができました。

さて、話は変わりますが、今年の5月に私の知人で宮城県仙台市に住む60代夫婦が山鹿市に来たんです。市内を案内いたしました。事前に本市のホームページを調べておられ、玉名駅で下車されてすぐに、奥様より、八千代座を一番に見たいですとリクエストがございました。そこで、すぐに案内をすると、夫婦とも、実物のす



ごさやその迫力に感激され、その夜は平山温泉に1泊されました。そして、今度は私たちが山鹿のすばらしさを友人や知人に紹介しますと力強い言葉を残して、山鹿を後にしました。

このようなことが、早田市長が言われる選ばれる山鹿なのです。再度、選ばれる山鹿の実現に向けて、行政、市民、各団体が人口増加に向け、スクラムを組んで、チーム山鹿で頑張っていきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時40分 休憩

○

午前10時59分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

[8番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

皆様、おはようございます。

議席番号8番、れいわ創造、山下誠治です。

発言通告に従いまして、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目は指定管理者制度について、2件目、投票率について、3件目、ふるさと応援寄附金について、一問一答にて、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初の質問を行います。指定管理者制度についてお尋ねします。まず初めに、現在、山鹿市が持つ公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は何か所でしょうか。また、それらの施設の所管は何課でしょうか、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、指定管理者制度の導入施設数と施設の所管部署について、お答えをいたします。

本市におきましては、公の施設の設置目的や態様、規模などを踏まえ、指定管理

者制度の導入によって、設置目的をより効果的に達成することができると考えられる施設につきまして、平成18年度以降、順次導入を図り、現在31の施設において、指定管理者による管理運営が行われております。内訳は、薄尾斎場を市民部が、老人福祉センターなどの社会福祉施設 5 施設を福祉部が、道の駅小栗郷などの物産館施設11施設を農林部が、さくら湯、キャンプ場などの観光施設 5 施設を商工観光部が、バスセンターの 2 施設を建設部が、カルチャースポーツセンター、八千代座など文教施設 7 施設を教育委員会が所管しております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

山下議員。

[ 8 番 山下誠治 議員 登壇 ]

○山下誠治 議員

現在、31施設を 6 つの所管で担当しているとのことでした。

それでは、今回、31施設のうちの 5 つの施設について質問いたします。

まず、最初に 4 施設について、道の駅小栗郷、特産工芸村、道の駅水辺プラザかもと、鹿央生産物直売所、これに関しましては令和 5 年 3 月議会の議案第 2 号 令和 4 年度一般会計補正予算に、この 4 施設が債務負担行為補正により、物産館施設に係る指定管理料の見直しが行われました。指定管理料の算定につきましては、これまで総経費で不足する金額を、単純に指定管理料として契約が行われてきております。

今回の見直しは、収益が見込まれる物産館やレストランなどの販売施設については、指定管理料の算定外とし、施設の維持管理や収益施設以外の管理費など、営利が見込めない施設管理費を指定管理の対象としており、指定管理料が大幅に増額されています。また、収益施設から出る販売収入については、指定管理料と相殺されなくて済み、余剰金としての留保や職員の皆さんの給料アップにもつながるような可能性が生まれてきております。指定管理者の方々にとっては大変ありがたい見直しになったことだと思うところです。同時に、経営力や資金力のある民間業者なども、この見直しについては非常に関心を持たれたであろうと思います。

そこで、1 つ目の質問です。第三セクターによる管理経営、民間活力を利用した管理経営、あるいは民間移譲による地域活性化など、方法はいろいろあると思いますが、令和 8 年の指定管理期間終了後の方向性について、市長にお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[ 早田順一 市長 登壇 ]

○早田順一 市長

現在、4施設につきましては、民間事業者及び第三セクターにより施設管理を行っておりますが、いずれの施設も本市における経済観光面、地域振興にとって維持すべき公の施設でありますので、現在の指定管理期間満了後も指定管理者による管理運営を継続してまいります。

また、その選定方法につきましては、指定管理料の見直しによって参入しやすくなっていることを踏まえ、公募によることを考えておりますが、次期募集まで3年ありますので、各施設の状況を見守りながら適宜判断をしてまいります。

今後も施設の設置目的を達成するための事業手法や魅力ある施設にする検討を進めてまいります。

○服部香代 議長

山下議員。

[ 8 番 山下誠治 議員 登壇 ]

○山下誠治 議員

今回、指定管理料の見直しがされた4施設につきましては、経済観光面、地域振興にとって必要なものであり、また市民にとっても愛すべき施設であります。今後も指定管理での運営を継続とのことですが、次期募集までの3年間で状況を見守りながら判断するとの意味が、少し理解に苦しむところですので、引き続き、この件につきましてはお尋ねしていきたいと思えます。

次に、2つ目の質問を行います。5施設目についてお尋ねします。国指定文化財の八千代座についてです。八千代座については、令和10年が指定管理の期間満了になります。八千代座では、歌舞伎をはじめ、年間数多くのいろいろな公演がっております。

そこで、公募型プロポーザル方式などの導入により、さらなる地域活性化と情報発信に寄与できる山鹿で一番の施設と思うところですが、八千代座の指定管理の見直しについてはどう思われますか、市長にお尋ねします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

八千代座につきましては、これまでは文化財としての適切な管理に重点を置いて非公募としてきたところですが、昨今、文化財を活用した地域経済振興の必要性も高まっております。このことから、八千代座をより一層活用していくために、公募による選定を視野に入れ、諮問機関である八千代座審議会や活用団体などからも意

見を伺い、次回の選定方法を決定したいと思います。

○服部香代 議長

山下議員。

[ 8 番 山下誠治 議員 登壇 ]

○山下誠治 議員

八千代座は、ほかにはないすばらしい施設だと思います。答弁のように、関係団体などと協議をしてもらい、公募に当たっては指定管理の内容等、十分に検討してもらい、最大限の活用ができるようお願いいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。投票率についてお伺いします。本年4月統一地方選において、県議会議員の選挙がありました。山鹿市全体で投票率は50%を下回り46.91%、過去の選挙で投票率が50%を下回ったのは、私が知るところ、令和元年7月の参議院議員選挙で49.48%であります。今回は、最低を更新したものと思っております。また、今回の県議選では、市内の25投票所で最も低いところは38.09%です。

この結果を踏まえ、投票率アップに対し、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

○中村武志 選挙管理委員会事務局長

御質問の、投票率アップに向けた取組について、お答えいたします。

最近の本市における投票率は低下傾向にございますが、全国的にも同様な傾向が見られるところです。

新型コロナの影響でしばらく開催できておりませんでした。投票を促すことを目的とした出前講座を再開することといたしました。

先般も、市内の高等学校において、全校生徒を対象に選挙制度への理解を深めてもらう講座を実施し、アンケートにも御協力いただきました。今後、選挙に対する若者の意識を把握する上で、参考になるのではないかと考えております。これを契機として、本市における世代別の投票率などを分析し、投票行動の傾向把握に努めたいと思います。

また、本日、明るい選挙推進協議会を開催いたしますが、終了後、犬子ひょうたんが行われます大宮神社において、選挙啓発活動を行うこととしております。

加えて、今後、有権者となる若い世代の方にも選挙に関心をもっていただけるよう、出前講座やポスター作品コンクールなどの啓発活動に力を入れてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

山下議員。

[ 8 番 山下誠治 議員 登壇 ]

○山下誠治 議員

選挙管理委員会でもいろいろな取組を企画されているようです。私たち議員も、日常の議員活動の中で市民の皆様が政治参加され、投票に行ってもらおうよう努力していかなければと思うところですが、高齢者の方が投票に行きたいけれども、投票所まで行く手段がないということをよく耳にします。県下、ほかの自治体では、移動支援をしたり、ショッピングセンターでの投票所の開設などの取組をされているところもあるみたいですが、そういう取組についてはどうお考えですか、お尋ねします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中村選挙管理委員会事務局長。

[中村武志 選挙管理委員会事務局長 登壇]

○中村武志 選挙管理委員会事務局長

御質問の、他の自治体での取組に対する考えについて、お答えいたします。

各自治体におきまして、交通弱者の方に対する支援など、様々な取組がなされておりますが、自治体ごとに人口規模や構成、産業構造、投票所の数や場所などで違いがあります。

山鹿市におきましても参考にできるものとできないものがございますので、投票機会の確保について、さらに調査・研究を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

山下議員。

[ 8 番 山下誠治 議員 登壇 ]

○山下誠治 議員

令和3年12月議会において、富丸議員が投票について質問されました。そのときの富丸議員の言われたことは、1票の行使をできるかできないかは権利の問題であり、有権者の方が持つ1票1票が死に票にならないようにとおっしゃっておられましたが、私もそのとおりだと思います。今後、しっかりと検討していただきたいと思いますようお願いいたします。

なお、ただいまの私の発言につきましては、今回、病気療養中のため富丸議員は欠席されておりますけれども、御了解をいただいておりますので、申し添えておき

ます。

それでは、3件目の質問に移ります。ふるさと応援寄附金について、2点お尋ねします。

まず1点目、今年も目標5億円を目指して努力されていることだと思いますが、現在の状況と今後の対応についてお尋ねします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、ふるさと応援寄附金の現在の状況と今後の対応について、お答えをいたします。

まず、令和5年1月から5月までの寄附実績につきましては、5月31日現在、申込額ベースで6360万2000円となっており、昨年の同期間と比較しまして約3倍増となっております。返礼品の中でも、米やスイカ、メロン、サツマイモなどの申込みが増え、寄附額の増加につながっているものと考えております。

次に、今後の対応でございますが、今年度の寄附額5億円の目標達成に向け、6月末で委託期間が終了する中間事業者について、2月から3月にかけて新たな業者を選定しておりましたが、これまでの業務実績と、企画力や発信力、地域密着型の業務遂行体制などを高く評価し、佐賀県や長崎県、福岡県を中心に、多くの自治体で実績を持つ株式会社スチームシップと契約を締結いたしました。

これまで、さとふるを除く5つのポータルサイトを2つの中間事業者で管理していたものを、7月からはスチームシップが一括管理することにより、業務の効率化と、より地域に密着した事業の遂行が期待できます。

今後、定期的な返礼品提供事業者への訪問・連絡等を実施することで、事業者との信頼関係を構築し、魅力ある返礼品の企画開発や、質の高い商品画像の制作、効果的なPRによる寄附受入額のさらなる確保を図ってまいります。

あわせて、ふるさと応援寄附金を通して、山鹿市の魅力やブランド価値を高め、選ばれる山鹿の実現を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

山下議員。

[8番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

7月からは、2つの中間事業者で管理していたものを、スチームシップが一括管

理をするということで、地域に密着した事業の遂行が期待できるということです。

スチームシップ社におきましては、熊本市に事業所を開設し、8月から業務開始ということで、地域密着の事業の遂行で目標を上回る金額を期待いたします。

それでは、2点目の質問です。6月2日付の熊日新聞に、阿蘇市がふるさと納税店舗型の運用を始めたという記事が載っておりました。利用できるのは、今のところ、市内の道の駅2か所、ゴルフ場3か所ということです。さらに、市独自のふるさと納税サイト「あそちよくバイ」を開設し、寄附ルートを広げられたそうです。店舗型では、実物を見て返礼品を選べる利点があります。新たな取組として、こういう店舗型などを検討されてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、店舗型のふるさと応援寄附金の取組について、お答えをいたします。

ふるさと応援寄附金は、通常インターネットなどを使って申込みをし、後日、返礼品が御自宅などに届くものですが、店舗型のふるさと応援寄附金は、訪れた土地の店舗や施設で直接寄附を行い、その場で返礼品を受け取ることができるものです。

インターネットに不慣れな高齢者などには、訪れた先で寄附ができ、その場で返礼品を受け取ることができるため、気軽に取り組むことができるというメリットがあります。

一方で、システムの導入にかかる初期費用や、システム保守料、決済手数料などの月々の固定費用が新たに発生するため、費用対効果を十分に調査研究する必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

山下議員。

[8番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

新しいことに取り組むときには、必ずリスクが生じてくるのは当然のことです。費用対効果につきましては、実施してみなければ分からないというところもあると思います。もちろん事前の調査研究も必要ですが、事業を進めていく過程で修正しながら利益を出す努力、これは最大の武器になると思っております。

ふるさと応援寄附金は、自主財源として市民の皆様への生活環境に対してのいろいろな行政サービスが行えます。昨年、私は総務文教委員会で、茨城県の境町のほ

うに行政視察に行かせていただいたときには、このふるさと応援寄附金を財源として、様々な市民へのサービス対策が行われております。目標達成、そしてさらなる高い目標に向かって努力していただくことをお願いいたします。

また、ふるさと応援寄附金については、引き続き、会派でお尋ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、これで私の質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時27分 休憩



午後1時00分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

皆様、こんにちは。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従いまして、学校施設屋内運動場についてと、公有財産施設処理方針についてお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、今回は資料を配付させていただきたいと思っております。

議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○服部香代 議長

ただいま資料配付の要求がありました。会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。後ほど、タブレットにて通知をいたします。

[資料 配付]

○有働辰喜 議員

それでは、まずは屋内運動場についてですが、今回は山鹿市の必要面積の法令解釈について、私自身、疑問がありますので、過去の市の答弁内容を基にお尋ねをいたします。

昨年の6月、9月、12月を通しまして、定例会での山鹿市立めのだけ小学校の屋内運動場は、なぜ国が定めた必要面積を確保せずに既存施設利用をしたのかという私の質問に対しまして、建物の耐力度はあることと、山鹿市策定の学校施設長寿命



化計画に基づき、既存施設利用を決めたとの答弁で、何度お尋ねをいたしましても、強度面と財政面からの理由に終始をされ、肝心の必要面積に関しては答弁をいただけておりませんでしたけれども、本年３月定例会で初めて関連する法律と施行令の必要面積について、山鹿市の考え方が述べられました。

答弁内容を要約いたしますと、私が申し上げる必要面積は、国庫補助金交付対象の算定基礎として定められた面積の基準であり、必要最低限の面積と記載されているけれども、実際は補助対象の算定に係る最高限度の面積となるものであり、新築や増築、改築をしない場合、この施行令に定められた学級数に応ずる必要面積は該当しないとの答弁でありました。言下に否定はされませんでしたけれども、あくまでも国庫補助金申請限度の面積と捉え、施行令に示された必要面積は、既存施設には該当しないとの考え方を示唆されたかと推察をいたしました。

さて、皆様も御承知のように、去る４月２８日、八幡小学校屋内運動場の建て替え工事の安全祈願祭が執り行われました。この事業は、市の令和４年度予算に関する説明書の中で、現状と課題として、１、耐用年数が過ぎている、２、耐力度不足、３、学校規模に応じた屋内運動場の基準面積を満たしていないとして、建て替えによる最低面積を超える規模とするとの記述がなされております。

現状・課題というのは、問題点と建て替え理由とも読み取れます。耐用年数超過や耐力度不足は、建て替えの理由には当然なりますけれども、学校規模に応じた屋内運動場の基準面積を満たしていないとの理由は、先ほどの市の答弁から考察すると、現状・課題にはならず、建て替えの理由にはならないのではと思います。なぜならば、市の考える基準面積の意味は、新築や改築、増築の際に国庫補助対象の算定に係る最高限度の面積となるもので、国庫補助金交付対象の算定基礎としての面積の基準であって、教育上必要な最低限度の面積ではないとの答弁だったからです。だからこそ、めのだけ小学校は開校時、児童数が旧米田小学校の３倍ほどに増加、それに伴い、当然、学級数も増えて必要面積は統合校計画時と同じ９１９平方メートルとなりましたけれども、保有面積が必要面積の５７％、５２６平方メートルの既存施設利用でも国庫補助金交付申請をしないので、必要面積は該当しないとして問題はないとの考えを答弁されております。にもかかわらず、八幡小学校屋内運動場が基準面積を満たしていないのは課題であるとして、建て替え理由の一つに挙げられていますし、最低面積を超える規模とすると書かれておりますが、ここで山鹿市がいう基準面積とは何を指しているのか、また記載の最低面積の数値はどこから引用された数値なのかをお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、八幡小学校屋内運動場の建設に当たっての基準面積等について、お答えいたします。

まず、屋内運動場の基準面積は、建設当時の学級数に応じ、政令で定める必要面積を基準として判断したものです。

また、最低面積の数値についても同様です。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

答弁は、建設に当たっての基準面積はと言われましたけれども、説明書に現状の課題、つまり問題点として基準面積を満たしていないと記載されていることから、何を根拠にしたのかをお尋ねいたしましたのですが、山鹿市は、政令で定める屋内運動場の基準面積、いわゆる必要面積が既存施設であっても確保できていない場合は建て替えの要件になるという判断をすることと、学級数に応ずる必要面積が、教育を行うのに必要な最低限度の面積ということを認識していらっしゃるということを確認できました。

さて、昨年6月定例会で、私は閉校する平小城小学校、三岳小学校と、建て替えになる八幡小学校を除いた山鹿市内の小中学校の屋内運動場面積は、国の基準面積を満たしているのかとお尋ねし、答弁をいただいております。その際、現在、国が定めている屋内運動場の必要面積については、特別支援学級を含む学級数に応じ、小学校では894平方メートル、919平方メートル、1215平方メートル、中学校については1138平方メートル、1476平方メートルとしているとの説明がなされましたが、この必要面積は山鹿市が新築や改築、増築をしない場合、基準が定められているこの法律施行令に定められた学級数に応ずる必要面積は該当しないとの判断をされる、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令で定めている学級数に応ずる必要面積であります。

私は、この必要面積を基に教育を行うのに必要な最低限度の面積が確保できていないとして、市の見解をお尋ねしてきました。このときの質問、国の基準面積を満たしているかに対して、面積不足の学校名を答えていただきました。つまり既存施設面積と説明された必要面積との比較により、面積が不足する学校を算出されたものだと思っております。説明をされた、国が定めている屋内運動場の必要面積は、

私と同じく、教育を行うのに必要な最低限度の面積として、政令で定める学級数に応ずる必要面積だとの解釈で答弁をいただいたと考えておりますけれども、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、屋内運動場の必要面積の解釈について、お答えいたします。

御指摘の答弁における屋内運動場の必要面積は、屋内運動場の新築または増築を行うこととした場合において、政令に規定する学級数に応じた面積を指すものとして、答弁をいたしております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

政令で定める必要面積を基に、不足する学校を答弁したとのことでございます。

ここでも、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める必要面積を認識をしておられたということを確認いたしましたけれども、今回も屋内運動場の新築または増築を行うこととした場合においてと限定をされた答弁ですが、この部分については後ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

基準となります屋内運動場の必要面積が唯一示されているのは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第3項に、法第6条第1項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とすると記載され、定められております。

この政令施行令の基となる法律は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律で、その第6条が学級数に応ずる必要面積及び児童または生徒1人当たりの基準面積の条文であります。先ほど資料配付請求をいたしましたけれども、その配付資料の2ページとなります条文を見ていただきたいと思います。

私がここで意見を述べる際に条文を読み上げても、なかなか皆さんの頭には残らないと思いますので、配付をいたしましたこの資料を見ていただいて、百聞は一見にしかずと申します。後で結構ですので、第6条を読んでいただきまして、学級数に応ずる必要面積は工事費を算定する場合の基準面積であって、工事をしない既存施設の場合は満たさなくてもいい面積なのか、考えていただけたらと思います。

それでは、第6条の条文を紹介し、私の意見を述べさせていただきます。第6条第1項に同法律の第3条、第5条の規定等が記載されていて、長くなりますので要約をいたしまして必要なところを読み上げます。公立の小学校・中学校の校舎、屋内運動場の新築または増築に要する工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積は、小学校・中学校ごとに校舎または屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定めると書かれていますので、私は政令で定めている工事費を算定する場合の学級数に応ずる必要面積とは、教育を行うのに必要な最低限度の面積であると読み解きをいたしました。

したがって、先ほどの山鹿市の新築または増築を行うこととした場合は適用され、補助金申請をしないと既存施設にはこの必要面積は適用されないという考え方には同意することはできません。なぜならば、法律で必要面積は国が義務教育を行うのに必要な最低限度の面積であると定め、政令で示した面積の工事費については、あくまでも負担割合に基づき国が負担しますという意味だと、私は考えます。国が基準面積を示している以上、学校設置者としては確保すべき面積ではないのでしょうか。

新山鹿市としてスタートいたしました平成17年1月以降に建て替えられました屋内運動場は、施工中の八幡小学校も含めて、山鹿小学校、鹿本小学校の3校であります。山鹿小学校は、ほかに保有面積があったのかと思いますけれども、最高限度の面積を下回る補助面積ですけれども、鹿本、八幡の両小学校は政令で定める教育を行うのに必要な最低限度の面積であり、国庫補助金交付対象の算定基礎としての最高限度の面積でもある919平方メートルよりも多い面積で建て替えております。鹿本小学校は1064平方メートル、八幡小学校は985平方メートルです。

過去の答弁での学級数に応ずる必要面積の認識が、補助対象の算定に係る最高限度の面積との捉え方だけであるならば、919平方メートル以下でもよいはずですが。しかし、この必要面積を基に設計施工が実施されていることは、何度もお尋ねをして申し訳ございませんけれども、山鹿市も必要面積は教育を行うのに必要な最低限度の面積と認識しているあかしだと思いますけれども、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

#### ○中尾雄二 教育部長

御質問の、必要面積をどう認識しているかについて、お答えいたします。

屋内運動場の新築または増築を行う際には、御指摘の必要面積、法律の条文にお

いては、すなわち教育を行うのに必要な最低限度の面積と規定されておりますが、これを基準として建築面積を決定することが必要であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

今回、2つの答弁事例と、実際の建築面積の事例で、必要面積の考え方をお尋ねをいたしました。

趣旨は、山鹿市が法により政令で定めた基準面積を、教育を行うのに必要な面積として捉えているのか、つまり最低限の面積を満たすべき面積と捉えているかを確認したかったからであります。答弁は、いずれの場合も政令で定める学級数に応ずる必要面積は、法律に書かれた教育を行うのに必要な最低限度の面積であるとの認識を示されております。ただし、法律の新築または増築を行う場合の工事費を算定する場合も学級数に応ずる必要面積はという文言により、山鹿市は新築、増築をしない場合は、該当をしないとの解釈であります。この国の定めた必要面積の考え方が、山鹿市と私とでは違うことが、なかなか議論がかみ合わない要因だと考えております。

教育を行うのに必要な最低限度の面積として定めた必要面積が、補助金申請をする、つまり工事をするかしないかで面積が変わるものなののでしょうか。統合校としての開校時、政令で定められた屋内運動場の最低基準である必要面積が確保されずにスタートをしました菊鹿小学校、めのだけ小学校に関して、山鹿市は直接の表現ではございませんでしたけれども、法令解釈の答弁で、国庫負担金を申請しない、既存施設には必要面積は該当しないと答弁をなされ、直接的には体育の授業が支障なくできる、さらにはできているからは問題がないと答弁をなさいました。

一方、建て替えの場合は、必要面積は最低基準として、八幡小学校、鹿本小学校は必要面積よりも多い面積で建築をされております。体育の授業が支障なく行われれば、必要面積を満たさなくても問題ないとする考えを表明した山鹿市が、政令で定められた必要面積よりも多くの面積を必要とされた理由をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、八幡小学校、鹿本小学校の屋内運動場について、お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますが、法令における必要面積は、屋内運動場の新築または増築を行う際に基準となる数値でございますので、両校の屋内運動場の建て替えの際には、これを参考とし、学校側と必要な設備、コート等の広さについて協議を行った上で、面積を算定したものであります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

教育施設の計画に際しましての理由をお尋ねをいたしましたのは、屋内運動場としての必要な設備や必要なコートの種類、数等によって計画面積は決定をされるものであります。山鹿市も同じ内容で屋内運動場の建築面積を決定したことが確認できました。

私は、法令条文解釈運用がその時々で変わることは、絶対にあってはならないと思っております。国庫負担金を申請しなかった、めのだけ小学校の既存施設は、国が定めた最低基準面積は該当しないとして、現在は最低基準面積に対して57%不足の既存施設を使用しております。

一方、統合計画は白紙化され、従来の児童数、学級数であっても、建て替えて国庫負担金を申請する八幡小学校の場合や、統合事業により建て替えた鹿本小学校は、両校とも最低基準面積不足として基準面積を超えて建て替え前の既存施設の1.7倍強の面積を有する広い施設となり、条文解釈運用の結果といたしまして、めのだけ小学校の子供たちにはとてもつらい、こんな不公平が生じております。

この既存施設には、基準面積は該当しないとする山鹿市の解釈を解消し、見直しをしない場合には、市の方針では現在の屋内運動場が耐力度不足となり、建て替え工事が完成するまでは狭い体育館での体育の授業や部活動、学校行事や休み時間の使用制限等の状況が続くことになります。

既存施設は、基準面積以下でも問題ないとする山鹿市ですけれども、山鹿小学校と川辺小学校、旧鹿北町3小学校統合後の平成26年4月1日現在では、市内17小学校のうち、学級数に応ずる必要面積の最小面積であります894平方メートルを下回る既存施設が11校ありましたけれども、今回の建て替えて基準面積を満たします単独校の八幡小学校、あるいは統合による閉校や建て替えにより既存施設利用の菊鹿小学校とめのだけ小学校の2校を除き、開校時にはは全て基準面積を満たしております。

めのだけ小学校は、新設校ではなく、既存校として既存施設利用で開校いたしま

したが、旧米田小学校に吸収合併された学校ではなく、新しくできた統合校だと思います。であるならば、開校時の学校施設はほかの統合校と同様に、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同法律の施行令で定める学級数に応ずる必要面積を満たす必要があると、私は考えます。

子供たちのためにも、よりよい教育環境をつくるとして統合事業は行われたと認識をしております。統合による一定規模の学級数、児童数になり、競争心が芽生え、学力は確かに向上するでしょう。しかし、子供たちが将来生きていくためには、学力以外の健やかな体と豊かな心も必要であります。それを醸成してくれるのはいろいろな学校行事や遊びの中での学びであった、放課後の部活動、クラブ活動などを通して自然と育まれるものではないでしょうか。そのためには、八幡小学校屋内運動場の安全祈願祭で早田市長が述べられました、市の未来を担う子供たちによりよい教育環境を整えたいという思いでの建て替えと同様に、めのだけ小学校の子供たちにもよりよい教育環境をつくる上で制限を受けずに自由に使える施設として、国が定めた教育を行うのに必要な最低限度の面積とする必要面積を満たす屋内運動場を提供することは、喫緊の課題で大事な問題だと思いますけれども、市の見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

5回目の質問について、お答えいたします。

めのだけ小学校屋内運動場につきましては、これを建て替え、または増築を行うとした場合において、法令の規定から導かれる必要面積と現状の建築面積が乖離していることは御指摘のとおりであり、また市としまして、児童・生徒に対し、よりよい教育環境を整えていくことは、重要な課題であると考えております。

一方、市の施設全体の維持管理の観点から申し上げますと、限られた財源の中で、各施設の長寿命化や安全管理上必要な改修なども行っていく必要があることから、先の3月定例会で答弁いたしました、老朽化などの理由で安全性が確保できないと判断された場合には、国が示す学級数に応じた必要面積の基準を参考に建て替え等に向けて準備を進めることとなると考えているとの方針につきましては、変更ございません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

○有働辰喜 議員

法で定める必要面積と既存施設保有面積の乖離というものについては、お認めをいただきましたけれども、残念ではございますが、子供たちの教育環境整備よりも財政面から、このままの状況でいくとの答弁でございます。

私は、統合校、現めのだけ小学校の施設計画時に、この屋内運動場の最低基準面積について、なぜ教育委員会関係者が異を唱えなかったのか、今でも不思議であります。なぜなら、教育委員会作成の46項目評価表に、統合校文部科学省基準面積として、児童数312名、12学級の規模を想定し、919平方メートル必要と記載しているからであります。学級数に応ずる必要面積について認識していることは、本日の答弁でも把握できます。それなのに、基準面積に対して極端に面積不足の既存施設利用を選択したのは、何かの思惑や事情により基準面積は無視されたのでしょうか。

本年3月定例会の質問で、存在が確認をできました統合小学校開校準備委員会、総務部会の第1回会議録を情報開示請求により入手をし、必要面積を満たさない既存施設利用をどのように説明をし、議論がなされ、了承されたのかを検証させていただきました。山鹿市側の説明は、屋内運動場は一部改修ということで計画を進めていますの1文だけで、当然ながら、委員さんからの屋内運動場に関する質問は皆無でございました。新たな学校の屋内運動場についての設計の説明でありますから、通常だと、例えば、今の施設で基準を満たしていますし、強度もあるので、このまま利用いたします。あるいは、統合に伴い、学級数が増え、国の基準面積は919平方メートルになりますが、既存施設は526平方メートルです。しかし、市といたしましては、大規模改修工事を終えたばかりで、耐力度調査の結果、十分な強度もありますし、既存施設利用の観点からも、トイレの改修を行い、使用する計画ですなどと説明するのではないのでしょうか。そうすれば、必要面積不足が議論になったのではないのでしょうか。必要な情報をきちんと伝えなければ、専門家ではない委員の皆さんのほとんどは現状の可否判断ができませんし、何よりも学校設置者である自治体が国の定めた基準を守らずに、教育施設の計画をするとは予想だにしないから、疑いを持つこともなく、質問は出ないのではないかと考えます。会議録を読みながら、学校運営上、大事な施設なのに、なぜこんな説明だったんだろうなということを考えておりましたけれども、基準不足面積に触れてもらいたくないという思いがあったのでしょうか。

昨年12月定例会で、旧米田小学校の敷地内の建物配置では、統合校の施設の計画、当時も今も必要面積を確保して、建て替える場所が確保できないから既存施設利用だったのではないかと質問に対しまして、否定もされず、敷地内での建て替え場



所への有無の言及もありませんでしたので、今回、皆さんも一緒に考えてみてもらいたいと思います。

配付資料の1枚目の、めのだけ小学校の平面図をご覧ください。既存の屋内運動場は①の部分でございます。幅約15.1メートル、長さ約34.9メートルで、敷地の関係上、横に幅を広げることはできず、単純ですけれども、統合校開校時の必要面積を確保するには長さを26.1メートル延長して約61メートルが必要で、その部分というのが①と②を加えた部分です。その場合には、②の横にあります正門は封鎖をされます。また同様に、現在の必要面積を確保するためには、現在の2.3倍の80.6メートルが必要で、プール横のトイレ近くまで伸びてしまいます。仮に造ったとしても、そんな形状の屋内運動場は使用できません。その状態が①、②、③を加えた形状となり、現実にはあり得ないと思います。

また、建て替えるとして、体育施設としての屋内運動場ですが、講堂としての役割もあり、ステージが必要ですので、例えば22メートル掛ける12メートルのミニバスケットボールコートを手横方向に取り、壁との間の安全な幅を確保しますと、幅26メートル必要となりますので、開校時の必要面積を満たすには長さが約36メートル必要となり、④で書かれているような形状になります。既存校のため、既存施設を使用しながらの建て替えとなりますので、校舎から通路でつながる場所に確保できる場所はないのではないかと思います。

平面図で見ていただいて①の既存施設を使用しながら建て替えるためには、どこか別の場所に建てる必要がありますが、めのだけ小学校に行かれた方は御存じだとは思いますが、学校敷地は三方は道路で、もう一方は水田で、境界部は水路であります。平面図には表れませんが、現地の校庭周りにはいろいろな工作物があります。皆様も後で結構ですので、もし建て替えるとしたときに、この④も建物がどこに収まるかを考えてみてください。こう考えますと、やはり開校時に建て替える敷地がなくて、既存施設使用に決めたのではないかと疑ってしまうところもあります。

そこで、再度お伺いをいたします。建て替え場所がなくての既存施設使用ではなかったのでしょうか、お答えください。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

#### ○中尾雄二 教育部長

6回目の御質問について、お答えいたします。

昨年12月定例会の一般質問においてもお答えをいたしておりますが、当時の統合

校の整備方針としまして、既存施設の有効活用を基本に、活用できる施設においては活用をし、その判断の基準として、施設の耐力度の調査を行い、基準を満たす判定の場合は既存施設を改修整備し、基準を満たさない場合は建て替えが必要であると位置づけております。

現めのだけ小学校の屋内運動場に関しましては、耐力度調査において問題がなかったため既存施設使用との判断に至ったものでございますが、仮に耐力度調査において基準を満たさず、建て替え、または増築が必要であった場合、議員御指摘のように、現在の敷地内において法令の定める基準面積を満たす屋内運動場の建設は、物理的にかなりの制約を受けることになったものと思われまゝす。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

大変、答弁をいただいたのに失礼でありますけれども、過去の答弁をお変えになることはできずに、繰り返しをされましたけれども、今回は建設場所について物理的にかなりの制約を受けることになったものと思われるとの答弁が追加をされました。

今回の答弁でも、新築・増築の場合には、必要面積が該当するという立場と強度面、財政面から、めのだけ小学校は既存施設利用で開校したとの答弁が繰り返されておりますけれども、それに関しましては、今回の質問中には疑問として述べております。それは、まずめのだけ小学校の屋内運動場の基本・実施設計時点で、統合校として開校すれば、国の基準で919平方メートルの面積が必要なことは共通認識であったこと、屋内運動場施設の設計に際しては、学校側と必要な設備、コート of 広さについて協議を行い、面積を算定したとの今回も答弁がなされております。であるならば、統合校として児童数、学級数が増加するめのだけ小学校の場合も、当然、学校側と必要な設備、コート等の広さなどについて協議を行い、必要な面積を算定されたと推察をいたします。

そこで、まずこの統合校としての必要面積算定を行ったのか、行ったのであればその面積をお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、統合校の学級数に応ずる必要面積の919平方メートルを度外視をして、約半分強の保有面積の既存施設でいくと最終判断をしたのは、教育部局または市長部局のどちらでしょうか。また、その判断は公平な判断だったと思われまゝすか、お尋ねをいたします。

3点目といたしまして、これは私見ではありますがけれども、耐震化と併せて行った大規模改修工事も既存施設利用の要因ではないかと考えております。大規模改修のときに、国の補助金を活用した場合、屋内運動場の設計工期が2015年7月で、大規模改修工事完了が2014年3月ですので、僅か1年ほどで補助を受けた施設が新たに補助金を受けて建て替えることは問題がなかったのか、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

7回目の御質問について、お答えいたします。

まず1点目、統合校である現めのだけ小学校屋内運動場についての面積算定につきましては、耐力度調査において基準を満たしており、既存施設を使用することとしたため、実施いたしておりません。

また2点目、既存施設を使用するとの最終判断についてのお尋ねでございますが、これにつきましては学校規模適正化事業の担当所管は教育部ではございますが、当該事業は山鹿市としての施策でございますので、市の判断と申し上げるほかなく、また当時の統合校の整備方針に沿った適切な判断であったと考えております。

続いて3点目、御質問の意図としましては、大規模改修工事の際に国の補助金を活用したのであるから、これを即座に再度補助金を受けて建て替えることに問題があり、これが既存施設使用の判断に至った要因ではないかとの御指摘かと存じますが、あくまで既存施設を使用するとの判断は、これまで御答弁申し上げておりますとおり、既存施設の有効活用を基本に、耐力度調査の結果を基準として行ったものであり、御質問の内容は既存施設使用の判断とは関連ございません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

答弁をお伺いをいたしまして、学校規模適正化事業を立案し、統合を主導して学校設置者が、その目的としてよりよい教育条件を整備し、最適な教育環境をつくると説明して統合した学校の、心身に発達に大事な教育施設である屋内運動場について、統合校としての必要な設備や面積を検討することもなく、また国が定める学級数に必ず必要面積も度外をし、市の方針でありました既存施設の有効利用を基本に、強度があったので既存施設使用と判断をしたとの内容に少し驚いております。

その判断には、施設を使用する子供たちや教職員さんへの思いやりや配慮は全くないと思います。

また、3番目に質問いたしました事項については、仮に大規模改修時に補助金を受けていた場合には、補助金の償還も終わっていないのに取壊しが可能なのかをお尋ねをいたしましたつもりでしたけれども、少し変わった取り方をされていたのかなと思いました。

市の方針が既存施設利用だから、強度があれば、面積は国の基準の半分でも体育の授業はできるしという理由で、既存施設使用を市に具申をしたといいますか、部局、市がいう既存施設の定義や強度を確保できた大規模改修工事との関連、建て替えの建設場所について、まだまだ疑問の点がありますので、今後もお尋ねをしたいと思います。

それでは、次に山鹿市公有財産の処理について、お尋ねをいたします。令和2年4月、民営化に移行いたしました、かおう保育園を運営する事業者が、山鹿市との譲渡契約に基づきまして、本年4月、旧米野岳小学校跡地に新築移転をいたしまして、新しい施設で園児たちの保育がスタートをいたしました。その結果、山鹿市所有の旧かおう保育園の土地と建物が活用されていない遊休資産状態となりました。木造の園舎を外部から見ますと、まだまだしっかりしているように見受けられます。

そこで、お尋ねをいたします。築20年目の建築の状況と、土地を含めた施設の活用または処分方法をどうされるのか、方針をお伺いいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、旧かおう保育園施設の現状と今後の処理方針について、お答えをいたします。

御質問の旧かおう保育園は、平成15年の建設以来、本年3月まで保育園として使用されてきた築20年の施設でございます。現在、電気・ガス・水道は止めておりますが、再開に併せて一部修繕を実施すれば、使用に耐え得る状態というふうに思っております。今後の活用につきましては、現時点では未定でございます。

また、本市では、当該施設に限らず、本来の目的の用に供さなくなった土地や施設に関しまして、他部署を含め、いま一度行政目的としての活用を検討し、行政活用がない場合は、地元の意向を確認した上で、譲渡を基本とし、地域主体の管理運営による活用を模索します。

さらに、地域での活用もない場合には、公募等による民間譲渡を進めることを基

本的な方針としておりますので、今後はこれに従い進めていきたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

旧鹿央町の山内小学校、千田小学校は、施設としてあまりにも大きくて、最終的には地元での利活用がなく企業に売却をされましたけれども、閉校から6年ほどの年数が経過をいたしました。3月閉園の旧かおう保育園も両校と同じように処理される方針だとは想像しておりましたけれども、建物は木造でございますので、長く使用しないと傷みが進むと思い、お尋ねをいたしました。

旧かおう保育園閉園後、鹿央地区の方たちから、こんな御相談がありました。高齢者の方で一人暮らしの人、要介護の認定を受けていない人や、デイサービスの回数制限などで、他人と接触をしない日を過ごす人、また農家や共働きの家庭では、昼間、高齢者だけが在宅の場合もかなり見受けられるそうです。

鹿央地区には、高齢者から子供たちが集い、何かができる施設、例えばコミュニティーセンターなどの施設や場所がございません。高齢者の集う場所として、各地区の自治公民館で行われておりますサロンはありますが、どこかに高齢者が集まれる場所が欲しいとの内容でございました。そういう場所が確保できたならば、冒頭の高齢者の方々にサロンの延長感覚で集まっていただき、昼食はお弁当を購入することで、微力ながら地域の経済活性化にも寄与し、何よりも高齢者の皆さんの孤立化を防ぎ、結果として同居家族の皆さんや福祉政策の一助なればとのお話でございました。

旧かおう保育園は、県内外をはじめ、市内の学校単位での利用者も多い、鹿央グラウンド、鹿央体育館と、2つの体育施設が徒歩で3、4分と近接をしておりますので、学生や保護者たちの休憩所としての利用も考えられます。また、建物の老朽化、設備故障等により現在は閉鎖され、今後は取り壊されるであろう山鹿市ふれあい塾も近接をしております。山鹿市ふれあい塾条例の第1条の設置目的に記されております、自然と歴史文化を資源とし、都市との交流を通じ、青少年の健全育成を図るために、旧鹿央町が設置した目的を継承していくためにも、ふれあい塾が果たしていた役割を旧かおう保育園の施設に引き継いでもらえたらと考えますけれども、市の財産のまま、高齢者から子供まで集える施設として存続させることは可能でしょうか、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問に、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地域の高齢者が孤立しないような仕組みや、高齢者と子供が集えるような居場所づくりは、大変重要であるというふうに考えております。

鹿央地域におかれましては、26の高齢者サロンが立ち上げられ、サロン以外でも自主的に茶話会等を開催されており、高齢者の活動が活発な地域であるというふうに認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、公有財産の処分に係る基本方針にのっとり、周辺の既存施設の利用状況等も勘案しながら、地元の御意見・御要望をお伺いするなど、今後有効的な施設利用、または処分につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

コミュニティーセンターあるいはふれあい塾のような公の施設としての存続をお願いするには、当然、管理運営を行う組織が求められると思いますけれども、使用目的が営利目的ではなく、あくまでもボランティア活動に属する組織になると思いますので、購入することは無理だと考えますけれども、例えば、可能なのかどうか調べてはおりませんけれども、鹿央公民館活動の一環として取り扱うなど、何とか鹿央地域の集いの場所として活用ができますように、答弁にありました地元の意見、要望に耳を傾けていただきまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 52 分 休憩

○

午後 1 時 59 分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を2点、1点目は部長さん方の職務環境について、2点目には鳥獣被害対策について、お伺いをしていきます。一問一答にてお願いをいたします。

まず、1点目の部長の職務環境について、お伺いをいたします。3月議会で部長の役割についてということを質問いたしました。その中で、執務環境について疑問点として、部長室の簡易壁やパーティションの意義において、お尋ねをしました。市長からも、よりよい環境づくりの観点から、各部の業務実態に応じた適正な運用を促していく必要があるという答弁をいただきました。その後、パーティションの意義について、部長さん方との協議もされていると思いますし、各種の状況等も踏まえて検討が進んでいると思いますので、総務部長のほうにお伺いをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問に、お答えをいたします。

熊本県内の他市の部長及び局長の執務環境につきましては、熊本市、八代市、荒尾市、水俣市の4市が、庁舎供用開始時から独立した執務室を設けてあり、残りの市については、特別に部長室は設けてありません。また、部長室を設けていない市でも、本市のように簡易な壁やパーティション等で仕切りを設置した市はございませんでした。

各部長とは、現行組織における事務執行上の課題、執務環境等、意見交換を行いました。事務を執行する上で必要な環境は整備すべきものと思っております。

これは、事務の執行が円滑に行えるように組織を改編し、それに応じた執務環境を整えることは庁舎管理上も不可欠であるとの考えに立つものであり、今後もよりよい執務環境の整備、改善に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

## ○永田紘二 議員

部長の執務環境についての２回目の質問を行います。

先ほど来から答弁がありましたとおり、確かに組織改編や人事異動など、職員席の配置を含めた執行環境に関わることだろうし、しかし部長の職務スペースと、相談や来客のスペースも、それによって変わってくるのではないかと思います。また、部長の存在が感じられない、顔が見えない職場環境が、果たして適切であるかは少し疑問を持ちます。

再度、総務部長にお尋ねをしたいと思います。先ほど来から答弁がありました。今後、よりよい執行環境の設備・改善に努めるとありましたが、具体的にどのようなものなのか。

それから、他市に合わせる必要はないと思いますが、先ほどお話があったとおりでありまして、当初から部長席をつくって職務をされている荒尾市、水俣市、熊本市、八代市については、これはそういう形で整備をされていますけれども、ほかの市におかれましては、部長さんがパーティションなんかで部長席が見えないような席に座っておられる市は全くありませんでしたということであります。本市の部長の執行環境が特にばらばらだということのも一つの疑問になるのかなと思います。

そういうことから、部長の職務スペースのパーティションも囲いから分離するという考えもありますし、最終的には各部長の判断に委ねるという答弁がありました。各部長さんの判断を期待したいと思います。すなわち、部長さんは各組織のトップであります。部長としてのプライドも当然ございます。使命感、責任感も必要であります。事業判断もする必要があると思いますので、当然職員からも部長が見える、部長からも職員の行動は把握できる、来客の状況も見えると、そういう形の体制に部長さん方の自主的な判断に期待をしたいと思います。

続きまして、２点目の鳥獣対策についてお伺いをします。３点お伺いしていきましても、１つは有害鳥獣駆除の対策、それからもう１つは防護対策、それからもう１つはいろんな状況の中で方向性を少しお尋ねをしたいことがあります。

まず、有害鳥獣についてお伺いをします。有害鳥獣駆除につきましては、熊本県猟友会山鹿支部に委託をしてあると思いますが、現在の状況、特に高齢化といわれております猟友会会員数、それから従事者の年齢構成と、それから２つ目には、新規取得者もありますけれども、免許取得の補助金をどれくらい出しているのか、どれくらい増えているのか。それから、３つ目には、イノシシが非常に令和４年度は２５００頭ぐらい捕れているという話、しっかり駆除ができているということでもありますけれども、その５年間ぐらいの推移をちょっと教えていただければ助かります。



○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、有害鳥獣駆除対策について、お答えをいたします。

まず、熊本県猟友会山鹿支部の会員数につきましては、令和5年4月1日現在、153名で、実際に捕獲に従事される方につきましては145名でございます。

また、会員の年齢構成といたしましては、60歳未満が34名、60歳代が31名、70歳代が70名、80歳以上18名となっております。

次に、箱わなの購入及び新規狩猟の免許取得補助の実績としましては、箱わなにつきましては、令和2年度16台、令和3年度10台、令和4年度30台、新規狩猟免許取得に対する補助につきましては、令和2年度5名、令和3年度6名、令和4年度が6名となっております。

次に、過去5年間のイノシシの捕獲実績につきましては、平成30年度1104頭、令和元年度1597頭、令和2年度1495頭、令和3年度1690頭、令和4年度が2401頭となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

どうもありがとうございました。

特に猟友会が非常に高齢化をしてきているということ、それから捕獲数は非常に増えてきているということでもあります。後で、その内容等についての御質問をしますけれども、駆除対策も必要でありますけれども、防護柵、その駆除の前の防護柵をいろんな形でやられていると思いますけれども、その防護柵の内容、防護の内容についてお願いをしたいと思います。令和4年度の実績等がどうなっているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、有害鳥獣被害防止対策について、お答えをいたします。

有害鳥獣被害の防止対策につきましては、自らの農地、地域は自らで守るという

意識の醸成を図るため、ワイヤーメッシュ防護柵及び電気柵に対する支援を行っており、事業を開始いたしました平成22年度から令和4年度までの累計実績で総延長562キロメートル、受益戸数は延べ4000戸で、補助総額は約3億8000万円、内訳としまして国庫補助が約2億1000万円、市補助が1億7000万円でございます。

また、電気柵設置補助におきましては、平成17年度から令和4年度までの申請件数は延べ2820件で、補助総額は約4800万円となっております。

今後も、市と地元住民の積極的な防止活動への参画を促し、地元・行政が一体となり、より効果的な防止活動ができるような体制づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

被害防止対策事業も非常に進んでいると理解をいたします。ワイヤーメッシュに関しましては、平成22年から始まりました。562キロ、4000戸を対象として、補助金で3億8000万円ぐらいを投資をされております。

また、電気柵につきましても、これは事業が平成17年から始まっているということでもありますけれども、4800万円ぐらいの補助金を出しながら、非常に防止対策についても進んでいるという理解をします。

3回目の質問をしますが、そういった有害鳥獣に関する背景を少しおつなぎをしながら、行政としてのお手伝いはどうかどきないものかなということをお尋ねしていきたいと思うわけであります。先ほど猟友会の高齢化だとか、捕獲数の増加とかいうのが出ました。狩猟をして捕獲数が増えると、猟友会のメンバーの労力が加算されていきます。捕ったやつをどやんしよるかて、皆さん知りなはらんとしますけれども、基本的には山で穴掘って埋めてこないかとです、2400頭ですね。というのは何でかということ、山鹿市にはそういうジビエ料理もなければ、それを受け入れて処理する場所也没有ありません。

これは4、5年前でありますけれども、島根県的美郷町に2、3人研修に行きました。そこでは、担当課の課長が1人おるんですね、イノシシ対策だけで。それも町長も一緒になって有害鳥獣対策班を、町の職員と猟友会と両方一緒にやってて、そして捕ったものについては行政が関係機関と連携をしながら、例えば缶詰を作る工場であるとか、皮を剥いで処分する工場であるとか、そういうところと非常に十分に連携をしながら進んでいる。最近、もう1回、コロナで行けなかったので、行ってみたいと思いますけれども、そういう背景があるというのをまず皆さんに願

いしたいと思います。特に高齢化になりますと、イノシシを捕らにゃんて一生懸命頑張る、その分、仕事も多くなってくる。特に、事務局を担当する事務局員がいなくなる。事務を担当する人が高齢化もあって、もう自分は何もできんぞというようなお話であります。

こういう状況の中で、先ほど言いましたように、行政からの応援、例えば事務局を行政に置くとか、そういうことができないものかなというのが一つであります。

もう一つは、皆さん御案内と思いますが、カワウ、もう100羽ぐらい群れを組んで、菊池川の上をうろうろします。非常にアユに対する被害は大きいものであります。私たちの猟友会も10人ぐらい、その駆除をやっております。ただ、疑問がありましたのは、この前確認しましたが、カワウは山鹿市の鳥獣保護対象の鳥じゃないわけですね。それは山鹿市の猟友会が撃てるのかと、違反にはならんとかという質問をします。これは県との絡みの中で何かあるそうですが、後で報告してもらいたいと思いますけれども、カワウに関しては菊池川漁協が県に申請をして、我々の猟友会の仲間の何人かにお願いをして捕らせているということ。それから、カワウをやっぱ山鹿市の鳥獣対象鳥にしてほしいなという意見あっていましたけども、少し前向きに進んでいるようであります。その辺をお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう一つ、宅地の中に、家の中に入って悪こつするやつがおるですね。これは今日も新聞に載っておりましたが、アナグマの話で、13日の新聞のときは、岱明町にアナグマが入って巣を作って、それは猟友会が来て応援してやったところ。ところが、今の感覚からすると、宅地内のそういう害獣というのは、有害鳥獣にはならないので、捕獲が猟友会としても本来はできないわけですね。ところが、やっぱりそういうことがあると、おい、ちょっと来てくれんかというて、あっちこちの、同じような形が山鹿にも発生をしております。1週間も2週間もかかってやっと捕獲をしたと、処分をしたと。それくらい、いろんな形の中で猟友会が出ていっているというのが現状でありまして、そういう形の中で、やっぱり先ほど言いました猟友会のメンバーの努力に少し理解をさせていただいて、しっかりやっぱり応援していただきたいというのが本音であります。

それからもう一つは、そういったものに対して防護柵だとか電気柵だとかという補助とか、そういうシステムはないわけですね。じゃあそういうことから守るためには、じゃあどうしたらいいのかなということで行政のほうで考えられていることをお尋ねをしたいと思います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、今後の対策について、お答えをいたします。

まず、熊本県猟友会山鹿支部の事務局を市に置くことにつきましては、以前より猟友会山鹿支部内で事務局の運営を行っており、引き続き猟友山鹿支部内で事務局の運営をお願いするところでございます。

次に、熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画につきましては、令和５年度から令和７年度までの３年計画を令和４年度に作成しております。その計画の中にカワウを追加した理由としましては、アユの稚魚等が捕食されるため、菊池川漁業協同組合のほうからの要望により追加したものであり、毎年、菊池川漁業協同組合のほうから熊本県に申請し、駆除を行っているところでございます。

現在、カワウの鳥獣捕獲許可権限につきましては、熊本県が有しており、本市への権限移譲につきましては、申請団体の意見を参考にしながら、有効な申請方法を検討するため、熊本県、菊池川漁業協同組合など、関係団体と協議してまいりたいというふうに思っております。

次に、昨今問題になっております、住宅敷地内及び周辺への野生鳥獣侵入に対する対策につきましては、自らの住宅敷地は自らで守ることが必要であるため、現状では自ら民間業者等に依頼するなど、追い払いや侵入防止などの対策を取っていただきますようお願いしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

いろいろお尋ね、お伺いをしますけども、基本的には有害鳥獣に関しては、行政主導、行政の参加、猟友会と一緒にやっていただきたいなということと、やっぱり後の処理について、再度検討する必要があるのかなと。我々も勉強しながらお願いをしていきたいと思えます。

それから、最初のパーティションの話につきましては、今の環境でやってきておりますけれども、私としてはどうしてもやっぱり、私としてはではなく、みんなそうだと思いますけど、やっぱり部長さんも表にぼんと出て、人事管理なり、朝礼なり、事業の先頭をとっていただきたいなというような気がしておりますので、今後、その点につきましても、本来は今回一人一人、部長さんからお尋ねするはずだったんですけども、要約して総務部長のほうから答弁をしていただきました。今後は具

体的に少しずつ、皆さん方にお尋ねをしていく機会があったら、9月議会でも、12月議会でも、再度、お話をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

終わります。

○服部香代 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○服部香代 議長

お諮りいたします。議案第72号から議案第77号までの6案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第77号までの6案件は、委員会付託を省略することに決しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

日程第2 委員会付託

○服部香代 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第57号から議案第71号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時23分 散会

~~~~~

6月28日(水曜日)

## 令和 5 年（第 2 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

### 議 事 日 程（第 4 号）

令和 5 年 6 月 28 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 表彰状の伝達

第 2 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 1 号））

議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 62 号 山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第 63 号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第 64 号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 65 号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 66 号 山鹿市子ども・子育て会議条例及び山鹿市立認定こども園条例の一部を改正する条例

議案第 67 号 山鹿市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

議案第 68 号 山鹿市立博物館条例の一部を改正する条例

議案第 69 号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第 70 号 令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 71 号 財産の処分について

議案第 72 号 固定資産評価員の選任について

議案第 73 号 人権擁護委員の推薦について

議案第74号 人権擁護委員の推薦について

議案第75号 人権擁護委員の推薦について

議案第76号 人権擁護委員の推薦について

議案第77号 人権擁護委員の推薦について

(委員長報告)

討 論

採 決

○

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

## 出席議員（18名）

|     |   |   |     |   |
|-----|---|---|-----|---|
| 1 番 | 関 | 口 | 和   | 良 |
| 2 番 | 永 | 田 | 壮   | 弘 |
| 3 番 | 深 | 牧 | 大   | 助 |
| 4 番 | 原 |   | 芳   | 郎 |
| 5 番 | 隈 | 部 | 賢   | 治 |
| 6 番 | 高 | 橋 | 龍   | 一 |
| 7 番 | 豊 | 田 | 新   | 二 |
| 8 番 | 山 | 下 | 誠   | 治 |
| 9 番 | 古 | 川 | 和   | 博 |
| 10番 | 金 | 光 | 一   | 誠 |
| 11番 | 松 | 見 | 真   | 一 |
| 13番 | 小 | 川 | 榮   | 二 |
| 14番 | 芋 | 生 | よしや |   |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭   | 一 |
| 16番 | 有 | 働 | 辰   | 喜 |
| 17番 | 服 | 部 | 香   | 代 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭   | 三 |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二 |

○

## 欠席議員（1名）

18番 富 丸 洋一郎

○



## 説明のため出席した者

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 市 長                            | 早 田 順 一   |
| 副 市 長                          | 阿 蘇 品 貴 司 |
| 教 育 長                          | 堀 田 浩 一 郎 |
| 総 務 部 長                        | 大 林 秀 樹   |
| 市 民 部 長                        | 池 田 淳 志   |
| 福 祉 部 長                        | 山 崎 寿 雄   |
| 農 林 部 長                        | 石 井 耕 一 郎 |
| 商 工 観 光 部 長                    | 白 石 浩 二   |
| 建 設 部 長                        | 松 尾 正 都   |
| 教 育 部 長                        | 中 尾 雄 二   |
| 教育部首席審議員                       | 園 田 正 尚   |
| 市民医療センター事務部長<br>兼経営管理課長兼経営企画室長 | 木 村 隆 男   |
| 消防本部消防長                        | 有 尾 壽 朗   |
| 総務部次長兼総合戦略課長                   | 吉 岡 隆     |
| 市 民 部 次 長                      | 山 城 一 夫   |
| 福 祉 部 次 長                      | 野 満 ふ み 子 |
| 福祉部次長兼福祉課長                     | 徳 丸 和 孝   |
| 農 林 部 次 長                      | 栗 原 昭 浩   |
| 建 設 部 次 長                      | 樺 浩 介     |
| 水 道 局 長                        | 阿 蘇 品 健   |
| 財 務 課 長                        | 富 崎 嘉 隆   |

## 事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 議会議務局長兼議会総務係長 | 小 山 天   |
| 局長補佐兼議事係長     | 森 英 州   |
| 書 記           | 木 村 隆 寛 |

午前10時00分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

ここで、副議長と交代いたします。

[服部香代 議長 議長席退席]

[北原昭三 副議長 議長席着席]

○

日程第1 表彰状の伝達

○北原昭三 副議長

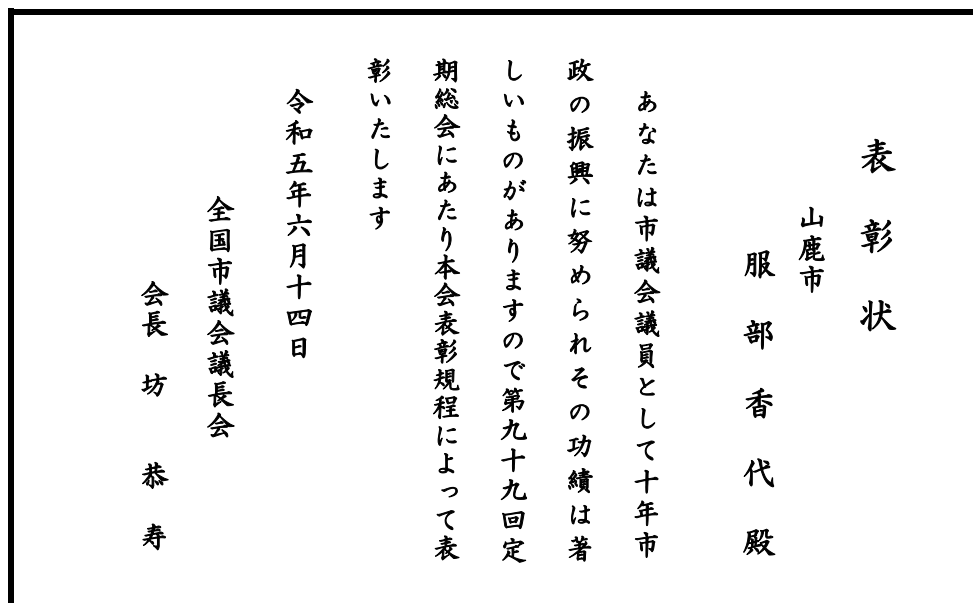
日程第1、表彰状の伝達を行います。

このたび、全国市議会議長会より、議員在職10年以上の表彰を服部香代議長が受賞されました。よって、本日、その表彰状の伝達を行います。

受賞者の服部議長は、演壇の前へお進みください。

[表彰状伝達]

○北原昭三 副議長



(代読)

[表彰状、記念品贈呈、拍手]

○北原昭三 副議長

受賞者の服部議長は、誠におめでとうございます。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

ここで、議長と交代いたします。

[北原昭三 副議長 議長席退席]

[服部香代 議長 議長席着席]

○

## 日程第2 議案第57号～議案第77号

### ○服部香代 議長

日程第2、各常任委員会に付託してありました議案第57号から議案第71号まで、及び議案第72号から議案第77号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。小川建設経済常任委員長。

[小川榮二 建設経済常任委員長 登壇]

### ○小川榮二 建設経済常任委員長

皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

去る6月20日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その結果について、報告いたします。

議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

### ○服部香代 議長

勢田市民福祉常任委員長。

[勢田昭一 市民福祉常任委員長 登壇]

### ○勢田昭一 市民福祉常任委員長

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託された案件は、議案8件であります。

去る6月21日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、福祉部及び市民医療センター所管の議案を、その後、市民部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、報告いたします。

議案第57号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第58号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第59号は、委員より、国民健康保険の保険料の引下げをするべきで、賛成で

きないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第66号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会からの報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

原総務文教常任副委員長。

[原芳郎 総務文教常任副委員長 登壇]

#### ○原芳郎 総務文教常任副委員長

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案4件であります。

去る6月22日、午前10時から、501会議室において、病気療養のため欠席されている富丸委員長以外の5名が出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、旧千田小学校の状況を現地調査し、担当課から概要説明を受けました。帰庁後、午前11時から委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、報告いたします。

議案第61号は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

北原予算決算常任委員長。

[北原昭三 予算決算常任委員長 登壇]

#### ○北原昭三 予算決算常任委員長

予算決算常任委員会の報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は議案2件であります。

去る6月16日、午前10時から、議場において、病気療養のため欠席されている富丸委員以外の委員17名出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案

第60号 令和5年度一般会計補正予算（第1号）及び議案第70号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）について、説明を受けました。

6月26日、第1会議室にて、議案ごとに各分科会に分担していた案件を分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

まず、議案第60号について、報告をいたします。議案第60号は、市民福祉分科会のみのものであり、子育て世帯生活支援特別給付事業の支援対象者数、給付者数、給付率、振込日程などについて質疑応答を行ったとの報告がございました。

次に、議案第70号について、報告いたします。議案第70号は、建設経済分科会、市民福祉分科会、総務文教分科会、それぞれに分担されています。

建設経済分科会からは、経営発展支援事業の新規就農者数、L P ガス料金高騰対策事業の概要及び運用方法の報告がありました。

市民福祉分科会からは、物価高騰重点支援給付事業の給付スケジュール、地域公共交通事業の路線バスの廃止に伴う対応及びジャンボタクシーの運行の報告がありました。

総務文教分科会からは、サテライトオフィス等開設支援事業の具体的内容と今後の見通し、事業主体の選択理由、事業の効果検証の報告、選挙管理委員会費の返還金は、衆議院選挙費用過大積算分との説明があったと報告がありました。

採決の結果、議案第60号は原案のとおり承認、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

#### ○服部香代 議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

〔14番 芋生よしや 議員 登壇〕

#### ○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対の立場から討論を行います。

反対の主な理由は、今回の改正が地方税法施行令などの一部改正に併せて、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることについてです。現行の限度額は、医療分が65万円、後期高齢者支援金分20万円、介護納付金分が17万円、総計102万円です。これを後期高齢者支援金を2万円引上げ、限度額を104万円とします。審査の中で、これによって国民健康保険被保険者の113世帯、226万円の負担増となること、この間、毎年のように課税限度額が引き上げられ、山鹿市でもコロナ前から6万円の引上げ、この10年では23万円も引き上げられたことが明らかとなりました。既に、被保険者の負担は耐え難い水準です。今回の課税限度額の引上げは、3年も続いてきた新型コロナ、そして昨年からの急激な物価の高騰で苦しむ市民の暮らしに追い打ちをかけるもので、断固反対です。

国保税の課税限度額は、法定の額の範囲内で市町村が独自に設定ができます。地方税法の改正があり、交付されたからとて、慌てて市が国の言うままに課税限度額を引き上げる必要はありません。山鹿市として引き上げないという判断もできます。今、市政が行うべきは国保税の引上げにつながる条例改正をすることではなく、急激な物価高騰に苦しむ市民の暮らしを守る立場で、負担の軽減こそ実施すべきです。

よって、議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対をするものです。

皆さんの御賛同を、よろしくお願いいたします。

#### ○服部香代 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○服部香代 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第57号及び議案第58号の2案件を一括採決いたします。

議案第57号及び議案第58号の2案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第59号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決

することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第60号及び議案第61号の2案件を一括採決いたします。

議案第60号及び議案第61号の2案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第62号から議案第69号までの8案件を一括採決いたします。

議案第62号から議案第69号までの8案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、8案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号から議案第77号までの6案件を一括採決いたします。

議案第72号から議案第77号までの6案件については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第77号までの6案件は原案

のとおり同意することに決しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

閉 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和5年（第2回）山鹿市議会6月定例会を閉会いたします。

午前10時20分 閉会

~~~~~



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服部香代

山鹿市議会議員 高橋龍一

山鹿市議会議員 隈部賢治